

是れなり。養老四年異國襲來して日向・大隅大に亂れ、朝廷宇佐宮に祈り給ひて寇賊平らぎ、神託に依り勅して放生を諸國に置かるゝに及び、五社の神輿は此に渡御し、數萬の鯉を清水の流に放ちて放生會を修め、勅使下向靈泉に禱して奉幣し、聖武天皇天平四年夏大に旱しければ、官幣を五社及び當社に奉りて雨を祈り給ひ、同十四年六月京中に飯を雨らせしかば、左大臣橋諸兄に詔して飯の山五饗を總社に渡して五社に供し、餘贏を窮民に賑はせしめらる。是れ五社總社に於ける飯山五饗渡しの初めにして、今の祈年祭に盛相を氏子全部に渡すは其の例の殘れるなり。五社及び總社に社領六千八百石を賜ひ、祭主田所家を割元として、大鳥・穴師の兩社に各壹千參百石、聖社に壹千壹百石、積川社に六百石、大井堰社に五百石を頒たれ、殘高貳千石は五社總社の領する所たりしかば、祭祀の典は嚴に行はれて社頭壯麗を極め、武將にありても楠正成・足利尊氏・織田信長等敬信厚かりしが、信長は後社領を減じて壹千貳百石と爲し、天正十三年秀吉に至りて悉く沒收せられければ、祭祀の典社頭の修補共に昔の如くなる能はずして漸次衰微し、慶長十年九月豊臣秀頼に依りて當社及び五社總社とも再建せられて其の觀を復したるも、無祿の爲め遂に往時の盛を見るに至らず、降て明治三年八月天災に罹りて社殿大破し、修繕の途なかりしかば、五社總社の神殿を取毀ち、祭神を當社に移して泉井上總社と稱せしが、同二十八年五月三十一日復分れて兩社並立し、當社殿を新築せしも、同四十一年十月二十六日復た五社總社を當社に併せ、境内社となして今に至る。是れより先、明治三年宇馬場町の馬場

天神社(菅原道眞)・字東町の東天神社(一名釋迦天神)・字南町の南天神社(菅原道眞)・白鳥神社(日本武尊)・字小社町の小社天神社(菅原道眞)・字市邊町の宇多神社(天之御中主神・神皇產靈神・高皇產靈神)及び市邊天神社を境内に移し、移せる六社を同市邊天神社に合せて末社と爲し、同五年村社に列し、同四十年一月神饗幣帛料供進社に指定せられ、同四十一年十月二十六日大字井の口字王子窪の村社王子神社(井口王子)、同年十月二十八日大字肥子字細田の同肥子神社(菅原道眞)、同年十二月八日字御館の村社和泉神社(不詳なるも、一説に珍勢縣主の祖神なりといふ)・字馬場の無格社勝手神社(受髮神)、同四十二年三月十八日伯太村大字黒鳥字山江の村社菅原神社(菅原大神)を合祀し、大正七年五月二十日郷社に昇格せらる。天保十四年八月の寺社改帳に、五社總社の境内除地貳千參百五拾坪と記せるも、今は約參千坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・社務所を存す。末社に大國主神社・事代主神社・春日神社・熊野神社及び和泉神社あり。和泉神社は延喜式内の舊社なり。また境内社となれる前記の五社總社は、本殿・幣殿・中拜殿を存し、本殿は木造檜皮葺平家建にして、即ち秀頼の再建せる當社の社殿たりしものなり。氏地は本地及び大字肥子・同井の口、伯太村大字黒鳥にして、例祭は十月五日に行はる。社寶中、神功皇后征韓勳功諸神四拾五軀は、明治二十四年七月三日美術上參考たるの鑑査狀を附與せらる。其他國宣及び朱印狀の一二を掲ぐれば左の如し。

舊和泉神社

後龜山天皇繪旨

卷數一枚披蓋之處懸祈之至特以神妙之由被仰下之狀如件、

正月十六日

春宮大進花押

國宣

和泉國五社宮司並總社神主良等田別作御伺下司以社所識名田小事如元領掌不可有相減之田國宣所作也、仍執達如件、

明德三年正月廿日

兵部少輔花押

田所大和守殿

信長朱印

當國五社大明神領事如近年有來可有社納也、次山林竹木等一切不可伐採也、仍如件、

天正三 十月廿日

信長花押

泉州五社府中神主

勅使筋

社前の小栗街道より分れて西に向ひ、穴師村大字豊中の穴師神社鳥居前を過ぎ、大津町大津停車場の北七拾間許の所にて紀州街道に合する舊道は、之を勅使筋といへり。大津街道開通の爲め今は本道たらざれども、小徑となりて尙里民に使用せらる。其の之を勅使筋といへるは奉幣勅使の往來せしより此の名を爲し、當時にありては御所車の通行せし所なりと。道筋には勅使といへる字地あり、又足洗井といへる清泉あり。八幡宮縁起中に、海岸より府中に至る道路を御幸道といへるも、此の道を指せるものにして、其の名は昔神功皇后の此の地に幸し給ひし時の道路たりしに依れりといふ。

神主田所家は橋氏なり、其の先は橋諸兄に出づ。聖武天皇の勅して久米田池を掘らしめ給ひし時、

御幸道

神主田所家

諸兄の工事を監督せる際生れたる葉子諸貞、當國に土着して櫻井田部の家を相續し、其の家を田所と號せしもの即ち同家の祖なり。本地の國府となりて五社總社の建てらるゝや、其の祭主職と爲りて五社總社及び泉井上神社の祭務となる。延喜式神明帳に載せられたる當國六十二社の祈年・月次・新嘗・新嘗の祭事は、初め官幣の勅使下向して其の式を勤めしも、後には國幣となりて公文所田所總官國中の祭祀を掌り。五社に寄せられたる六千八百石の神領に對して同家は之が割元たりしが、中世に至りて武職を兼ね、加季素免草紙には、田所大和守は應仁此方近郷を切取て八千餘石の身となれりと記し、泉州三十六士傳には、其の食地は府中・和氣・井の口・黒鳥・板原・肥子・八木郷の四五ヶ村にて、五社明神の神領なりと記し、泉州記には、田所大和守は當國三十六士中別て其の功多しと記せり。思ふに戰亂の世群雄の侵略に對し、武力を以て社領を保護するの要ありし爲め、武職を兼ねて相當の勢威を振ひしものならん。然るに天正十三年秀吉に社領を沒收せられて無祿となりければ、社と共に衰微せり。邸地は字小社町にありて今も其の一方に濠址を残せり、王朝時代に於て祭事に従ひたる社人等は、記録の存するものなきを以て之れを知るに由なきも、同家の配下に多數の社人ありしは推想するに難からず。泉州記に下神主馬場兵部、社人四人・神子一人・宮守一人と記せるは後世のことならん。又境内に東泉寺ありて奥の院と稱し、僧侶は神事に預りしも、其の何れの年代に創建せしものなるかは明ならず。明治維新後の神佛分離に依りて廢絶し、祭事等は舊に依りて田所氏に管せらる。古來の勅旨院宣を初め

市邊天神社

夥しき古文書は同家に所藏せられ來りしも、散佚又は廢棄せられて残るもの少きは惜むべし。
 泉井上神社の末社となれる市邊天神社には、市邊押磐皇子及び菅原道眞を祀れり、道眞は後の配祀なり。創建の年月は詳ならざれども、御神體は木像にて古色の蒼然たるものなりといふ。皇子は履中天皇第一の皇子なり、皇妃黑媛の出なりしが、近江の蚊屋野に於て雄略天皇の殺し給ふ所となる。其の此所に祀りし緣由は復た明ならざれども、社はもと市邊町にありて、同町は同社を祀れるより其の名を爲し、其の部民はもと南方なる字中下にありしと傳へ、今に毎年一回鬼門除と稱して業を休むの習慣を存するは、移轉當時に行ひたる鬼門除の遺風にして、又上流に當れる字桑畑よりも流水の先取權を有するは、桑畑の上流に當れる舊地にありし當時の舊慣を殘せるものならん。而して社も亦其の舊地にありて、其のチンダ山は市邊押磐皇子の住み給ひし所なりと傳ふ。チンダ山といへるは鎮座山の訛ならん。高さ貳間許・廣さ七畝歩許に過ぎざる封土なれども、以前は四邊總て芝地にして古松繁茂し居りしが、其の木は伐採せられ、芝地は開拓せられて今の如くなれりといふ、正しくは古墳なるべし。市邊押磐皇子の祀られしより見れば、同皇子に因みあるかの如く思はる。其の同皇子の住み給ひし所なりと傳ふるは、或は同皇子の墓を誤傳せるものにあらざるか。河内志及び河内名所圖會等には、同皇子の墓を河内國國府村にありと記すれども、今は同皇子の墓なりといへるもの同地になくして、もと河内と同國にしてしかも同地と其の名を同する當國府に、同皇子を祀りし古墳の存せ

チンダ山

るは奇なりといはざるべからず。若し之を同皇子の墓なりとせば、其の御子顯宗天皇の御即位後、御遺骨を此に改葬し給ひしものか。然れども古事記顯宗天皇の條に「即獲其御骨而於其蚊屋野之東山作御陵葬、以韓岱之子等令守其御陵、然後持上其御骨也」と見ゆれば、御遺骨は蚊屋野の御陵に葬り給ひしが如く、又然らざるが如く、古事記傳も之れを疑へり。從て同皇子の御骨を外に埋め給ひし御墓のあるかは定かならざれども、今は只推想の儘を記して學者の參考に資するになん。

大泉寺

大泉寺は字小社町にあり、照國山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。僧正行基の開基なりと傳ふ。境内は壹百七拾四坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

阿彌陀寺

阿彌陀寺は字東町にあり、圓光山光照院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。延寶四年の創立、僧圓光の開基なり。參拾五坪の境内に本堂・門を存す。

妙源寺

妙源寺は字馬場町にあり、法雲山と號し、日蓮宗誕生寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。天保十年八月の寺社改帳には口護上人の開基なりと記し、和泉志に明應四年重修の上棟文ありと記せり。境内は壹百七拾九坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。外に三光堂・妙見堂あり。

寶國寺

寶國寺は字市邊町にあり、市野山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛文十年の創立、僧寶譽の開基なり。境内は八拾九坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門・觀音堂を存す。門の傍に

和泉寺の址

和泉寺の址は字南町にあり。

寺は僧正行基の創建にして、業平の遺骨を藏め、出泉寺又は在原寺とも號せしといふ。業平の當寺に來りしことあるに依りて、其の遺骨を藏めしものならんか。天正年中の兵火に焼失して、今は斷礎を残せるのみ。

國府城址

國府城のありし所なれども、今其の址は詳ならず。太平記評判の記する所に依れば、延文五年細川兵部大輔は和泉國府の城にあり、官軍起ると聞きて敗北し、和泉の軍卒追ふこと四里、渡邊の橋に至りて兵部は二箇所に疵を蒙れりと。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配となり、同八年北見若狭守の支配に轉じ、寛永五年中坊美作守の支配に移り、寛文四年再び徳川代官の支配に歸し、貞享三年松平伊賀守の領地に屬し、元祿十年小笠原佐渡守の領地に轉じ、正徳元年三たび徳川代官の支配に歸し、延享四年更に一橋中納言の領地となり、府中村高壹千參百貳拾七石五升八合六勺・上泉村高五拾貳石五斗六升七合・輕部出作高九拾四石八斗壹升壹合八勺、合計壹千四百七拾四石四斗參升七合四勺は同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十一區に屬し、同七年一月二十二日第二大區四小

區に改まりて、同年四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區四小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字井の口

井口王子の址

本地は古來和泉郡に屬し、もと輕部郷の内にして井の口村と稱す。

井口王子の址は字王子ヶ窪にあり。一に茶井王子ともいひ、御幸記に、「建仁元年十月七日天運明、猶取松明出路到茶井王子、忠信少將乘輿來、謹言昨日損足」と見ゆるもの即ち是れなり。王子神社と稱して明治五年村社に列したりしも、同四十一年十一月大字府中の泉井上神社に合祀せられて今はなし。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配たりしが、貞享三年松平伊賀守の領地に轉じ、元祿十年小笠原佐渡守の領地に移り、正徳元年再び徳川代官の支配に歸し、天明二年岡部美濃守の預所となり、同四年三たび徳川代官の支配に歸し、同七年稻葉丹後守の領地となり、同氏世襲して美濃守正邦に至り、明治二年六月上地せり、依て淀藩の支配に移り、同四年七月十四日淀縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、同十四年三月五日今福村と二ヶ村聯合

したるの外は、大字府中に同じ。

大字 肥子

本地は古來和泉郡に屬し、もと上條郷の内にして肥子村と稱す。字地に肥子出作といへるあり。又田圃の小字に一の坪・二の坪・三の坪・四の坪・五の坪・六の坪・七の坪・八の坪・九の坪・十二の坪・十三の坪・十四の坪・十五の坪・十六の坪・十七の坪・十八の坪といへるあり、條里制の遺稱ならん。

善法寺は字紺田にあり、淨土宗鎮西派西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は六拾九坪を有し、本堂のみを存す。

本地村高壹百參拾貳石貳斗九升五合貳勺の内、其の七拾貳石七斗貳升貳合は元和元年より片桐主膳正の領地となり、同氏世襲して主膳正貞篤に至り、明治二年六月上地せり、依て小泉藩の支配に移り、同四年七月十四日小泉縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。又其の五拾九石五斗七升參合貳勺(肥子出作の分)は、享和元年より徳川氏代官の支配たりしが、文政三年清水中納言の領地に轉じ、安政三年再び徳川代官の支配に歸し、文久二年岡部筑前守の預所に轉じ、同氏相傳して美濃守長職に至り、明治三年十一月堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十二區に屬し、以後の管轄及び區畫の變遷は、大字府中に同じ。

善法寺

大字 和氣

本地は古來和泉郡に屬し、もと輕部郷の内にして和氣村と稱す。姓氏錄和泉國皇別に、「和氣公、犬上朝臣同祖、倭建尊之後也」と見え、續日本後紀に、「仁明天皇承和三年二月戊寅、和泉國人遣唐使准錄事縣主益雄及散位文貞等賜姓和氣宿禰、又改本居貫附右京二條二坊」と見ゆれば、和氣氏の居りし所に、村名も是れより起りしものならん。

妙泉寺は字垣外にあり、大覺山と號し、日蓮宗妙覺寺末にして日蓮大士を本尊とす。延元四年二月大覺大僧正妙實の開創なり。僧正曾て圓頓の妙法を海西に弘めんと欲し、先づ四天王寺に至りしに、本地中谷源左衛門尉なるもの就て法を受け、僧正も本地に來りて淹留百餘日、中谷氏の慈母妙泉院の隱宅を精舎に營みて法を説かれしかば、師檀の名を以て山號寺號となし、日蓮聖人自作の尊軀を安置せしもの當寺の起原にして、和氣の法華寺と稱せられ、後深草元政も母と共に詣で、日蓮の像を拜して自ら三願を發し、一には我必ず出家せん、二には父母の壽長うして我が孝心を竭さん、三には天台の三大部を闍せんと祈りしに、悉く成就せしといふ。境内は九百五拾六坪を有し、本堂・庫裏・書院・鐘樓・門を存す。外に三寶堂あり。

妙泉寺

本地は元和元年より徳川氏代官の支配となり、貞享三年松平伊賀守の領地に移り、元祿十二年小笠

原佐渡守の領地に轉じ、正徳元年再び徳川代官の支配に歸し、天明二年岡部信濃守の預所となり、同四年三たび徳川代官の支配に歸し、同七年稻葉丹後守の領地となり、同氏世襲して美濃守正邦に至り、明治二年六月上地せり、依て淀藩の支配に移り、同四年七月十四日淀縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十一區に屬し、同七年一月二十二日第二大區五小區に改まり、同年四月十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて第二大區五小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 小田

本地は古來和泉郡に屬し、もと輕部郷の内にして小田村と稱す。田圃の小字に一の坪・二の坪・三の坪・四の坪・九の坪・十の坪・十三・十四(二ヶ所)・十六・二十二・二十八といへるあり、條里制の遺稱ならん。

玉井山莊

往時玉井山莊のありし所なり。同山莊は國府の大字府中にありしとき、公餘太守の僚友を引いて遊宴し、或は騒客の詩囊を抱いて逍遙せし泉北の名蹟なり。後其の邊を當麻岸と呼びしが、今は僅に其

の行跡を存すれども、玉の井は已に埋れてなし。或は傳ふ、西北に當れる龜ヶ崎池といへる周回四町餘の池中にありと。同山莊に題するの詩あり、今其の一二を掲記せん。

江東部集

題玉井山莊 東田 子中

大江匡衡

越得山莊望地形 始知玉井在中庭 遙分眞嶺風流美 暗寫華林秋氣馨 數點苔侵巖石裂 孤輪月落見銀瓶

佳人凝睇卷簾座 雲樹重々山色青

本朝麗藻

題玉井山莊 花和泉國 三々

藤原爲時

玉井佳名被世稱 松楸半接碧巖稜 山雲繞舍應襄幔 澗月臨窓欲代燈 梅發寒花朝見雪 水收幽響夜知冰

池邊何物相尋到 雁作來賓編作朋

地福寺

地福寺は字藥師堂にあり、東光山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして藥師如來を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百貳拾八坪六台七勺を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に地藏堂あり。

本地は延寶四年より一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第二大區五小區内の六番組に入りたるの外は、大字和氣に同じ。

大字	石高	明治八年改正		明治九年一月一日現在人口		町制施行		町制施行		大正元年正月一日現在人口		大正九年十月一日國勢調査の人口	
		有租地	反別	町	村	町	村	町	村	町	村	町	村
府中	一、四七五・四三七	109,110	1,008	1,573	8,556	997							
井の口	七、八三二	五七〇五	104	1,041	五、五二六	五五							
肥子	一三、〇五三	二、八六四	一四六	1,509	一、五二四								
和氣	五九三・七九六	四七、〇〇八	三三	三、七	六、七二五	三〇							
小田	七五・四四四	四、九四三	四一	四一	六、六〇三	四九							
計	二、六六、七七七	二八、九四三	一、九七	三、五八三	二〇、二〇〇	二、〇二							二、八三三

第二十九項 伯太村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、伯太村・池上村・黒鳥村の三ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け 伯太村は當地方に於ける著名の名稱なるに依り、採りて以て伯太村と名づけ 各村は其の大字となり、舊に依りて和泉郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

大字 伯太

本地は古來和泉郡に屬し、もと上條郷の内にして伯太村と稱す。伯太は一に博多又は伯田に作る、其の名は伯太彦・伯太媛を祀れるより起りしならん。字地に平松といへるあり。寛文元年移封せられて丹後守渡邊吉綱は武州の松山より當國の大庭村に移り、其の子丹後守方綱を経て、方綱の子渡邊基綱は享保十二年大庭村より此に來りて治所を定め、丹後守登綱・同信綱・同伊綱・同享綱・同春綱・同則綱を経て、同章綱の明治二年六月版籍奉還に至るまで伯太藩の所在となり、伯太營と呼ばれ、營傍に家臣の家居櫛比し、廢藩後も尙別村たるの姿となり、遂に伯太在住の名を爲し、本地より分れて一村を建てしも、明治十九年七月之を廢して本地に合併せらる。同營は渡邊氏の版籍奉還と共に、伯太藩廳舎に轉用せられ、同四年七月伯太縣に改まりて、同年十一月二十二日の廢縣に至るまで同縣廳舎に充てられしが、廢縣後取毀れて營址は今も其の俛を止む。

平松行宮のありし所にして、平松王子の名と共に世に聞えしも、同行宮の址は詳ならず。王子祠は近世まで存せし伯太御子神祠是れにして、白河法皇の熊野遙拜の爲めに伯太街道の東に建て給ひしものなりといふ。當時は大華表ありしが、前年丸笠神社の境内に移轉せらる。

熊野御參記 建仁元年十月六日、次平松王子、於王子特有亂舞沙汰、自是停御馬、步入御平松新造御所、各入宿所、（此所、舊分所三間小）

正治百首 平松はまた雲深く立ちにけり明行鐘はなにはわたりか 後 鳥羽院

伯太營址

平松行宮址
平松王子址

丸笠神社

丸笠神社は字丸笠にあり、延喜式内の神社にして伊邪那岐命・伊邪那美命を祀れり。創建の年月は詳ならず。傳へいふ、白河院の勅願にして、院の熊野行幸のみぎり御惱に染ませられ、此の地より遙に熊野に向ひ御拜あらせられしに、忽ちにして平癒を得給ひしかば、御車を駐め給ひしと。今に院の御寄附あらせられたる鳥居並に影向石・御所芝・御車留等の古跡を存す。明治五年村社に列せられしが、大正五年五月二日字上出の伯太神社に合併せられて其の飛地境内末社となる。境内は壹千壹百参拾七坪を有し、本殿・拜殿を存す。

伯太神社

伯太神社は字上出にあり、延喜式内の神社にして伯太彦・伯太媛の二神を主神として、八雲大神・武甕槌命・經津主命・天兒屋根命・比咩大神・品陀別命を祀れり。俗に天神社と稱し、白鳳二年の奉祀なりと傳ふ。明治五年村社に列し、同四十四年五月二十九日神饌幣帛料供進社に指定せられ、大正五年五月二日字下出の村社菅原神社(菅原遺蹟)を合祀し、字丸笠の同丸笠神社を飛地境内末社とす。境内は参百九坪八合壹勺五才を有し、本殿・拜殿・廊下・社務所を存す。氏地は本村一圓にして、例祭は十月五日なり。

御所塚の址

南端なる大字黒鳥に接するの邊に御所といへる字地あり、其の地はもと御所塚のありし所なり。塚は廣さ七畝貳拾参歩・高さ四間位の圓塚なりしが、大正三年尋常小學校の敷地となりて壊平せられたるに、長さ四尺位の刀劔一口及び翡翠の小玉貳拾参粒を掘出せしといふ。和泉志に「大臣家・大塚俱在

伯太村」と記せる大臣塚は此の塚にして、大塚は大字黒鳥の大塚を本地に誤りたるものならん。

本地は寛文元年より渡邊丹後守の領地となり、同氏世襲して丹後守章綱に至り、明治二年六月上地せり、依て伯太縣の支配に移り、同四年七月十四日伯太縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十一區に屬し、同七年一月二十二日第二大區四小區に改まり、同年四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區四小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に入り、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

太字池上

本地は古來和泉郡に屬し、もと上條郷の内にして池上村と稱す。

本地は徳川氏の初めより片桐主膳正の領地となり、同氏世襲して主膳正貞篤に至り、明治二年六月上地せり、依て小泉藩の支配に移り、同四年七月十四日小泉縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十二區に屬し、以後の管轄及び區畫の變遷は、大字伯太に同じ、

大字黒鳥

本地は古來和泉郡に屬し、もと上條郷の内にして黒鳥村と稱す。字地に郷莊・辻村・坊村・上泉といへるあり、和泉志村里の條に「黒鳥屬邑四」と記せるは、此の字地を指せるならん。

東方より南方に延びたるは黒鳥山なり。山上に駐蹕紀念碑あり。碑は明治三十一年十一月攝・河・泉の野に於ける第四回陸軍特別大演習の行はれし時、先帝陛下の御駐蹕あらせられたる舊址なるを以て之を紀念せるなり。表面の文字は故小松宮殿下の御染筆、裏面の文は故陸軍大將子爵佐久間左馬太の撰にして、巖谷修の書なり。

黒鳥山

黒鳥山駐蹕址碑

恭惟 今上天皇天挺英武、夙續先聖之宏緒、克成維新之業、治既平而不怠亂、每歲治兵以講武事、是以器械整備、卒徒日精、明治三十一年行第四回特別大演習於攝河泉之野、皇上親臨統帥之、而和泉國泉北郡黒鳥山傍近、實係兩軍會戰之地、役畢郡人某某等來告曰、初郡民聞駐蹕于此、踊躍相慶來夷塗塗修橋梁、伐荆棘艾榛莽、闢道五百餘步、達黒鳥山巔、擇敞曠清爽之地以營樂行宮、時十一月十四日也、翌曉砲聲殷々如遠雷、十六日味爽兩軍蔽野而至、戰大起砲火閃電響震山谷、已咽喊如湧鉦相聲、皇上立馬上、審觀兩軍戰狀、諸將來謁、皇上親勞之、畢入行宮、御午餐即還幸、於是環木櫛以防閑入、芻牧、使後人莫護駐蹕之地、願維新以來車駕巡幸東西諸道、而未及舊折之域、某等常以爲憾、今也遭逢此盛舉、得拜驚儀於下風、何幸如之、因相謀欲傳不朽之、請容郡民之願以記之、余時將北軍審知其狀、乃不敢辭、叙其所言以銘曰、

黒鳥之岡 觀乎挺特 龍駕攸駐 民人敬飭 載禁採樵 以護聖域 爰建豐碑 長仰皇德

陸軍大將從二位勳一等子爵佐久間左馬太撰

築塚

山に築塚といへるあり、以前は大小四拾個許なりしと傳ふれども、今存するものは貳拾個許なり。中に就て大なるもの四塚あり、廣さは壹畝乃至四畝步許にして、往時より早魃の時に村民の焚火を爲して雨乞を爲せし所なりといふ。尙山中には古墳所々に散在して、其の數十五六に及べり。何れも圓形にして壹間乃至參四間の高さを有し、其の發掘せられたるものよりは、石棺又は壺・小刀等を出せりと。緣由は詳ならず。

砲兵第四聯隊營舎

練兵場

山の右側面は其の南北に亘りて、第四師團野砲兵第四聯隊營舎及び附屬甲乙二個の練兵場、並に大阪衛戍病院信太山分院・大阪憲兵分隊信太山分遣所のある所なり。同野砲兵第四聯隊はもと大阪市東區法圓坂町にありしが、移轉の必要を認めて敷地を此に選定し、營舎敷地及び甲練兵場敷地の買収せられしは大正七年八月にして、其の地域は本地及び大字伯太・國府村大字府中・郷莊村大字一條院に跨り、營舎敷地は四萬九千九百參拾五坪壹合六才・甲練兵場の敷地は四萬五千壹百五坪四合九勺、乙練兵場敷地の買収せられしは大正八年一月にして、其の地域は隣地信太村大字尾井・郷莊村大字一條院・同坂本・北池田村大字池田下・同坂本に跨り、六萬六千七拾五坪參合八勺六才、衛戍病院信太山分院敷地の買収せられしは大正七年八月にして、其の地域は大字伯太の參千貳百四拾四坪五勺、大阪憲兵分

隊信太山分遣所敷地の買収せられしは大正八年一月にして、其の地域は同く大字伯太の貳百五拾八坪なり。買収の終ると共に地均工事・營舎建營に着手せられ、其の竣成して同野砲兵第四聯隊の大阪より此に移轉したるは同八年十一月二十四日、衛戍病院分院及び憲兵分隊分遣所の新設せられしもまた同月なり。之が爲め此の地方は所屬軍人・軍屬の來往者、及び在營兵の往來交替等に依りて殷賑の所となれり。

同野砲兵第四聯隊の營舎敷地内に大塚といへる古墳あり。高さ五間許り、廣さ貳反五畝拾六歩の圓塚にして松樹繁茂し、其の形に依りて俗に鍋塚と呼はる。もと周圍に濠池の址を存したるも、營舎敷地となるに及びて見えすなりぬ。古記もなく里傳もなければ、何人の墳なるかは之を知るに由なし。和泉志に大臣塚と共に伯太村にありと記せる大塚は、此の塚を指せるものにして、其の所屬村の地域を誤りしものならん。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配たりしが、延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十四區に屬し、同七年一月二十二日第二大區四小區に改まり、同年四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月番組廢せられて

單に第二大區四小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	字	舊	高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
大	字	石	高	六四・〇一五	一、一三三	一、四、五、五	一、〇一五	一、一、〇、一、五	一、一、〇、一、五
伯	太	七五・一〇六	六	四、〇、二、九	一、一、〇	一、〇、九、七、五	三、六	一、〇、一、五	一、〇、一、五
池	上	六五・六三〇	三	四、三、三〇九	六、五	一、〇、九、七、五	三、六	一、〇、一、五	一、〇、一、五
黒	鳥	七六・八七七	三	一、五、七、〇、三、三	一、一、三、三	一、四、九、七、五	七、六	一、〇、一、五	一、〇、一、五
計		一、〇、一、一、六、五、五		一、五、七、〇、三、三	一、一、三、三	一、四、九、七、五	一、〇、一、五	一、一、〇、一、五	一、一、〇、一、五

第三十項 南王子村

本村は古來和泉郡に屬し、もと上條郷の内にして南王子村と稱す。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、獨立して一村を設け、同二十九年四月一日泉北郡に屬す。村名は今の信太村大字王子の南なるより起れるならん。

八坂神社

八坂神社は字十八坪にあり、素盞鳴命を祀れり。京都八坂神社の分靈を勸請せしものなりと傳ふ。

明治五年村社に列し、同四十四年十一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百五坪五合を有し、

四教寺

本殿・拜殿・神器庫・社務所を存す。本殿・拜殿は貞享元年の改築なり。氏地は本村全部にして、例祭を陰暦八月十七日に行へるは、勸請の日を記念せるなりと。

西教寺は字十六の坪にあり、阿耨山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛文十年の創立、僧阿耨の開基なり。境内は參百七拾壹坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・茶所・太鼓樓・土藏・表門・裏門を存す。

笠懸松

笠懸松は小栗街道の東側字笠松の淺井了雄氏邸内にあり。往時小栗判官の同街道を通行しける時、其の笠を懸けて休憩せしを以て此の名ありと。舊樹は已に枯れ、今あるものは植繼ぎたるものなれども、四時翠綠を呈せり。又同街道筋に明坂といへる所あり、小栗判官の通りし際、此にて夜の明けたるより呼びなせるの稱なりといふ。

本地は慶安二年より徳川氏代官の支配たりしが、貞享三年松平伊賀守の領地に轉じ、元祿九年再び徳川代官の支配に歸し、同十年小笠原佐渡守の領地に換り、寶永七年三たび徳川代官の支配に歸し、延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締に移りしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十一區に屬し、同七年一月二十二日第二大區四小區に改まり、同年四月十三日其

の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區四小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月二日の町村制施行に至れり。

村名	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
南王子	一、四三・三三〇	九、九三二	二、一五五	一、五五三	二、六九九	三、六四七	二、七五五

第三十一項 郷莊村

本地は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、坂本村・寺門村・今福村・觀音寺村・桑原村・今在家村・一條院村の七ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時の郷莊に屬せしに依り、其の舊莊名を採りて郷莊村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて和泉郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

大字坂本

本地は古來和泉郡に屬し、もと郷莊の内にして坂本村と稱す。字地に大木・神田及び戒下といへるあり。舊郷莊の地は古の坂本郷にして、郷は和名抄に「和泉郡坂本郷」と載せ、姓氏錄和泉國皇別に、「坂本朝臣、紀朝臣同祖、建内宿禰男紀角宿禰後男白城宿禰三世孫建日臣、因居賜姓坂本臣」と見ゆる坂本氏の居りし所にして、坂本は本地古來の稱ならん。

郷莊神社は字兵庫にあり、もと八坂神社と稱し、素盞男命・奇稻田姫命・大年神を祀れり。創建の年代は詳ならざれども、大永年間坂本石見守社殿を改修し、松の大木一本を以て成れりと、今の社殿是れなり。郷莊大宮・祇園社又は八坂大明神と稱し來りしが、明治五年村社に列し、同四十一年十月二十八日大字觀音寺字宮地の村社菅原神社(菅原道真)・大字寺門字宮地の同菅原神社(菅原道真)・大字桑原字牛神の無格社八幡神社(別命)・同大字々宮の前の村社菅原神社(菅原道真)・大字一條院字大門前の同水分神社(水分神)・大字今在家字岸の下の同八幡神社(別命)・大字今福字垣内の同菅原神社(菅原道真)を合祀し、同時に今の社名に改め、同四十二年六月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百七拾坪を有し、本殿・拜殿・社務所を存す。氏は本村全部及び北池田村大字坂本にして、例祭は十月五日なり。

禪寂寺は字戒下にあり、眞言宗高野派親王院末にして阿彌陀如來を本尊とす。本尊は座像にして作者不詳優秀の彫刻なり。創立の年月は詳ならざれども、坂本近江守の自坊にして七室伽藍備はり、附近に七ヶの末寺を存せしも、天正年中織田信長の兵火に罹りて共に焼失せしといふ。塔の臺石は現存

郷莊神社

禪寂寺

坂本城址

せり。今の堂宇は其の後の建築に係る。安置佛に彌勒菩薩の木像あり、天正の兵火を免れたるものにして、俗に新左衛門様と稱し、旱魃の時に像を背に負へば忽ち降雨あるも、之を負ひし者は必ず死すとの奇傳あり。境内は九百拾坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・納屋・門を存す。外に大師堂ありて弘法大師の像を安置せり。坂本城は坂本氏の據りし所なれども、今其の遺址は詳ならず。邑の坂本氏は其の裔にして、其の家譜に依れば、坂本近江守順喜より石見守貞助・近江守長徳・石見守元永を経て、源左衛門尉守重に至る同氏五代の居城たりしものと知らる。同家譜近江守順喜の條に、坂本大木邑の城に居ると見え、口碑に坂本氏の居城を土居城といひ、坂本近江守を土居近江守と呼びしと傳え、土居の稱は字大木の内にあれば、城は大木の内なる同土居といへる所にありしものならんか。

一、從五位下坂本近江守順喜

奉仕將軍義政公、領知於和泉國和泉郡坂本村三ヶ村・池田・郷庄・陶器七ヶ村・上代・信太・大島四ヶ村、其外部合于貫之地、居于坂本大木之邑城、應仁亂之節朝廷依守護之忠而五七桐之紋・腰日之幕拜領、以居之名則爲名字、

一、從五位下坂本石見守貞助

稚名三郎、文明十三年辛丑年出生、父順喜歿而貞助襲其祿、

一、從五位下坂本近江守長徳

母高橋九郎左衛門尉之女也、永正十二乙亥年出生、稚名號午徳丸、中比八郎助、父貞助歿而襲其祿、奉仕義輝公、義昭公、至公

方家亡而仕信長公、天正年中直宗門徒據大坂石山之城叛信長公、於是佐久間右衛門尉信盛率畿内兵而攻、具德從信盛而到大坂、守天王寺附城、軍中病卒、

一、從五位下坂本石見守元永

門跡攻之節、於大坂川口討死、

一、坂本源右衛門尉守重

佐久間右衛門尉信盛於攝州依軍議意情之管而天正八年八月十三日被放領地、和泉國之同知行被沒收、是故守重等遂爲浪人、後仕臨坂中務少輔安治公、知行五百八十石給、勤番頭、於豫州大津病卒、

一、貞幸

實喜多村右衛門圓住子也、弘治二丙辰年出生、爲近江守長德之養子、先祖之領知被沒收之後、爲浪人住泉州府、慶長十九年大坂一亂之時、蒙豐臣秀賴之命到大坂、賜知行千石之御朱印、屬光平七組番頭直野豐後守賴包、冬陣之時守農人橋之持口、明年夏陣之時具幸老衰和詰城中、落城以後暫居泉州、元和二年六月廿一日於同國府中卒、同所葬妙源寺、法名蓮光院頂悅居士、行年六十一、

坂本臣鷹野の墓

坂本臣鷹野の墓あり。封土の高さ參間・周圍六拾間にして玉塚と呼ばれる。鷹野は本地坂本氏の一族なり。天應・承和に至る間に見ゆる人にして、一度讃岐に移りしが、後本州に歸れり。

續日本紀

光仁天皇天應元年六月戊子朔、和泉郡人坂本臣系麻呂等六十四人賜姓朝臣、

續日本後紀

仁明天皇承和三年三月丙午、讃岐國人右少史從四位上坂本鷹野請除讃岐之籍帳復和泉舊墟許之、其去就由具子古記、

庚戌、左大史正六位上坂本臣鷹野等十三人改臣賜朝臣、建内宿禰男紀伊宿禰之後也、

本地は元和元年より徳川氏代官の支配となり、同七年北見若狭守の支配に移り、寛永五年中坊美作守の支配に屬し、寛文四年再び徳川代官の支配に歸し、元祿七年土屋相模守の領地に轉じ、延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十四區に屬し、同七年一月二十二日第二大區三小區に改まりて、同年四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區三小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 寺門

本地は古來和泉郡に屬し、もと郷莊の内にして寺門村と稱す。村名は大字觀音寺の西の角に當れるより起れりといふ。田圃の小字に二の坪・六の坪・八の坪・十三・十四・十五・十七・十八・十九・廿ち・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七の坪・二十八といへるあり、條里

制の遺稱ならん。

本地は徳川氏の初めより同氏代官の支配たりしが、貞享四年土屋左門の支配に移り、延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月土地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十四區に屬し、同七年一月二十二日第二大區五小區に改まり、同年四月十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區五小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 今福

本地は古來和泉郡に屬し、もと郷莊の内にして今福村と稱す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日井の口村と二ヶ村聯合したるの外は、大字寺門に同じ。

大字 觀音寺

本地は古來和泉郡に屬し、もと郷莊の内にして觀音寺村と稱す。村名は觀音寺の名に因り。

觀音寺は字南出にあり、赤田山と號し、淨土宗知恩院末にして觀世音を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は四百六拾七坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓を存す。

觀音寺城の址は觀音寺の上なる城山にあり。傳へいふ、天平二年藤原氏の初めて築きし所にして、爾來幾興廢して城主一ならず、井上某に至りて全く廢城となれりと。

本地は徳川氏の初めより片桐市正の領地となり、明暦元年麾下稻垣淡路守の采地に換り、延享四年村高四百參拾八石五升五合五勺の内、其の貳百四拾石五斗八升五勺は一橋中納言の領地となり、其の壹百九拾七石四斗七升五合は依然稻垣氏の采地たりしが、稻垣氏の采地は同氏世襲して同藤九郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年六月二十二日堺縣の管轄となる。又一橋家の領地も同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月土地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字寺門に同じ。

觀音寺

觀音寺城の
址

大字 桑原

本地は古來和泉郡に屬し、もと郷莊の内にして桑原村と稱す。水仙の産地なり。傳へいふ、俊乗坊重源の入唐して歸朝しけるとき、彼の土の水仙球を齎し來り、本地の人に其の栽培の法を教へしもの其の初めなりと。古くより盛に之を栽培して輸出せしかば、賞玩せられて桑原水仙の名世に顯れ、其の遺習は今に残りて各戸に栽培せらる。

桑原水仙

四福寺

西福寺は宇宮前にあり、眞言宗高野派威徳院末にして俊乗坊重源上人を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百九拾坪を有し、本堂・庫裏・廊下・納家を存す。寺寶に阿彌陀如來の座像あり、俊秀を以て名あり。庭内に俊乗坊重源の墓あり。俗傳に依れば、俊乗坊は本地の産にして此に入寂せしと。然れども記録の徴すべきものなきを以て、其の詳細を知るに由なし。

桑原井

冷泉あり、桑原井と呼び、一に雷井の名あり。俚諺に依れば、昔此の井に雷落ちて上らんとせる所を、人集まり井の上に蓋をなして之を責めければ、雷公大に苦み、永く此の地に落つることなしと誓ひしかば、蓋を取りて免しやりぬ。其の後復た落雷のことなく、雷鳴のときに桑原々々と唱ふるも、是れより起れりと。

本地は延享四年より一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御

料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十四區に屬し、同七年一月二十二日第二大區四小區に改まり、同年四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區四小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年 月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 今在家

本地は古來和泉郡に屬し、もと郷莊の内にして今在家村と稱す。

成福寺

成福寺は字岸の下にあり、圓通山と號し、眞言宗高野派福智院末にして弘法大師を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百四拾坪を有し、本堂・庫裏・廊下・鐘樓を存す。外に觀音堂あり。

本地は徳川氏の初めより片桐市正の領地たりしが、寛永十六年より徳川氏代官の支配となり、寛文六年青山因幡守の領地に轉じ、貞享元年土屋相模守の領地に移り、延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日一條院村と

二ヶ村聯合したるの外は、大字桑原に同じ。

大字 一條院

本地は古來和泉郡に屬し、もと郷莊の内にして一條院村と稱す。

本地は享和元年より徳川氏代官の支配たりしが、文政八年清水中納言の領地に轉じ、安政三年再び徳川代官の支配に歸し、文久元年岡部筑前守の預所となり、同氏相傳して美濃守長職に至り、明治三年十二月堺縣の管轄なる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日今在家村と二ヶ村聯合したるの外は、大字桑原に同じ。

大字	字	石高	明治八年改正	明治九年一月	町村制施行	町村制施行	大正元年五月	大正九年十月一日
			有租地反別	一日現在人口	當時の反別	當時の人口	末日現在人口	國勢調査の人口
坂本		四四・四二五	四一・四一〇	三五五	三・九二六	四二二		
寺門		一一・九二〇	七・九三三	一五〇	一〇・六三二	一四三		
今福		一一三・六三〇	九〇・三三八	六六	一一・一三三	七一		
觀音寺		四六・〇五五	三七・五三六	四四	七・〇五二	四八		
桑原		三六・三六〇	一四・三三三	一六	二・五二六	一九		
今在家		三三・九六三	二四・五三三	二九	三・二二〇	三三		
一條院		三二・〇六〇	三三・〇一六	六三	六・九二六	四四		
計		一、八六・三三三	一、五七・七二二	一、四五五	二、九一・五〇三	一、五八六	一、六九〇	一、七〇四

第三十二項 北池田村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、池田下村・坂本新田・伏屋新田・室堂村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊池田郷の北部なるに依り、其の意を採りて北池田村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて和泉郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

大字 池田下

本地は古來和泉郡に屬し、もと池田郷の内にして下村と呼びしが、後池田下村と改稱す。下村といへるは、池田川を境界として萬町・浦田・加治の三ヶ村を上村と呼びしに對せるの稱ならん。字地に山深・願成・久保・泉財・中村といへるあり、和泉志村里の條に「下屬邑五」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。舊郷名は和名抄に「和泉郡池田_{以下}」と載せ、姓氏錄和泉國皇別に「池田首、景行天皇々子大碓命之後也」と見ゆる池田氏の居りし所ならん。

明王院は字中村にあり、池田寺と稱し、一に成就寺ともいふ。供華山と號し、眞言宗仁和寺末にし

て阿彌陀佛・大日如來を本尊とす。神龜年間僧正行基の開基にして、大同年中弘法大師も來りて錫を留め、密宗の道場として七院を建て、巍々たる伽藍なりしが、足利氏の亂に遇ひて荒廢し、明徳七年其の本院のみを再興せしもの即ち當寺なり。明治十五年六月十六日一條院村字垣外の同宗金照山大日寺を合併す。境内は貳百五拾坪を有し、本堂・庫裏・廊下を存す。

妙法寺

妙法寺は字泉財にあり、高塚山と號し、眞言宗高野派福藏院末にして薬師如來を本尊とす。本尊の像は優秀なる木彫なり。由緒は詳ならず。境内は壹百九拾九坪を有し、本堂・庫裏を存す。

東岸寺

東岸寺は字久保にあり、高顯山と號し、眞言宗高野派蓮華定院末にして大日如來を本尊とす。本尊木像は優秀の作なりといふ。由緒は詳ならず。境内は壹百四拾坪を有し、本堂のみを存す。

願成寺

願成寺は字願成にあり、加補山と號し、眞言宗高野派蓮華定院末にして大日如來を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百六坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配となり、同七年北見若狹守の支配に屬し、寛永五年中坊美作守の支配に轉じ、寛文四年再び徳川代官の支配に歸し、元祿七年土屋相模守の領地に移り、延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年

二月和泉國第十四區に屬し、同七年一月二十二日第二大區三小區に改まり、同年四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區三小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十二日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字坂本

本地は古來和泉郡に屬し、もと郷莊坂本村の内なる荒蕪の地なりしを、慶長年中赤松某開墾して一村をなし、坂本新田と呼び來りしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字坂本と稱す。字地に神田といへるあり。

目塚めづかのありし所なれども、何人の塚なりしかは詳ならず。石棺の如きものありしといへども、今はなし。里人は目塚と稱して、眼病を祈るに驗ありしといへり。碑ありて目塚の銘を鐫せり、萬町村伏屋氏の建てしものなり。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字池田下に同じ。

目塚

大字伏屋

本地は古來和泉郡に屬し、上野原と稱せしが、今を距ること凡そ貳百八十九拾年前、萬町村の人伏屋某に開拓せられて伏屋新田(伏屋新開村といふ)と稱せしも、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字伏屋と稱す。同上野原に古詠あり。

夫 木 雨晴れて朝吹く風に和泉なる上野の萩げちりつ過ぎなん
衣笠内大臣
家 集 秋風に上野の薄うちなひきほめかしたるかひやあらなん
藤原清輔

上野原
兒塚

上野原は古家の多くありし所にして、千塚と稱せしは其の多きを呼びしものならん。もと辻堂ありて、堂の邊には兒松といへるあり。傳へいふ、昔奥州の兒順禮して此の地を過ぎけるに、俄に産をなして死せしかば、里民之を憐み葬りて、其の塚上に植ゑし松なりと。之に對し泉州志にいふ、男子豈子を産まんや、想ふに西國三十三所の靈場多くは女人を禁ず、故に奥州の弱婦偽りて男兒の装をなして順禮せしか、又は産兒は亡し母は存して其の兒を葬りし處なるかと。和泉名所圖會に引ける俗傳に依れば、昔奥州某の小兒親の讐を討たんとて廻國しけるに、敵は此の和泉國に隠れ忍びぬ、小兒こゝに來りしに、敵さとりて返討にせんと附けねらひければ、小兒詮かたなく餓死したる體にて此の塚を築き、榜を立て様をかへて、遂に安々敵を討ちしと。

兒井

和泉志には、兒井ちごいあり、村唯一の井にして汲めども竭きすと記すれども、今其の所在定かならず。本地は寶永七年より土屋相模守の領地たりしが、延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第二大區三小區内の六番組に入りたるの外は、大字池田下に同じ。

大字室堂

本地は古來和泉郡に屬し、もと池田郷の内にして室堂村と稱す。字地に松室といへるあり。

森光寺は字守山にあり、瑠璃山と號し、眞言宗高野派蓮華定院末にして藥師如來を本尊とす。由緒は詳ならず。明治二十四年五月二十二日南池田村大字和田字中畦の同宗高野派福傳寺(本尊は地蔵菩薩)を合併す。境内は參百參坪を有し、本堂・庫裏・土藏・門を存す。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配となり、同七年北見若狹守の支配に轉じ、寛永五年中坊美作守の支配に移り、寛文四年再び徳川代官の支配に歸し、元祿元年牧野備前守の支配に換り、寶永三年久世大和守の領地となり、同氏世襲して大和守廣業に至り、明治二年二月十二日上地 命せられて堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十四區に屬し、同七年一月二十二日第二大區三小區に改まり、同年四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せら

森光寺

れて單に第二大區三小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	字	舊石高	明治八年改正		町制施行		大正元年三月	
			有租地	反別	町制施行	反別	町制施行	反別
池田	下	一、三九・六三五	九三・一九六	一、二五二	二二・三九七	一、四〇六	二、八七二	
	坂本	四七・〇六五〇	一三・三五六	一五二	三六・六三三	一五二	二、八七二	
	伏屋	六・二〇〇	一六・四四七	三六	五・九一五	四〇〇	二、八七二	
	室堂	五〇・一五三〇	五三・九〇六	三四二	八六・〇三六	三六	二、八七二	
計	一一〇・三〇八	一七五・一八七	二、一三四	七〇・〇七四	二、三三三	二、八七二		

第三十三項 南池田村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、萬町村・浦田村・平井村・納花村・鍛冶屋村・黒石村・三林村・和田村・國分村の九ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊池田郷の南部なるに依り、其の意を採りて南池田村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて和泉郡所屬たりしが、

明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

大字萬町

本地は古來和泉郡に屬し、もと池田郷の内にして萬町村と稱す。本地及び浦田・加治の三ヶ村には從來上村の稱あり、蓋し池田川を境界とし下村に對して呼びしものならん。

阿彌陀原は西方にあり、東西貳拾參間・南北貳町の地にして長方形をなせり。里俗傳へいふ、建治三年丁丑九月十日此の地の山林に毎夜光明赫々たるを以て、村老之を阿闍梨快尊に告げれば、快尊山中に至りて持念せるに、一天朦朧として山谷轉た蕭然たりしが、五更の頃ほひ鳳鳥の聲聞え、松ヶ枝に金軸の阿彌陀尊の畫影かゝれり。阿闍梨即ち之を感得して國中に六十餘ヶ所の佛堂を建て、毎月輪次に迎へ請じて供養せりと。荒唐の説固より信するに足らざれども、傳へて今に靈地とせり。又西方に石の尾といへる靈石あり、形容獸尾の如くにして地上に出づること僅少なり。時々金光を見るものあり、里民は之を靈石とし、村童は「ふり出てゝいろもことなる石の尾や昔のまに／＼にひかりさすてふ」云々と謠へり。

契沖阿闍梨の庵址は伏屋氏の後園にあり、即ち伏屋氏の祖長左衛門、賢深く同阿闍梨に歸依して、其の庭内養壽庵に居らしめければ、阿闍梨は此に假寓して心靜に國語國文の研讀に従事し、數年を経

契沖阿闍梨の庵址

石の尾

阿彌陀原

て延寶八年大坂に歸るに及び、長左衛門は其の庵を壊ちて之を大坂に送り、今の大阪市東區餌差町の圓珠庵を其の木材にて營みしといふ。阿闍梨の去ると共に庵もなくなり、寂莫の感に堪へざりけん、同家は更に一庵を結びて明治の後まで存せしが、三十餘年前取毀たれて今はなく、養壽庵の壹軸を殘して昔を偲べり。同家の周圍には竹林ありて、俗に大竹藪と呼ばれ、更に池田川の流あり、阿闍梨の淹留中に於ける慰藉の料たりしものならん。

池田川のほとり伏屋某が造りおける庵をかりて住みけるに、其ほとり大竹おほ空に聳ゆるものおほきを見てよめる

千尋ある岸根に生ふるむら竹をいほりのまかさくしてそ見る

同じく此詩の閑なるをよめる、韓退之か庵の意をふくみて

いほちかき竹のみとりの玉はよきはらはて塵のなきよにそすむ

池田川の流いとおもしろく、島と見えたる所に梅ありてにほひけるを詠める

夕つきよ梅か香おくる河風にきし根の艸の身をそわするよ

梅の花河邊の月にはほふ夜は千鳥の音をや鶯にせん

池田川の岸に藤と山吹との咲きあひたるにつけて

山川のきしの藤浪かよれともたれにかいはん山ふきの花

池田川納涼

夏川のいしまの水の涼しさにうをの心もわれにてそしる

岸のうへに庵しなれば川音の枕をくよる夜中そすよしき

小寺

小寺は字中出にあり、天受院と號し、眞言宗高野派蓮華定院末にして觀世音を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百五坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配たりしが、元祿七年土屋相模守の領地に轉じ、延享四年再び徳川代官の支配に歸し、同年七月一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十四區に屬し、同七年一月二十二日第二大區三小區に改まり、同年四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區三小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字浦田

智海谷
智海寺址

本地は古來和泉郡に屬し、もと池田郷の内にして浦田村と稱す。字地に枝戸・山原といへるあり。
 智海谷は東南にありて智海池あり、智海寺の舊地なり。智海寺は智祥院・正福寺・光明寺・普明院・法
 蓮寺・修樂寺・七寶院とも、智海上人の建立なりと傳ふ。智海上人は本地の産なりといへば、其
 の郷里なるを以て各寺院を興せしものならん。寺院は何れも隆昌を極め來りしが、天正五年織田氏の
 兵火に罹りて智海寺を除くのは悉く焼失せり。焼失せる寺院中智祥院は又左衛門屋敷に・正福寺は
 半藏屋敷に・光明寺は政藏屋敷に・普明院は利右衛門屋敷に・法蓮寺及び七寶院は新吉屋に・修樂
 寺は龜右衛門屋敷にありしといふ。其の兵火を免れたる智海寺は、復た元祿年間に至りて南方字山原
 に移轉せり、即ち今の辨財天堂のある所是れなり。舊地大門の址は部落の民家に介在せる東四つ辻と
 いへる所にして、其の邊には今も大門を姓とするものあり。大門並に仁王殿は大鳥郡鉢ヶ峯寺に移さ
 れしと傳ふ。寺はもと無本寺なりしが、元祿年間江戸湯島靈雲寺末となり、ついで河内國錦部郡鬼住
 村延命寺末たりしも、明治維新の際に廢寺となりて、庫裏と辨財天堂とを存せしが、庫裏は明治七年
 の暴風に顛倒破壊して、今は辨財天堂のみを存す、堂は三間四面なり。而して前記智祥院の址には、
 其の一隅に小堂ありて、裡に光明皇后の尊像・智海上人の護摩供の灰を以て造れる日本三昧の一と稱
 する八手の辨財天あり、智海寺と彫刻したる額面と共に安置せり。
 法華寺は字垣外にあり、盛采山阿彌陀院と號し、眞言宗高野派蓮華定院末にして阿彌陀佛を本尊と

法華寺

古城址

す。由緒は詳ならず。境内は參百五坪を有し、本堂・庫裏を存す。傍に高津池あり、又里俗に雞を飼
 はざるの風習あり。里傳に依れば、昔當寺にこげん坊といへる僧ありしが、お菊といへる少女に通じ
 て人の指彈する所たりしに、或る日の晩里中の群鷄悉く夜鳴を爲し、二人は其の夜此の高津池に投じ
 て情死せしかば、是れより此の風習を爲せりと。「坊さん三十でお菊は十四、あわせて四十四で心中
 した」といへる兒守唄は、此の情死を語れるものなり。こげん坊の墓は當寺の墓地にありて、氣の患
 ひある者に持たすれば効驗ありと稱し、削り取られて今は小くなれり。
 智海谷に方壹町餘の高臺あり、之を圍繞せる低地の字を二重堀といへり。舊記の存するものなきを
 以て其の緣由を知るに由なきも、地形に依りて其の城址たるを思はしむ。其の崖下を流るゝは横尾川
 にして、川に架せる橋に城の前橋の名あり。又東方拾町許を隔てたる大字松尾寺に火振峠の名あり、
 是れ此の地の城址たるを考證するの資料たらんか。
 本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日鍛冶屋村と二ヶ村聯合したるの外は、大字萬町
 に同じ。

大字平井

本地は古來和泉郡に屬し、もと池田郷の内にして平井村と稱す。大字國分・同黒石と共に宮里と呼

羅漢寺

羅漢寺は字垣外にあり、十六山と號し、眞言宗高野派無量光院末にして十一面觀音を本尊とす。天平年中智海上人の開基にして、宮里三ヶ村の立合なり。中世の沿革は詳ならず。境内は四百六拾坪を有し、本堂兼庫裏を存したるも、破壊せし爲め大正五年七月五日撤却せられて、今は僅に寺名を存せるのみ。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配となり、元祿元年牧野備前守の領地に轉じ、寶永三年久世大和守の領地となり、同氏世襲して大和守廣業に至り、明治二年二月十二日上地を命せられて堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、同十三年四月二十三日第七聯合に屬したるの外は、大字萬町に同じ。

大字納花

本地は古來和泉郡に屬し、もと池田郷の内にして納花村と稱す。傳へいふ、往時施福寺の花畑となりて花を同寺に納めし所なりと、蓋し村名の起原ならんか。

谷山池は南方低地にあり、本地及び附近十一大字の立會用水なり。泉州志・和泉志及び和泉名所圖會には、僧重源の鑿つ所なりと傳へ、池頭に小堂ありて重源の像を安置すと記し、堂及び像は今に存

谷山池

福壽寺

す。傳へいふ、重源の池を鑿つや、人夫を讃岐國より招きて役に從はしめしが、役終りて其の人夫を當地に住せしむ、依て其の國名を採りて讃岐田一名讃岐垣外と名づけ、其の後裔は連綿として永く池守を爲せしと、今も讃岐姓のものあり。

福壽寺は字中條にあり、無量山と號し、眞言宗高野派無量定院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は貳百五拾坪を有し、本堂・庫裏を存せしも、大正六年三月六日焼失して、今は納家及び經藏のみとなる。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配となり、元祿元年牧野備前守の領地に轉じ、寶永三年久世大和守の領地となり、同氏世襲して大和守廣業に至り、明治二年二月十二日上地を命せられて堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、同十三年四月二十三日第七聯合に屬したるの外は、大字萬町に同じ。

大字鍛冶屋

本地は古來和泉郡に屬し、もと池田郷の内にして鍛冶屋村と稱す。鍛冶は一に加治に作る。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配となり、元祿元年牧野備前守の領地に轉じ、寶永三年久世大和守の領地となり、同氏世襲して大和守廣業に至り、明治二年二月十二日上地を命せられて堺縣の管

轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十四區に屬し、同七年一月二十二日第二大區三小區に改まり、同年四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區三小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日浦田村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第三十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 黒石

本地は古來和泉郡に屬し、もと池田郷の内にして黒石村と稱す。大字國分・同平井と共に宮里と呼ぶ。

四福寺

西福寺は字奥條にあり、安國山と號し、眞言宗高野派大圓院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は壹百貳拾六坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配となり、同七年北見若狹守の支配に移り、寛永五年中坊美作守の支配に轉じ、寛文四年再び徳川代官の支配に歸し、元祿元年牧野備前守の領地に換り、寶永三年久世大和守の領地となり、同氏世襲して大和守廣業に至り、明治二年二月十二日上地を命せられて堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十四區に屬し、同七年一月二十二日第二大區三小區に改まり、同年四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區三小區となり、同十四年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 三林

本地は古來和泉郡に屬し、もと池田郷の内にして三林村と稱す。字地に御林・上林・川中といへるあり。御林は本郷なるを以て、和泉志村里の條に「三林屬邑二」と記せるは、此の字地の三林と川中を指せるなるべし。

春日神社

春日神社は字御林の東方字山の中にあり、武甕槌命・經津主命・天兒屋根命・比賣大神を祀れり。神護景雲年間の勸請なりと傳へ、古老の説に依れば、武甕槌命・天兒屋根命二神の常陸國より大和の三笠山に御遷座のとき、近郷の民出で、頓宮を造りて迎へ奉りし由緒ありといふ。享保三年六月十九日神祇官より正一位を授かり給ひ、春日大明神と稱し、もと宮寺ありて奉仕せしが、明治の後に至りて分離し、社は郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十二年五月五日北池田村大字坂本字清水の村社嚴島神社(市杵島)、同年七月十日大字浦田字山原の無格社嚴島神社(市杵島)、

同大字々垣外の村社白山神社(白山)・大字和田の同白山神社(白山比賣命)、同年八月二十六日字梶山の同白山神社(白山)・大字平井字垣外の同春日神社(武甕槌命・經津主命・天兒屋根命・比咩大神)・同大字々十禪寺の同日枝神社(大山)・同大字々垣外の同熊野神社(伊弉那)・大字國分字丸笠の同八坂神社(素戔鳴命・稲)・同大字々畑中の八百萬神社(八百萬神)・同大字々奥代の同佐太神社(佐太)・大字黒石字奥條の無格社八幡神社(品陀)・同大字々八王寺の村社黒石神社(若年)・大字鍛冶屋字垣外の同若宮八幡神社(應神天皇)・大字萬町字幣垣の無格社幣垣神社(大碓命)、同年九月三日大字納花字中城の村社八幡神社(品陀)、同年九月十六日北池田村大字池田下字(菅原道真)久保の同大年神社(大年)・同村同大字々泉財の同泉財神社(伊弉册命)・同村同大字々山深の同菅原神社(菅原)・同村大字室堂字垣外の同白山神社(白山)・同村大字伏尾字宮の前の同菅原神社(菅原)・同村大字池田下字中村の同菅原神社(大碓命)・同村同大字々願成の同八坂神社(素戔鳴命)・同村同大字々里中の同八幡神社(品陀)、大正四年七月十日大字和田字小倉山の同穗椋神社(不詳)・大字萬町字中出の同意賀美神社(山姫命)を合祀せり。合祀社中意賀美神社の由緒は詳ならざれども、延喜式内の意賀美神社なりとの古老の傳説を存す。神域は高燥にして五千壹百坪の境内を有し、本殿・幣殿・神饌所・説教所・拜所・社務所を存す。末社に天神社・八百萬神社・素戔鳴神社・稻荷神社あり。拾餘町歩の保安林は鬱蒼として賽路を挟み、崇高の氣自ら詣者の容を正さしむ。氏地は本村全部及び北池田村大字池田下・同伏屋・同室堂にして、例祭は十月五日なり。

觀音寺

塚 穴

觀音寺は字カジ山にあり、正生山と號し、眞言宗高野派蓮華定院末にして十一面觀世音を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百貳拾坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。外に地藏堂あり。

黒石の塚穴と呼びて數拾個の塚穴ありしも、今存するものは僅に數個に過ぎず。其の存するものも開拓せられて原形を留むるものなし。穴は總て南に面し、入口は狭くして參四尺・長さ參間・高さ五六尺、内部は奥行參間・左右壹間半にして、高さ七八尺なり。花崗石にて疊み、正面は大石を以て之を築けり、其の中より出でしもの、多くは、刀劔・馬具・祭具等なるも、曾て石棺出で、其の蓋石は西福寺の境内に建てられ、他は溝渠の橋等に使用せりといふ。由來本地は石の産地にして、巨大なるものあるも、其の石棺に用ひたるものは本地のものにあらずして、瀬戸内海沿岸島嶼産の石質なれば、輸入し來りしものならん。大字三林の春日神社境内にも同様の塚穴拾數個ありしが、崩壞して今完全なるもの一もなし。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配となり、同七年北見若狹守の支配に移り、寛永五年中坊美作守の支配に轉じ、寛文四年再び徳川代官の支配に歸し、元祿元年に至り村高四百八拾參石貳斗四升七合壹勺の内、其の西方に屬する壹百七拾七石四斗五合七勺は牧野備前守の領地に移り、其の東方に屬する參百五石八斗四升壹合四勺は依然徳川代官の支配たりしが、牧野氏領は寶永三年久世大和守の領地に移り、同氏世襲して大和守廣業に至り、明治二年二月十二日上地を命せられて堺縣の管轄となる。

又徳川代官の支配地は寶曆十三年清水中納言の領地となり、寛政七年三たび徳川代官の支配に歸し、文政七年清水中納言の領地に移り、安政二年四たび徳川代官の支配に換り、萬延二年久世大和守の領地に轉じ、文久二年五たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して小堀數馬に至り、明治元年の初めに新に御料となりて大阪裁判所農務局の支配となり、同年六月二十二日堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、同十四年三月五日和田村と二ヶ村聯合したるの外は、大字黒石に同じ。

大字和田

本地は古來和泉郡に屬し、もと池田郷の内にして和田村と稱す。字地に中原・井戸といへるあり。穂椋神社の址は西方小倉山にあり。社は祭神詳ならずれども、和泉志及び大阪府誌には、延喜式内の神社なりとせり(穂椋神社に二社あり、一は泉南郡山直下村大字三田にあり、泉州志には同社を延喜式内社とせり、何れの正なるかは後考を俟つ)。池田郷の一の宮と呼ばれ、近時は北池田村大字室堂との共祭となり、壹百七拾六坪の境内を有し、明治五年村社に列し來りしが、大正四年七月十日大字三林の郷社春日神社に合祀せられて今はなし。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配となり、同七年北見若狹守の支配に轉じ、寛永五年中坊美作守の支配に移り、寛文四年再び徳川代官の支配に歸し、元祿元年牧野備前守の領地に屬し、寶永三年

穂椋神社の
址

久世大和守の領地となり、同氏世襲して大和守廣業に至り、明治二年二月十二日上地を命せられて堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、同十四年三月五日三林村と二ヶ村聯合したるの外は、大字黒石に同じ。

大字國分

本地は古來和泉郡に屬し、もと池田郷の内にして國分村と稱し、大字平井・同黒石と共に宮里と呼ばれる。村名の國分は國分寺に因めるなり。字地に栗林・藏之上といへるあり。東南西に蟠れるは長尾山にして、山中に宣明瀧あり、下流は流れて横尾川に注げり。

國分寺は中央字北條にあり、護國山と號し、眞言宗高野派無量光院末にして十一面觀世音を本尊とし、今は福德寺と稱す。縁起に依れば、中古一人の沙門あり、智海上人と號し、本州和泉郡浦田の産なり。同郡宮里の瀧山に住して佛乘を勤修しけるに、或る時一糜來りて上人の小便を嘗めて懐胎し、竟に一少女を生みしかば、上人之を見るに忍びず、隣嫗をして慈育せしむ。嫗は貧賤にして常に農事を業とし、少女の七歳となりし年の夏五月、嫗は野田に出て苗を植ゑ、少女は嫗に伴はれて嬉戯しけるに、横尾寺に詣で、歸途に就きし勅使大臣藤原不比等、一瑞氣の揚るを見れば是れ即ち少女の全身より光を放てるなり(北池田村大字室堂女座坂の西邊に、今も照田・光田といへる)。依て大臣輿より下りて之を見るに、

國分寺
(國分寺)

體貌殊麗なりければ、光明子と名づけ、嫗に請ふて輿を同うして伴ひ歸る。長ずるに従ひて艶麗益加はり、毎に君側に侍し恩寵を得て、天平元年八月立ちて后宮となれり、光明皇后即ち是れなり。性酷だ佛法を好み、幾多の寺院を創建し、此の地は其の家郷たるを以て伽藍を構へて安樂寺と號し、後承和年中勅して國分寺となすと。然れども是れ妄誕不敬の説なり。光明皇后は後揭續日本紀に見ゆるが如く、淡海公藤原不比等の女にして、十六歳のとき立ちて聖武天皇の妃となり、天平元年八月皇后となり給ひ、孝謙天皇の母后にましませり、いかでかゝる事のあるべき、附會の説も亦極まれり。然れども皇后は國分寺を創建せし給ひし御方なれば、此の寺の創立も皇后御在世の時ならんか。寺は續日本後紀・延喜玄蕃式・同主稅式等に見ゆる所にして、寺門隆昌を極め、境域も廣大にして堂塔伽藍檐を連ね、彫楹繪楣相映じ、壯麗美觀を盡せる和泉一國の巨刹たりしも、物變り星移り漸次衰頽して施主なく願主なく、今は四百六拾坪の境内に、破檐傾柱の本堂兼庫裏と古石佛を存せるの一蕭寺となり、金堂・寶塔・中門・大門等の舊礎散亂して往時の盛を語れるのみ。寺を距る壹町餘の字瀧山に藥師堂の廢址あり、當寺の奥院にして光明皇后の降誕地なりと傳へ、傍の岩窟は廣さ丈餘にして、智海上人の修業せし道場なりといひ、幽邃にして溪水潺々勉學の好仙境なり。

續日本紀 淳仁天皇天平寶字四年六月乙丑、天平應眞仁正皇太后崩、性藤原氏、近江朝大織冠内大臣鎌足之孫、平城朝贈正一位太政大臣不比等之女也、母曰贈正一位縣守養橘宿禰三千代皇太后、幼而聰惠、早播聲譽、勝寶感神聖武皇帝儲貳之日納以爲妃、時年

十六、攝引衆御皆盡其歡、雅閑禮訓、敦崇佛道、神龜元年聖武帝即位、授正一位爲大夫人、生高野天皇及皇太子、其皇太子者繼而三月立爲皇太子、神龜五年天而薨焉、時年二、天平元年尊大夫人爲皇后、湯沐之外更加別封一千戶、及高野天皇東宮封一千戶、太后仁慈志在救物、創建東大寺及天下國分寺者、本太后之所勸也、又設慈田施藥兩院、以療養天下飢病之徒也、勝寶元年高野天皇受禪、改皇后宮職曰紫微中臺、妙選勳賢並列臺司、寶字二年上尊號曰天平應眞皇太后、改中臺曰坤宮官、崩時春秋六十、以三品船親王・從三位藤原朝臣永手・藤原朝臣弟貞・從四位上藤原朝臣御楯・從四位下安倍朝臣島麻呂・藤原惠美朝臣久須麻呂等十二人爲裝束司、六位已下官十三人、以三品池田親王・從三位諱文室真人智努・氷上真人鹽燒・正五位下市原王・正四位上坂上忌寸大養・從四位下佐伯宿禰毛人・岡真人和氣等十二人爲山作司、六位已下官十三人、以從五位下大藏忌寸麻呂・外從五位下上毛野公真人爲養民司、六位已下官五人、以從三位氷上真人鹽燒・從三位諱正五位下石川朝臣豐成・從五位下大原真人繼麻呂等爲前後次第司、判官・主典各二人、天下諸國舉哀三日、服期三日、癸卯、葬仁正皇太后於大和國添上郡佐保山、

續日本後紀 承和六年五月辛巳朔癸未、和泉國言、以在和泉郡安樂寺爲國分寺、置講師一員・僧十口、但不置讀師、依請許之、

延喜玄蕃式 凡和泉國安樂寺・伊豆國山興寺・加賀國勝興寺・能登國大興寺、並各爲國分寺、置僧十口、

延喜主稅式 和泉國國分寺料五千束、

淨福寺

淨福寺は字瀧山にあり、堺市淨土宗寶泉寺末にして阿彌陀如來・藥師如來を本尊とす。和銅六年智海上人の開基なり。もと法相宗なりしが、寶永年中淨土宗に改む。口碑に依れば、光明皇后の誕生地なるを以て、天平勝寶年中同皇后は此の地に行啓して藥師の像を安置し、白瀧の靈水を汲みて藥湯を設け、以て諸人の病苦を救はせ給ふ、故に白瀧山成福寺と號せしが、後今の寺名に改めしと。境内は

四光寺

七百參拾九坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓を存す。

西光寺は字峠にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百五坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配となり、同七年北見若狹守の支配に轉じ、寛永四年中坊美作守の支配に換り、寛文四年再び徳川代官の支配に歸し、元祿元年牧野備前守の領地に屬し、寶永三年久世大和守の領地となり、同氏世襲して大和守廣業に至り、明治二年二月十二日上地を命せられて堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第二大區三小區内の十番組に入りたるの外は、大字黒石に同じ。

大字	石高	町村制施行		町村制施行	
		明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	當時の反別	當時の人口
萬町	六七、四三〇	五、六二二	五九	八、九二〇	四〇一
浦田	四八、一三〇	二七、六二七	五〇	七、〇一八	四一五
平井	一八、一三五	二六、六一九	二五	七、七〇〇	二五一
納花	一五、三三〇	一〇、〇〇〇	五	三、五七九	二九九
鍛冶屋	二四、三二〇	三、五〇七	一〇	六、九七三	一一三
黒石	三三、二七〇	三三、六一〇	二一	九、〇一六	二七三

三和	林田	町村制施行		町村制施行	
		明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	當時の反別	當時の人口
三和	四八、三二二	四、三三三	五七	二、六〇三	四三三
和分	二五、四三三	二五、四〇九	一八	五、四四四	二一一
國分	五五、一六〇	六、二〇一	六	九、一〇七	七五
計	三、五三、五五七	三、四三、九二六	二、四七七	八、四、七四四	一、一〇〇

第三十四項 横山村

本村は明治三十六年五月一日東横山村・西横山村の兩村を合併して一村を設け、兩村名の冠字を省きて横山村と名づけたるものなり。舊兩村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、福瀬村・南面利村・岡村・善正村・九鬼村・横尾村の六ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、合併して一村を設け、其の地は舊横山莊の東部に位置せるに依り、其の意を採りて東横山村と名づけ、また坪井村・佛並村・小野田村・下宮村・北田中村の五ヶ村も、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、合併して一村を設け、其の地は舊横山莊の西部に位置せるに依り、其の意を採りて西横山村と名づけ、從來の各村は所屬兩村の大字となり、舊に依りて和泉郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬したりしも、地形民情の上に於て自治の目的を達するには、分立するの不利なるを認め

しかば、此くは合併せられて一村となる。

大字 福瀬

潮谷
鳥地獄

本地は古來和泉郡に屬し、もと横山莊の内にして福瀬村と稱す。南方切坂山の下に潮谷あり、岩間より湧出する水に鹽分を含めり、故に此の名あり。又東方に鳥地獄と呼べる泉あり、酸味を帯びて、諸鳥此の水を呑めば死すといふ。

小堂寺

小堂寺は字井の内に入り、慈雲山と號し、眞言宗高野派多聞院末にして不動明王を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾坪を有し、本堂兼庫裏・鐘樓を存す。

觀音堂

觀音堂は字山の口にあり、眞言宗金剛峯寺末にして千手觀音を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾坪を有し、本堂兼庫裏を存す。外に地藏堂あり。

本地は寶永十八年より徳川氏代官の支配たりしが、寶曆十三年清水中納言の領地に轉じ、寛政七年再び徳川代官の支配に歸し、文政七年また清水中納言の領地に移り、安政二年三たび徳川代官の支配に屬し、萬延二年村高參百拾參石五斗八升五合の内、貳百四拾八石四斗貳升參勺は遠藤但馬守の領地に屬し、其の六拾五石壹斗六升四合七勺は依然徳川代官の支配たりしも、文久二年に至り遠藤氏領もまた徳川代官の支配に歸し、同代官繼承して小堀數馬に至り、明治元年の初め新に御料となりて、大阪

裁判所農局の支配となり、同六月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十三區に屬し、同七年一月二十二日第二大區三小區に改まり、同年四月十三日其の十番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區三小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 南面利

本地は古來和泉郡に屬し、もと横山莊の内にして南面利村と稱す。

泉福寺は字アン山にあり、惠日山と號し、眞言宗高野派安養院末にして觀世音・不動明王・弘法大師を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は九拾貳坪を有し、本堂兼庫裏・鐘樓・土藏を存す。

本地は寛永十八年より徳川氏代官の支配たりしが、寶曆十三年清水中納言の領地に轉じ、寛政七年再び徳川代官の支配に歸し、萬延二年遠藤但馬守の領地に轉じ、同氏世襲して但馬守胤城に至り、明治二年六月上地せり、依て三上藩の支配に移り、同四年七月十四日吉見縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字福瀬に同じ。

泉福寺

淨福寺

大字岡

本地は古來和泉郡に屬し、もと横山莊の内にして岡村と稱す。

淨福寺は字垣外にあり、寶塔山と號し、眞言宗高野派大圓院末にして毘沙門天を本尊とす。由緒は詳ならず、境内は壹百拾坪を有し、本堂兼庫裏・門・長屋・納家を存す。

本地は延寶三年より徳川氏代官の支配たりしが、寶曆十三年清水中納言の領地に轉じ、寛政七年再び徳川代官の支配に歸し、文政七年また清水中納言の領地に換り、安政二年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して小堀數馬に至り、明治元年の初め新に御料となりて、大阪裁判所司農局の支配に移り、同年六月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日和泉國第二大區三小區内の十一番組に入りたるの外は、大字福瀬に同じ。

大字善正

本地は古來和泉郡に屬し、もと横山莊の内にして善正村と稱す。西北横尾川に潮谷と呼べる所あり、川中の岸罅より湧出する冷泉に鹽分を含めり、故に此の名あり。

地藏寺

地藏寺は字烏藪にあり、子安山と號し、眞言宗高野派金藏院末にして地藏菩薩を本尊とす。由緒は

詳ならず。境内は壹百五拾貳坪を有し。本堂兼庫裏を存す。

本地は寛永十八年より徳川氏代官の支配たりしが、寶曆十三年清水中納言の領地に轉じ、寛政七年再び徳川代官の支配に歸し、萬延二年遠藤但馬守の領地となり、同氏世襲して但馬守胤城に至り、明治二年六月上地せり、依て三上藩の支配に移り、同四年七月十四日吉見縣に改まり、同年十一月二十一日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、同十四年三月五日横尾山と二ヶ村聯合したるの外は、大字福瀬に同じ。

大字九鬼

本地は古來和泉郡に屬し、もと横山莊の内にして九鬼村と稱す。里俗傳へいふ、南横山村大字父鬼に住める親鬼の子九つを此の地に居らしむ、是れ村名の起原なりと。

阿彌陀寺

阿彌陀寺は字村宿にあり、八幡山と號し、眞言宗高野派安養院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は九拾坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

觀自在寺

觀自在寺は字城尾にあり、別所山と號し、眞言宗御室派常住院末にして觀世音を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百七拾壹坪を有し、本堂・裏庫・土藏・納家・門を存す。

本地は元祿元年より牧野備前守の領地たりしが、寶永三年久世大和守の領地に換り、同氏世襲して

大和守廣業に至り、明治二年二月十二日上地を命せられて堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、同七年四月十三日第二大區三小區内の九番組に入りたるの外は、大字福瀬に同じ。

大字 槇尾山

本地は古來和泉郡に屬し、もと横山莊の内にして槇尾山と稱す。槇の字は一に卷・牧又は眞木等に作れり。東南は河内國南河内郡高向村大字瀧畑に接し、山間の僻地にして山巒四境を繞り、槇尾山は四岳八峯層巒蒼翠宛然蓮華の如し。

施福寺

卷尾山仙樂院施福寺は字峯山にあり、西國巡禮第四番の札所にして、初めは眞言宗なりしが、後天台宗に改め、今は延曆寺の末なり。丈六の彌勒菩薩を本尊とし、脇壇に千手觀音・馬頭觀音・文殊菩薩及び四天王を置けり。寺傳にいふ、山はもと卷尾大明神鎮座の靈區にして、欽明天皇の御宇行滿上人の開基に係り、役小角の法華二十八品を分ちて葛城の支峯に置くや、當山は其の卷尾を納めし所なるを以て卷尾山の名あり、僧正行基は又懺悔秘法の卒都婆を建つ、因て卒都婆ヶ峯と名づく。弘法大師來りて當寺の沙門勸操に就て虚空藏求聞持法を受け、専ら修練を事とし、後當寺に於て落髮せしかば、其の眞言宗を開くに及びて當寺も眞言宗となり、高僧碩徳の來りて錫を留めしもの多く、殊に皇室の御歸依厚く、清和天皇は貞觀六年勅して觀音堂料に五百束を賜ひ、醍醐天皇は延喜十六年勅し

て定額寺となし、三綱職を置き給ひ、花山法皇は擇びて西國三十三所觀音第四の札所と定め、馬頭觀音を安置し給ひ、後鳥羽天皇は往古より領し來れる寺田の租を免除し給ひ、四條天皇は延應元年横山郷を以て結緣灌頂の用途と爲し、仁治元年灌頂堂を建てさせられ、後深草院は建長二年三月十六日結緣灌頂を行ひ、同三年宣陽門院の願に依りて萬花萬燈會を修行し、其の用途のため當國吉見の免田を配せられ、正嘉年中に法華經壹部・金剛の阿字・其他佛像佛舍利を御寄附あらせらる。徳川氏復た朱印を施して坊地の租六石を免せり。是れより先、寺門最盛の時には八百餘坊を有したるも、後漸次減少し、加ふるに織田氏の兵燹に罹りて全山烏有に歸したりしが、豊臣氏の再興・徳川氏の修補に依り、七拾餘坊は存して稍舊觀に復し、高野山と勢力争ひ等のことありて天台宗に轉じ、延曆寺末となる。然れども爾後衰運に傾き、殊に明治の後に至り寺領は上地されて收入の途少く、今は僅に中之坊・北室院・靈山院・蓮華院・井上坊・觀音院及び智積院の七坊を存するのみ。封境は壹萬貳千六百貳拾九坪を有し、金堂は中央にありて巽位に面し、欽明天皇の建て給ひし所なりと傳へ、拜所は左面にありて花山法皇入御の爲め設けしものなりといふ。御供所・籠所・土藏・鐘樓・茶所・役寮・大門及び開山堂・護摩堂・札堂・愛染堂・大師堂・虚空藏堂・大日堂あり。大日堂と大門は復た欽明天皇の建て給ひし所なりと傳へ、慶長八年豊臣秀頼之を修繕し、元祿元年徳川氏更に修補せり。開山堂には行滿上人を・護摩堂には不動明王を・札堂菩薩には阿彌陀佛を各本尊とし、虚空藏堂は虚空藏を本尊とし、弘

法大師の求聞持法を修せし靈地なりと。愛染堂は中の院の跡にして弘法大師剃髮の舊址なるを以て、同大師の守本尊たりし愛染明王を安置し、堂後の高所に嵯峨天皇塔あり、同天皇の御分骨を納めたる所にして、五輪の塔を置き木柵を繞らさる。經塚は今其の所在認め難きも、法華經卷尾八の卷を納めし所なりといふ。虚空藏堂の傍に智惠水あり、初め此の山水に乏かりしかば、弘法大師神呪を誦せしに清水湧出せり、故に名づく。音無川は智積院の前を流る、弘法大師流水の座禪勤修を妨ぐるを以て、呪して其の聲を絶ちしに依り此の名ありと。又燈明松は東方にありて老幹巨枝四方に延びたり。傳へいふ、むかし龍神樹上より毎夜觀世音菩薩に獻燈せり、故に此の名ありと。寺地は郡の東南河内國との國境を疆る峯巒中の最高所なるを以て、深邃幽遠にして塵寰を脱し、眺望爽快にして近くは岸和田・大津より、遠くは神戸の市街を看るべし。附近の山中には四十八瀧・三十六窟・八峯・四巒等の名區あり。瀧の大なるは満願寺瀧にして高さ貳拾餘間、清水瀧・千手ヶ瀧・兒が瀧・布引瀧・駒が瀧・犬瀧・芋谷の瀧・青谷瀧・刀瀧等之に次げり。峯の高きは兜率ヶ嶽にして、卒都婆ヶ峰・捨身ヶ嶽之に次げり。捨身ヶ嶽は弘法大師の捨身修行を爲せし靈窟なりと。兜率ヶ嶽には覺超僧都の墓あり、登路二條を存し、大字坪井より登るもの壹里拾四町にして表道といひ、南河内郡高向村大字瀧畑より登るもの壹里にして裏道一に順禮道といふ。其の順禮道といへるは順禮者の上下するより呼べる稱にして、其の險惡なること表道よりも甚だしけれども、「深山路やひはら松原わけ行けはまさのお寺にこまをいさ

める」といへる詠歌の聲絶えしことなし。平日といへども賽者多く、殊に春秋兩季の彼岸會には四方の賽者群集して立錐の地なし。寺寶に美術工藝上の逸品多く、兩庫に充滿し、彌勒佛像・馬頭觀世音像・聖觀音像・蟬口不動明王立像・傳法界上人作千手觀音像・同文殊菩薩像、及び天台大師像畫幅・十三佛像畫幅・八祖大師像畫幅・銅製五銖・傳兆殿司筆兩界曼荼羅・傳中將姫作釋迦如來像・傳紫式部筆法華經・傳天智天皇宸筆法華經等を初め無數にして、紙本墨書檜尾山大緣起(正平十五)壹卷は、明治三十七年二月十八日國寶となる。

文徳實錄 嘉祥三年三月乙巳、晏駕之後初盈七日、仍遣使於近隣七箇寺以修功德、散位從四位下基棟王・從五位下安王・大原眞

人宗吉・橘朝臣三夏等、内舍人一人・内整十人、爲眞木尾寺使、

延喜主稅式 和泉國檜尾寺觀音堂料五百束、

古今著聞集 平等院僧正行尊は一條院の御孫侍從宰相の子也、母の夢に中堂に參りたりけるに、三尺の藥師如來をいたき奉ると見て、いく程をへすして懷妊ありけり、すへからく白嶺の法印にてそ有へかりけれども、流に引かれて寺法師に成り給ひにけり、

(略) 箕面山に三ヶ月こもられる時、夢に龍宮に到りて如意寶珠を得たり、其の間の奇異多けれども記さず、浮雲の如くさすらひあるき給ひて、和泉國檜尾山と云ふ所にて、かの山の住僧に奉仕せられけり、阿私仙に大王の仕へしか如し、其の時村邑に産する女ありけり、祈らしめんか爲にかの住僧を請しけり、僧故障ありて行かず、たゞ此の比より給仕する下僧あり、くたんの僧をつるへしと云ひければ、産婦の夫それにもといひければ、すなはち僧正に其の由を申しけり、僧正驗者に堪へざる由を類にの給ひけれとも、あなかに云ふ事なればおぼしつ、暫く念珠のあひたに平に産れにけり、(略)かゝる程に僧正の御柿梅

童女御このおほしまず様を聞かせ給ひて、かの國司藤原のむねもとに仰せて、小袖以下の御贈物有ければ、馬充其御使にてかの山に参回しけるに、はからざるに僧正に見あひ奉りけり、地上にひきまつきておとろき怪む事限なし、住僧之れを見て貴人の由を知りて、科加悔ておそれ惑へる様ことわり也、僧正身の事知らぬと、夜中に行方も知らず失せにけり、

吉祥院の址

山中に吉祥院の舊址あり。傳へいふ、昔吉祥天女の像を本尊とせしを以て此の名ありしも、像は後日根郡近義郷の吉祥園寺に移せりと。

日本靈異記

生愛慈戀 祥天女像感應示奇表録第十三 和泉國和泉郡血葎山々寺有吉祥天女像、聖武天皇御世信濃國優婆塞來住於其山寺、瞻眺天像而生愛慈、繫心戀之、每六時願曰、如天女容好女賜我、優婆塞夢見婚天女像、明日瞻之彼像裙要不淨染、件行者觀之而慙愧言、我願以何潛天女專自交乎、她不語他、弟子偷聞之、從其弟子於師无禮、故噴擲去、弟子所擲出里誦師私事、里人間之往問虛實、並瞻彼像淫精染穢、優婆塞不得隱事而具陳語詳委、深信之者无感不應也、是奇異之事矣、如涅槃經云、多嬌之人畫女生慈者、其所謂之矣、

横尾神社の址

山の北方に横尾神社の址あり。社は貞觀六年七月二十五日正六位上より從五位下に進み、同年八月二日更に從五位上に昇叙せられたる舊社にして、東西拾間・南北六間・面積六拾坪の境内を有し、十一月四日に祭禮を行はれ來りしが、明治四十二年四月二十日大字下宮の八阪神社に合祀せられぬ。

三代實錄

清和天皇貞觀六年七月廿五日己酉、授和泉國正六位上卷尾神從五位下、同年八月廿日甲戌、授從五位上、本地は往時より施福寺領となり、徳川時代に至りても變ることなかりしが、明治元年五月十日の公

布に依り大阪府司農局の支配に移り、同年六月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第二大區三小區内の十一番組に入り、同十四年三月五日善正村と二ヶ村聯合したるの外は、大字福瀬に同じ。

大字坪井

本地は古來和泉郡に屬し、もと横山莊の内にして坪井村と稱す。もと坪井(一に壺井に作る)・太古たご遷井うつりといへる名泉ありしも、今は其の所在定かならず。村名は此の坪井のあるより起りしにはあらざるか。外に解氣きあき井あり、澤某の邸内なる古井なり。神武天皇御東征のとき、皇兄五瀬命の矢疵を洗はせ給ひし所にして、今も及傷打身の諸瘡を此の水にて濯へば忽ち平癒すとなん。

鳳林寺

鳳林寺は字コ、トにあり、恵日山と號し、眞言宗高野派正覺院末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は八拾坪を有し、本堂兼庫裏・土藏・納家を存す。外に地藏堂あり。

本地は延寶三年より徳川氏代官の支配たりしが、寶曆十三年清水中納言の領地に轉じ、寛政七年再び徳川代官の支配に歸し、文政七年また清水中納言の領地に屬し、安政二年三たび徳川代官の支配に歸し、文久元年遠藤但馬守の領地となり、同氏世襲して但馬守胤城に至り、明治二年六月上地せり、依て三上藩の支配に移り、同四年七月十四日吉見縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。

而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十三區に屬し、同七年一月二十二日第二大區三小區に改まり、同年四月十三日其の十一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區三小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字佛並

本地は古來和泉郡に屬し、もと横山莊の内にして佛並村ぶつなみと稱す。村名は佛並寺の條に記するが如く、池邊氏の祖池邊直水田の蘇我馬子より授けられし二軀の佛像を、其の佛殿に安置せしより起れりといふ。字地に大畑・小川といへるあり。

男乃字刀神社

男乃字刀神社は西北字上の垣外にあり、彦五瀬命を主神として五十瓊敷命を配祀し、上の宮と稱す。大字下宮の下の宮に對せるなるべし。延喜式に載せられたる同社二座の一なり。社傳に依れば、神武天皇の御東征に際し、皇兄彦五瀬命流矢に中りて軍を返し給ひし時、横山彦命此の地に行宮を造りて皇軍を迎へ奉り、天皇の出で、狩りし給ひたる所は即ち今の御狩山なり。依て紀念の爲めに陽成天皇元慶年間初めて社を建て、彦五瀬命を勸請したるもの當社の起原なり。然るに文祿年間に至り、牛頭天

王を勸請して牛頭天王と稱したりしも、明治五年祭神は彦五瀬命にして、殊に紀念の社なることを發見し、同六年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十一年二月五日字小川の村社大年神社大年神・大字坪井字シイの坪の同八幡神社應神天皇を合祀せり。社域は高燥にして貳千七百七拾九坪を有し、裡に丘あり、細流あり、森然として林をなし、本殿は檜皮葺春日作にして文化十年五月の再建に係り、外に神饌所・社務所あり。攝社の八坂神社を初めとして嚴島神社・琴平神社等の末社數座を存す。もと境内に常願寺といへる宮寺ありて奉仕せしも。明治維新の神佛分離に際して退轉せり。氏地は本地及び大字坪井なり。往古より創立紀念日たるを以て下の宮と共に陰曆八月二十三日に例祭を行ひ、御狩山に神輿の渡御するを例とし來りしが、明治後郷村社の社格を定めらるゝに及び、十月三日と四日に亘りて同じく兩社の大祭を行ひたるも、明治十五年に至り陰曆を廢して陽曆の十月五日に改めらる。

舊常願寺

男乃字刀神社の宮寺たりし舊常願寺は、佐々木高綱の建立なり。高綱は宇治川先陣の賞として横山莊を與へられければ、當寺を建て、菩提所となし、出家して住職となりしことありといふ。同氏に關係の地名多し、佐々木臺・殿前・鈴ヶ森・馬塚・佐々木街道等の如き是れなり。佐々木臺は常願寺のありし所なり。殿前は同寺の附近にして今は堂殿前と呼ぶ。馬塚は名馬池月を埋めし塚なりと傳へ、明治三十七年父鬼街道の改修に際して之を毀ちしに、轡・馬具・馬骨・五輪塔等を掘出せり。鈴ヶ森

は池月に附けし鈴に因めるの森なりしも、亦同街道の改修に破壊せられて共に其の形を没す。佐々木街道といへるは同街道の異名なり。

佛並寺

佛並寺は字上の垣外にあり、天王山と號し、眞言宗高野派蓮上院末にして阿彌陀佛を本尊とす。本尊佛像は優秀の彫刻なり。縁起に依れば、欽明天皇十三年百濟國より佛法傳はり、蘇我氏敬信し、蘇我馬子は佛像二軀及び尼三人を池邊直水田に授けしかば、水田は受けて私宅の邊に營みし佛殿に其の二佛を安置し、其の子德那更に彌勒觀自在を安置したるもの即ち當寺の起原にして、村名も是れより起れりといふ。池邊直水田は本地池邊氏の祖なり。境内は貳百七拾六坪を有し、本堂兼庫裏・鐘樓を存す。

覺超僧都

覺超僧都は本地池邊氏の出なり。池邊氏は前記池邊直水田より連綿繼續の舊家にして、姓氏録和泉國諸蕃に、「池邊直、坂上大宿禰同祖、阿智王之後也」と見ゆる池邊氏はれなり。同家記録及び元亨釋書に依れば、同僧都は池邊直水田二十一世の孫近江權大椽池邊直兄雄の二男にして、母は采女正巨勢金忠の女なり。應和二年を以て生れ、奇相あり、舌を出せば鼻を過ぐ。十一歳にして比叡山に登りけるに、慈慧大僧正之を見て大に驚いて曰く、聰明の相なり、必ず國寶とならんと。納れて上足と爲せしかば、儕輩之を嫉み、其の名をいはずして國寶と呼びしといふ。同僧正の門人でありながら兼ねて源信法師に兄事し、深く顯密の奧義に達して一山の推す所となり、道譽日に高く、遂に叡聞に達し、

天皇召して皇后の御安産を祈らしめ給ひしに、効驗著かりしかば、叡感あらせられて僧都の位を加へ給ひしが、後一條天皇長元七年正月二十七日七十二を以て入寂し、僧正を追贈せらる。遺骨を分ちて生國の靈場たる卷尾山に埋めて墳墓を築き、後都卒先徳と稱せらる。著書多く、東西曼荼羅抄・三密抄・兩界生起仁王護國鈔等は學者の珍秘する所となる。殊に顯著なるは修善講式にして、本地池邊氏に所藏せらる。寛政九年の春延曆寺大僧都高周之を見て、左の文を貽せり。

修善講式之件

此式者、吾都卒先徳之眞蹟而爲池邊氏所草也、其文質而不俚、古徳利生之意可見矣、今歲丁巳春、與禪定眞敬僧都及權律師宗邇遊泉州、訪池邊氏得見之、正曆至今八百餘年眞蹟尙存、最爲奇、而池邊氏八百歲不墮家風者亦奇、誠是修善之餘肅可見耳、嗚呼此講中葉雖廢、復古更修之、則家富人榮、錦上錦華、懇告池邊氏之微意也、乃具玉軸錦裝以願當來之值過、且應需記年月、

寛政九丁巳年九月

延曆寺雜足密室住阿遮黎兼法華二會

擬講大僧都高周於四季講堂謹誌

禪定院阿遮黎少僧都眞敬謹書

元亨釋書

釋覺超姓巨勢氏、泉州大鳥郡人、幼上睿山、有奇相、出舌過鼻、慈慧見之大驚曰、聰明之相也、必爲國寶、納而爲上足、儕輩年少嫉慧言、誦號呼阿寶、以故人皆稱之、以慈慧門人兼兄事源信法師、顯密之奧一山推之、昔慈覺造二經疏、安然法師踵而勤撰述焉、超雖後出追則二師、所謂東西曼荼羅抄・三密抄・兩界生起仁王護國鈔等、皆爲學者珍秘、慧語徒曰、凡尋常學者

初習顯教、後當受密乘、是以超力究秘藏、嘗修月輪觀、其骨常冷如水、皇后有產難、勅超持念、超不起、重詔侍臣藤公、公上橫川宣嚴旨、且曰、師若不下山我又歸宮、超不得已、藤公請同駕、超不聽徒步入宮、產誕即平、帝大悅加僧都、超不受速出宮、官司逐背後讀詔牒、自是有僧都之名、

福徳寺

福徳寺は字小川にあり、福智山と號し、真言宗金剛峯寺末にして毘沙門天を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は五拾坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字坪井に同じ。

大字小野田

本地は古來和泉郡に屬し、もと横山莊の内にして小野田村と稱す。

平安寺

平安寺は字片山にあり、寶城山と號し、臨濟宗妙心寺末にして慶長三年の創建、寛文年間眞常和尚堂宇を修造せり。本尊阿彌陀佛の像は五百年前の作にして、彫刻精巧美術上の模範なりといふ。境内は壹千八百六坪を有し、本堂兼庫裏・座敷・納家・門を存す。外に辨天堂あり。

正福寺

正福寺は同字にあり、寶照山と號し、真言宗高野派安養院末にして大日如來を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百貳拾坪を有し、本堂兼庫裏・廊下・土藏を存す。外に藥師堂・訶利帝母堂あり。

本地は元祿元年より牧野備前守の領地たりしが、寶永三年久世大和守の領地となり、同氏世襲して

大和守廣業に至り、明治二年二月十二日上地を命せられて堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字坪井に同じ。

大字下宮

本地は古來和泉郡に屬し、もと横山莊の内にして下宮村しものみやと稱す。字地に友田垣外・時・上條・下條といへるあり、和泉志村里の條に「下宮屬邑四」と記せるは、此の字地を指せしものならん。

八坂神社

八坂神社は東方字ヲの坪にあり、速進雄命を主神として奇稻田比賣命・大年神を配祀せり。大字佛並の郷社男乃字刀神社と同じく、神武天皇の御東征に軍を返し給ひしとき、横山彦命の行宮を造りて皇軍を迎へ奉り、御駐輦ありし紀念として、陽成天皇元慶年間初めて社を建て同天皇を祀りしもの當社の起原なり。故に往時より大字佛並の五瀬命の社を上の宮と稱し、當社を下の宮と稱して兩立せり。延喜式に男乃字刀神社二座と記せる一座は即ち當社なりしが、文祿年間に至り當社の北に位せる神跡山脈の中央に道路を開鑿して切坂と名づけ、其の地に矮小の社殿を造りて當社祭神神武天皇を其の鎮護神として移轉し、當社には牛頭天王を勸請したるを以て八坂神社の稱起れり、即ち現在の社名是れなり。故に當社舊祭神神武天皇は字切坂に移りて男乃字刀神社の名を保ちしが、兩社とも明治五年村社に列し、同四十年一月當社は神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十年五月七日同切坂の男乃字刀

神社を當社に合祀せられて復古し、翌四十一年二月五日大字九鬼字村宿の村社八幡神社(應神天皇)・大字善正字西谷の同八坂神社(雄命)・大字南面利字宮尾の同八坂神社(同)・大字福瀬字金草の同天光石戸別神社(石戸別命)、同年四月二十三日大字岡字深谷の同山神社(大山祇命)・同大字々垣外の同水分神社(天乃水分神)・同産土神社(大年神)・大字北田中字片山の同八坂神社(須佐之男命)・同大國主神社(大國主神)・同年十二月二十三日大字福瀬字戸井之内の同事代主神社(事代主命)・同四十二年四月二十日大字横尾山字中院内の同横尾神社(大山祇神・高禰神・大甕之神・後嵯峨天皇・東照宮)を合祀せり。境内は九百參拾八坪にして、雜樹森然、中に目通七八尺乃至壹丈五六尺の老楠古杉ありて數十章に及び、風致最も幽趣なり。本殿は檜皮葺春日造にして、天文四年十二月の建築に係り、外に幣殿・拜殿・神樂所等を存す。末社に八幡神社・日神社・月神社・多賀神社・熊野神社・住吉神社・稻荷神社・春日神社・愛宕神社・竈神社・吉野神社・嚴島神社あり。氏は本地及び福瀬・南面利・岡・九鬼・小野田・北田中の七ヶ村なりしが、前記・祀の結果、今の氏は之に善正・横尾山を加へて九大字となる。例祭は古くより上の宮と下陰曆八月二十三日を以て之を行ひ、神輿も同日御狩山に渡御し、上の宮と下の宮は御兄弟の間柄にましゝける故同日に祭祀し同所に渡御あるも、上の宮は兄君なるを以て萬事同宮に従順の意を體し居れりとの口碑を傳へ來りしが、明治の後郷村社の社格定めらるゝに及び、十月三日と四日に亘りて兩社の大祭を行ひしも、同十五年に至り陰曆を廢して陽曆の十月五日に改めらる。

神宮寺

神宮寺は字村の坪にあり、白鳳山と號し、眞言宗御室派觀藏院末にして地藏菩薩を本尊とす。由緒

は詳ならず。境内は壹百拾貳坪を有し、本堂兼庫裏を存す。外に不動堂・地藏堂あり。

阿彌陀寺

阿彌陀寺は字切坂にあり、眞言宗御室派觀藏院末にして阿彌陀佛を本尊とす。本尊は優秀の刻なり。

由緒は詳ならず。境内は六拾六坪を有し、本堂兼庫裏・長屋・納家を存す。

切坂城址

切坂城址は西南南池田村大字國分との境にあり、平野氏の據りし所なれども、遺跡の認むべきものなし。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配となり、同七年北見若狹守の支配に移り、寛永四年中坊美作守の支配に轉じ、寛文四年再び徳川代官の支配に歸し、元祿元年牧野備前守の領地に換り、寶永三年久世大和守の領地となり、同氏世襲して大和守廣業に至り、明治二年二月十二日上地を命せられて堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第二大區三小區内の十番組に入りたるの外は、大字坪井に同じ。

大字北田中

本地は古來和泉郡に屬し、もと横山莊の内にして北田中村と稱す。

本泉寺

本泉寺は字片山にあり、行開山と號し、眞言宗高野派安養院末にして地藏菩薩を本尊とす。由緒は

詳ならず。境内は八拾八坪を有し、本堂兼庫裏・鐘樓・土藏を存す。

本地は寛永十八年より徳川氏代官の支配となり、寶曆十一年清水中納言の領地に轉じ、寛政七年再び徳川代官の支配に歸し、文政七年また清水中納言の領地に復し、安政三年三たび徳川代官の支配に歸し、萬延二年久世大和守の領地に轉じ、文久二年四たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して小堀數馬に至り、明治元年の初め新に御料となりて、大阪裁判所司農局の支配となり、同年六月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第二大區三小區内の十番組に入りたるの外は、大字坪井に同じ。

大字	石高	明治八年改正		明治九年一月一日現在人口		町村制施行		町村制施行		大正元年五月一日現在人口		大正九年十月一日國勢調査の人口	
		有租地	反別	町村制施行	町村制施行	町村制施行	町村制施行	町村制施行	町村制施行	町村制施行	町村制施行	町村制施行	町村制施行
福瀬	三三・六五〇	六四・四六五	三三	六九・三三七	四〇								
南面利	一六・六五〇	三三・〇一五	一六	四三・〇一〇	一八								
岡正	八・五二〇	一一・四三三	三三	三三・九〇三	二五								
善正	一七・五〇〇	四一・七七八	二二	五三・八七三	三三								
九鬼	一七・六六〇	一六・四五〇	一七	三三・二〇六	二九								
横尾山	六・〇〇〇	五二・五二〇	一三	七三・八五三	二〇								
坪井	三六・七七〇	六二・九一〇	三三	八〇・三〇七	三八								
佛並	四三・三六〇	三〇・六二五	五五	三九・〇〇六	六九								

第三十五項 南横山村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、父鬼村・大野村の兩村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊横山莊の南部にあるを以て、其の意を採りて南横山村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて和泉郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

大字父鬼

本地は古來和泉郡に屬し、もと横山莊の内にして父鬼村と稱す。俗傳にいふ、昔此の地に父鬼ありて住みしと、蓋し村名の起因ならん。泉州志には、俗説に河州の鬼住を母鬼と曰ふと記せり、本地の父鬼に對せるならん。父鬼に因める地名に父鬼谷あり、父瀧あり。父瀧は字數の附近にありて、父鬼

小野田	下宮	北田中	計
三三・〇七〇	一六・五七〇	二〇五・〇三〇	二五八・〇七〇
三九・五三五	一六・一三九	一八・五〇三	八四・一七五
二五二	三三六	三三三	九二一
四八・五二四	二七・六一〇	三三・〇四三	一〇八・一三七
二六九	三三七	二二七	八三三
			四、四六八
			四、五三六

父鬼谷

の住居せし所なるを以て此の名ありといひ、清川湛々として流れ、懸りて瀧となり、落ちて淵を爲せり。瀧は高さ參間許にして、淵の深さは參丈餘なり。淵の上に不動尊あり、乳に惱める婦人來り祈れば靈驗ありと稱して、遠近より參詣するもの多し。父鬼谷は上方にあり、今は吹谷といふ、父鬼谷の轉ならん。昔は谷に桃花多かりしも今は少し。南松尾村大字春木川との境なる桃坂といへる所にも、桃樹ありて其の名を爲せり。概して本地附近には桃樹多し、桃は鬼の恐るゝものなりといへるより植ゑしものなるべし。桃を用ひて鬼を避けし故事は日本書紀に見ゆ。

日本書紀

神代上一書曰、伊弉諾尊欲見其妹、乃到瀛敷之處、是時伊弉册尊猶如生平、出迎共語、已而謂伊弉諾尊曰、吾夫君尊請勿視吾矣、言訖忽然不見、于時闇也、伊弉諾尊乃舉一片之穴而視之時、伊弉册尊腹滿太高、上有八色雷公、伊弉諾尊驚而走還、是時雷等皆起追來、時道邊有大桃樹、故伊弉諾尊隱其樹下因採其實以擲雷者、雷等皆退走矣、此用桃避鬼之緣也、

鶯や父鬼谷の底に鳴く

籬 鳥

鬼碓

鬼碓といへるもの本地及び大字大野にあり。本地に存するものは、字中定附近なる水深貳丈餘なる淵の傍にあり。大字大野に存するものは、其の一本橋の下流なる淵の傍にあり。和泉名所圖會に「神臼二ヶ所あり、一は父鬼村一は大野村、諺云、むかし僧有てこれを寺にうつす、夜見れば其中に血あり、仍て舊所に移す、淨きこと洗ふが如し」と見ゆる神曰は、此の鬼碓を指せるなるべし。周圍は六尺・深さ貳尺にして、何れも大同小異なり。

七越峠

七越峠は南端紀州との境にあり、海拔貳千七百尺、本地より登りて足指漸く仰ぐこと里餘にして嶺上に達す。楡形又は横嶽ともいひ、狭衣物語に和泉なる横ヶ嶽と見ゆるもの即ち是れにして、坂路曲折俗に七曲の稱あり。是れより横尾山に出づる岐路あり、檜原道といふ。昔西行法師は、紀の熊野に詣でんとして此に來り、嶺上の月を見て詠せしとなん。峯中記に七越寺・如法經・關伽水・甘露水・天池峯北有大師智惠水」と見ゆる天池峯は此の横嶽にして、天池は其の絶頂にあり。今も尙池形を存す。眺望絶佳にして攝・河・泉・和・紀・淡の諸州を一望の中に眺むべし。甘露水は山の半腹にありて俗に雨壺といひ、旱天の時には其の蓋を取り村民舉りて祈禱するに必ず靈驗あり。如法經・七越寺の址は詳ならざれども、大師智惠水は横尾寺にあり。又關伽井は明井戸と稱し、本地觀音寺の境内にありて其の水清冽掬すべし。

山家集

立のほる月のあたりに雪消えてひかりかさぬるなこしの峯

四

行

經塚

經塚は七越峠と鍋谷峠との間なる山頂字駒田口にありて圓形なり。廣さ壹百坪餘にして、瓦を以て造りたる小祠あり。四圍には樹木鬱蒼せり。傳へいふ、昔役小角の法華經二十八品を葛城の支峯に置く、塚は即ち其の髓一なりと。

横山炭

横山炭は本地の産にして古く世に稱せらる。炭は躰躰炭にして一名を白炭といひ、茶家者流の最も愛賞する所にして、河州の香瀧炭も亦此の山の東北より出づるものなり。

第三篇

國都市町村志

第三章

和泉國

第二節

泉北郡 南横山村

六二九

八坂神社

八坂神社は字堂外にあり、素盞鳴命を祀れり。文武天皇大寶二年九月六日の創建なりといふ。明治五年村社に列し、同四十三年四月二十六日字宮之谷の村社宮谷神社(大山祇命)・大字大野字側河の同大年神社(大年神)・同大字々西側の同菅原神社(菅原道真)・同大字々北村の同天照皇大神社(天照皇大神)を合祀し、同十四年五月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百六拾八坪を有し、本殿・拜殿・社務所・神門等を存す。末社に嚴島神社あり。氏地は本地及び大字大野にして、例祭はもと陰曆の九月六日なりしが、明治四十三年より陽曆の十月十五日に改めらる。社に毎年一月四日村人集まり鬼拂とて矢を射るの式を擧ぐるは、往時本地にありて害を爲せし鬼を、當社に祈りて討ち平げたるの故事に因めるものなりといふ。

觀音寺

觀音寺は字堂垣外にあり、桃林山と號し、眞言宗高野派蓮華定院末にして聖觀世音・弘法大師・毘沙門天を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百四拾貳坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・浴室を存す。本地は延寶三年より徳川氏代官の支配となり、寶曆十三年清水中納言の領地に轉じ、寛政七年再び徳川代官の支配に歸し、文政七年また清水中納言の領地に復し、安政二年三たび徳川代官の支配に歸し、文久元年遠藤但馬守の領地となり、同氏世襲して同但馬守胤城に至り、明治二年六月上地せり、依て三上藩の支配に移り、同四年七月十四日吉見縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。

而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十三區に屬し、同七年一月二十二日第二大區三小區に改まり、同年四月十三日其の十一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區三小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第四十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 大野

本地は古來和泉郡に屬し、もと横山莊の内にして大野村と稱す。字地に側川といへるあり。

堯王院は字東内にあり、眞言宗高野派本王院末にして阿彌陀如來を本尊とす。もと阿彌陀堂と呼べり。縁起に依れば、聖武天皇の御宇、光明皇后の御産に惱ませ給ひし時、僧正行基に詔を下して當國横尾山の坤位清津の瀑布に於て、一七日間易産生の秘法を修めしめ給ひしに、天平十一年二月十五日滿願の曉に山川震動し、光明赫々として四隣を照し、瀧の頭なる大櫻樹の上に阿彌陀如來の尊像出現しければ、僧正は大悲の本誓空しからず、皇后の御安産疑なしとて之を奏上し奉らん爲め、瀧の流に隨ひて下畔の岐に出でける折しも、皇后御安産あらせられたるよしを告げ知らしむる爲め、馬を馳せて來れる宮使に行合ひしかば、其の所を逢野と呼びならはせり、今の大野といへるは其の轉訛なり。

堯王院

其の後同僧正に再詔あらせられて、如來影向の靈木を以て阿彌陀如來の尊像を刻し、末世の女人產生安樂の爲めに藤原・具衆の二氏に命じて、當所に一字の堂を建立せしめ給ひしもの即ち此の阿彌陀堂是れなり。爾來歩を運びて嗣を求め安産を祈れば靈驗新にして、當國の一大靈場となる。然るに元弘・建武の後數回の兵火に堂宇焼失しければ、小堂に安置しまゐらせしも、其の小堂も朽損せし爲め、天保年間に至りて現在の堂宇を再建せりと。縁起に見ゆるが如く堂の創建に當りし藤原・具衆(具衆は具衆葛原の訛にあらず、さるかといふ)の子孫之が保護給仕に任じ、阿彌陀衆と稱し、毎年一月九日一堂に會して新年の祈禱を爲し、男子は姓名を讀上げて其の末裔なることを明にし、年齢順を以て選びたる六人衆・十人衆なるもの専ら祭祀等を爲し、寺號を存せざりしが、時勢の推移に依り明治二十四年二月許可を得て、翌二十五年四月高野山の塔頭たる堯王院を移轉して初めて寺格を生じ、大正六年十二月更に住職を置きて寺門隆興の任に當らしむ。境内は壹百四拾壹坪を有し、本堂の外に庫裏を存す。而して本尊は世に之を大野様と呼び、信者は當國を初め大阪市・河内の中河内郡以南・紀州伊都郡に亘りて存し、妊娠の時には必ず安産を祈り、子なき者は繼嗣を祈れるを以て、參詣者は絶ゆることなく、其の受け歸れる加持帶は毎年數千の多きに上れりといふ。大法會の修めらるゝは毎年陰曆の二月十五日なり。

地藏寺は字宮の前にあり、眞言宗高野派本王院末にして地藏菩薩・阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百四拾貳坪を有し、本堂・庫裏・浴室・鐘樓を存す。

地藏寺

本地の領主及び區畫の變遷は、大字父鬼に同じ。

大字	字	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年十二月 末日現在人口	大正九年十月日 國勢調査の人口
父	鬼	一三、八五〇	一七、五〇二	七六七	二八、三五三	九四四		
大	野	一〇、〇七〇	一七、〇九二	四八一	一四、八〇五	四八一		
計		二三、九二〇	三四、五九四	一二二八	四三、一五八	一、三九二		

第三十六項 北松尾村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、唐國村・内田村・寺田村・箕形村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊松尾莊の北部に位置せるに依り、其の意を採りて北松尾村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて和泉郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

大字唐國

本地は古來和泉郡に屬し、もと松尾莊の内にして韓國村と稱し、後文字を唐國と改む。姓氏錄和泉國神別に、「韓國連、采女臣同祖、神饒速日命六世孫伊香我色雄命之後也、武烈天皇御世被遣韓國復命

之日、賜韓國連」と見ゆる韓國氏の居りし所にして、村名も是れより起りしものならん。而して舊松尾莊は一に春木莊とも呼びしといふ。

妙樂寺

妙樂寺は字下出にあり、眞言宗高野派善寶院末にして大日如來を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百參拾八坪を有し、本堂・鐘樓・門を存す。寺寶に十一面觀世音の立像あり、彫刻の優秀を以て名あり。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配たりしが、元祿元年牧野備前守の領地に移り、寶永三年久世大和守の領地に轉じ、同氏世襲して大和守廣業に至り、明治二年二月十二日上地を命せられて堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十四區に屬し、同七年一月二十二日第二大區三小區に改まり、同年四月十三日其の八番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區三小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字内田

本地は古來和泉郡に屬し、もと松尾莊の内にして内田村と稱す。

善照寺

地藏寺

善照寺は字上の山にあり、眞言宗金剛峯寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。本尊の像は彫刻優秀にして鑑査狀を有せり。開創の年月は詳ならず。境内は壹百貳拾四坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

地藏寺は字岩ヶ谷にあり、眞言宗御室派吉祥院末にして地藏菩薩を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百六拾貳坪を有し、本堂兼庫裏・土藏を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字唐國に同じ。

大字寺田

本地は古來和泉郡に屬し、もと郷莊の内にして寺田村と稱す。

本地は寛文元年より徳川氏代官の支配たりしが、元祿七年土屋相模守の領地に轉じ、延享三年一橋中納言の領地となり、同氏世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十四區に屬し、同七年一月二十二日第二大區五小區に改まり、同年四月十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區五小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を

離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字箕形

本地は古來和泉郡に屬し、もと松尾莊の内にして箕形村と稱す。部内は分れて二となり、松尾川以南を上出といひ、以北を下出と呼べり。

大日寺は字向山にあり、眞言宗山科派勸修寺末にして藥師如來を本尊とす。開創の年月は詳ならず。境内は貳百參拾八坪を有し、本堂・鐘樓・門を存す。

箕形城址あり。城は延元三年南朝將士の築きて據れる所なりしが、日根野道悟に攻められて陥落し、遂に廢墟となれり。

本地は寛文元年より徳川氏代官の支配たりしが、延享四年一橋中納言の領地となり、其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第二大區五小區内の八番組に入りたるの外は、大字寺田に同じ。

大日寺

箕形城址

大	唐	内	田	計	寺	田	計	計
石	石	石	石	石	石	石	石	石
五五七・一〇九〇	四四〇・二一〇	三三〇・〇〇	四四〇・二一〇	一七五・二五五	二二五・二六三	四七〇・四七三	一七〇・〇〇〇	二二五・二六三
四二六	四〇七	四〇七	四二六	一、五五六	一、五五六	二、二二四	一、八五五	二、二二四
四二六	四〇七	四〇七	四二六	一、五五六	一、五五六	二、二二四	一、八五五	二、二二四

第三十七項 南松尾村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、久井村・春木村・春木川村・若樫村・松尾寺村の五ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊松尾莊の南部に位置せるに依り、其の意を採りて南松尾村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて和泉郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

大字久井

本地は古來和泉郡に屬し、もと松尾莊の内にして久井村と稱す。村名は清泉久井に因みあるものならん。久井は字前代にあり、深さ參尺・徑六尺にして旱天にも涸るゝことなく、清冷掬すべし。傳説に依れば、契沖阿闍梨の本地に留錫せし時命名したるものなりといへるも、村名は契沖以前より久井と呼びしものなれば、其の果して然るや否やは明ならず。

久井

阿闍梨命名の井を

林 善 六

ふる文の深き心を法の師か世に流したる源やこゝ

契沖阿闍梨の址

契沖阿闍梨の留錫したる草庵の址は、字中出垣外にあり。七畝歩許の地にして、今は柑橘樹を栽培せらる。寛文年間大坂生玉の曼荼羅院に住したる契沖は、其の城市に隣りて喧噪なるを厭ひ、和歌二首を同院の壁間に題して其の志を寓し、一笠一鉢瓢然として同院を出で、意に随ふて四方を周遊し、此地に來りて山水の幽奇なるを愛し、草庵を結びて錫を掛け、留まること數歳、群書を涉獵し、從遊者多かりしといふ。其の留錫せし所なるを以て遺物少からざりしが、星霜を経て漸く散佚し、今里民の家に左の二品を残せり。

河 上 霧 (短 冊)

契 沖

朝日山さすやをふれのさをばかりのほればばる、菟道の川きり

過道明寺有感 (詩 卷 終 巻)

沙 門 契 沖

問官多暇出城外 引歩便來古寺門 雁塔五重承夜露 疊鐘三下翠黄昏 檀那昔至留神跡 紗帳深籠安世尊
樹下春園懷舊處 家山暫忘立墟根

地藏寺

地藏寺は字上出垣内にあり、八幡山と號し、眞言宗高野派本玉院末にして地藏菩薩を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は九拾四坪を有し、本堂兼庫裏を存す。外に觀音堂あり。觀音堂はもと青蓮寺山

にありしを、明治の初年に移轉せしものなり。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配たりしが、元祿元年牧野備前守の領地に轉じ、寶永三年久世大和守の領地となり、同氏世襲して大和守廣業に至り、明治二年二月十二日上地を命せられて堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十三區に屬し、同七年一月二十二日第二大區三小區に改まり、同年四月十三日其の九番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區三小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第四十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字春木

本地は古來和泉郡に屬し、もと松尾莊の内にして春木村と稱す。

春日神社は字冬堂にあり、天兒屋根命・比咩大神・武甕槌命・經津主命を祀れり。口碑の傳ふる所に依れば、初め當莊に住せし物部氏の裔たる唐國氏の其の祖及び譽田別命を祀りて物部布留神社と稱せしが、神護景雲二年鹿島明神の大和三笠山に遷座の途、暫く此に駐輿あらせられたるを以て、當莊に住せる藤原氏の裔は社殿を設けて春日神社と崇めしに、物變り星移りて或事情の爲め地主神たる物

春日神社

部布留神社は攝社となり、春日神社は本社となりて今に至れりと。國內神明帳には從五位下物部布留神社・和泉志には物部布留神祠と記せり。泉州志に、「冬堂境内有社、曰勸請春日、境内最靈也、疑式内神失名祭他神歟」と記して、祭神を疑へるは社の變遷を知らざりしより起りしものならん。古來松尾莊の總社として崇敬せられ、冬堂は宮寺として其の祭祀を掌り來りしも、明治維新後の神佛分離に依りて寺は廢絶し、社は同五年村社に列し、同四十一年九月十九日大字松尾寺字井戸山の村社春日神社(天兒屋根命・比咩大神・武甕槌命・經津主命)・大字若樫字中垣内の同春日神社(天兒屋根命・品陀別命)・北松尾村大字箕形字土井の同八坂神社(素戔嗚尊命・經津主命)・同村大字寺田字井戸田の同神明神社(天照皇大神・天兒屋根命・品陀別命)・同村大字唐國字下出の村社菅原神社(菅原道真命)・同村大字内田字上の山の同春日神社(武甕槌命・經津主命・天兒屋根命・比咩大神・大山咋命)・同村同大字々岩ヶ谷の同神明神社(天照皇)、同年十月十二日國府村大字和氣字尻江の同八幡神社(應神天皇)・同村同大字々井田の同大年神社(大年神)・同村大字小田字太宮の同菅原神社(菅原道真)・同村同大字々喜田の無格社稻荷神社(稻食神)・同村同大字々藥師堂の同八坂神社(素戔嗚尊命)・大字久井字上野の村社八幡神社(應神天皇)、同四十二年二月十五日大字春木川字出垣外の同八雲神社(素戔嗚尊命)・同大字々上出垣外の同嚴島神社(市杵島姬命)を合祀し、同年八月神饌幣帛料供進社に指定せらる。神域は廣濶にして今の字冬堂全部に亘りしも、中古其の大部分は民有地に轉じて、今の境内は四百五拾坪・接續境外地貳町五反歩となる。然れども冬堂林と稱して樹木繁茂し、四季幽絶の境なり。本殿の外に假拜殿・假社務所を存し、攝社に若宮八幡社あり、即ち前記の物部布留神

舊冬堂

社にして、末社の稻荷神社は照應神社と呼ばれて其の名世に高し。氏地は本村及び北松尾村の全部、國府村大字和氣・同小田にして、例祭は十月五日なり。

春日神社の宮寺たりし冬堂は、醫王山宗福寺と號し、寺記に依れば、役行者の開基にして、坊舎は龜山天皇文永二年二月の再建なり。弘法大師一冬此に籠居ありしを以て世に冬堂と稱へられ、諸堂歴然たる伽藍にして、物部布留神社の別當たりしが、天正年間の兵燹に罹りて一時の煙となり、其の後漸く本堂・客殿・鐘堂を再建したるも、金堂・寶塔は遂に礎ばかりとなれりと。泉州志には、弘法大師の此に居りしは、蓋し大同年中其の和泉國にありし時ならん歟とせり。然るに已に前に記せしが如く、明治維新後の神佛分離に依り、廢絶して今はなし。口碑に依れば、當寺は松尾寺の奥の院にして、同寺に劣らざる繪旨其の他貴重の寶物數多ありしも、天正の兵燹に空しく灰燼となりしのみならず、其の残れるものも一夜諸所に飛去りたる怪事あり、其の中に於て仁王の像は天野山に飛び、梵鐘は高野の瀧の妙見山に去れり。梵鐘は高貴の寄進せられたるものにて、銘には春木莊冬堂村宗福寺其の他年號及び寄進の由來を刻せしものなりしと。依て春日神社の社掌林善六氏は其の實否を糺さんが爲め、大正二年十二月十一日紀州伊都郡四郷村大字瀧に至りて調査したるに、今は廢寺となれる地藏堂内に保存せられて現存しければ、之を検したるに「文永二丑年二月□□之」と鐫せるも、他の文字は削り去られて痕跡凹凸せりといふ。口碑に飛去りしと傳ふるは假託の言ならん。

観音寺

観音寺は字上垣内にあり、普門山と號し、眞言宗高野派本寺院末にして十八面觀世音菩薩を本尊とす。外に弘法大師の像ありて闇の夜の大師と呼べり。由緒は詳ならず。境内は參百坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

千體池

千體池は東南にあり、東西五拾間・南北四拾間・周圍壹百參拾五間にして、灌漑の用水なり。泉州志には、池頭に昔石佛の像千軀あり、依て名づくこと記せり。

城山

城山は東南にあり、高さ貳拾間・周回四拾町にして、大字松尾寺との境なり。山上に城址らしき所ありて約參町の廣さを有し、半は山林半は柑橘畑なれるも、時々古瓦を掘出せることありといふ。傳説に依れば、橘諸兄または同諸繁の居址なりといひ、或は楠公黨の築きし所なりともいひ、諸説紛然せり。

膳部の尾

膳部の尾と稱するは北方に引きたる小山の尾にあり、泉州志・和泉志・和泉名所圖會は共に、姓氏錄和泉國皇別に「膳臣、宇太臣・松原臣・阿倍朝臣同祖、大鳥膳臣等並大彥命之後也」と見ゆる膳部氏の居りし所なりとせり。然れども里俗の傳ふる所に依れば、神護景雲二年春日大神の常陸國より大和に遷座の途、本地に停輿ありし時に獻供奉祀せる社掌の居りし址なり、故に膳部の尾と稱し、附近に存する搔餅田は、當時獻供用の搔餅を製したる所なるより起れるの名なりといふ。松樹繁茂せり。本地の領主及び區畫の變遷は、明治五年二月和泉國第十四區に屬したるの外は、大字久井に同じ。

大字春木川

本地は古來和泉郡に屬し、もと松尾莊の内にして春木川村と稱す。

地藏寺

地藏寺は字中出垣内にあり、大慈山と號し、眞言宗高野派法靈院末にして地藏菩薩を本尊とす。開創の年月 詳ならず。親鸞上人の直筆と傳ふる古軸參幅を藏し、春秋彼岸の中日には一般に參拜せしめ、且其の日は南横山村大字父鬼觀音寺の阿彌陀如來の尊像を迎へ來りて法會を執行するを古來の例となし、遠近より參詣者群集せり。もと字出垣外にありし八靈神社の宮寺たりしが、明治維新後の神佛分離に依りて分る。境内は六拾貳坪を有し、本堂兼庫裏を存す。外に地藏堂あり。

本地は延寶六年より徳川氏代官の支配たりしが、正徳二年渡邊備中守の領地となり、同氏世襲して丹後守章綱に至り、明治二年六月上地せり、依て伯太藩の支配に移り、同年四月十四日伯太縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十七年七月一日第四十一戸長役場の管理區域に入りたるの外は、大字久井に同じ。

大字若樫

本地は古來和泉郡に屬し、もと松尾莊の内にして若樫村と稱す。口碑に依れば、昔此の地に樫の

菩提寺

木ありしより村名を爲せりといふ。

菩提寺は字垣内にあり、岡山と號し、眞言宗高野派正法院末にして樂師如來を本尊とす。口碑に依れば、松尾寺との關係深く、同寺と創立の年代を同うし、もと大字久井の馬場山にありしを、後當所に移せしものなりといふ。寺寶として大般若經六百卷を所藏せり。境内は壹百五拾四坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

本地は延寶三年より徳川氏代官の支配たりしが、寶曆十三年清水中納言の領地に轉じ、寛政七年再び徳川代官の支配に歸し、文政七年また清水中納言の領地に復し、安政三年三たび徳川代官の支配に歸し、文久元年遠藤但馬守の領地となり、同氏世襲して同但馬守胤城に至り、明治二年六月上地せり、依て三上藩の支配に移り、同四年七月十四日吉見縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字久井に同じ。

大字松尾寺

本地は古來和泉郡に屬し、もと松尾莊の内にして松尾寺村と稱す。村名は松尾寺に因り。

松尾寺

松尾寺は松尾山にあり、阿彌陀山と號し、天台宗延曆寺末にして如意輪觀世音菩薩を本尊とす。寺傳に依れば、此の地は層巒外に繞りて郭を爲し、一丘その中に蜿蜒して宛然老龍の伏すが如き靈地に

して、天武天皇の白鳳元年役の小角初めて來り、三天合行の法を修し、靈木を得て如意輪觀世音の像を刻み、精舎を草創して安置せしもの即ち當寺の權輿にして、像は今の本尊なり。後越の泰澄大師錫を止めて樓閣坊舎を建營し、七堂伽藍の繪楣畫楹は金碧相映じ、疆域は八町四方に及びて、規模宏大洛陽以南殆ど類を絶ちしといふ。經堂成りて後、泰澄大師は後山の松樹に上り西を指して飛行せり、故に山を往生が峯・樹を往生の松と呼ぶ。養勝仙人は蘿洞に經を誦し、行基は青巖に阿伽井を得、歷代皇室の勅願寺となり、世々武門の祈願所たり。殊に源賴朝は法華經を納めて歸依し、足利氏は世々帖を降して崇敬し、織田信長も初めは足利氏に倣ひ、天正五年勝を立て、菟牧及び兵卒の寺に入りて暴掠するを禁せしが、後同九年に至りて寺田・松浦の兩將に命じ火を縱ちて僧を逐ひ佛閣を燒きければ、本堂を除くの外參百六拾餘坊悉く蕩盡し、寺寶のみ日輪院長瑜に搬出せられて僅に災を免れ、慶長七年豊臣秀頼に再建せられて稍舊觀に復するに至りしも、遂に往時の千礎萬楹には比する能はず、今の堂宇即ち是れなり。徳川氏復た朱印を下して坊地拾七石餘を寺に寄せたりしも、明治維新後に至りて上地し、今は寶瓶院・明王院・萬藏院・寶珠院・金剛院・成就院の六支坊を存するのみ。封境は壹萬貳千六百貳拾九坪を有し、山に寄り山腹に沿ひ、本堂は昔四天王寺の建物を移せしものなりと傳ふ。阿彌陀堂・經藏・鐘樓・文珠樓・御供所・茶所・納家及び穀聚堂・護摩堂・求聞持堂・地藏堂・辨財天堂・首堂・樓門等相並び、首堂の中には白骨累々せり。傳へいふ、壽永の昔攝州一の谷の戦に

討死せしもの、燭骸を納めしものなりと。又行基の穿ちし阿伽井は寶瓶院の庭園にあり、深さ七尺・徑貳尺にして石の圓形井筒を嵌めらる。若松扶疎として長風に嘯き、西南の一角僅に開けて里落を俯瞰し、清寂の氣は全山に充ち、繪旨・勅額其の他の寺寶多く、支坊成就院の本尊大日如來の座像は、作者不詳なれども彫刻巧緻を極む。

續日本紀 延暦元年七月壬寅、松尾山寺僧尊鏡生年百一歳、請入内裏叙位大法師、優高年也、

今昔物語 今昔河内の國の□□郷に入道尋祐と云ふ者有けり、初は俗にして□□の□□と云けり、道心深く發にければ、出家して後、妻子に離れて和泉國松尾の山寺に移り住して、日夜齋經に彌陀の念佛を唱へ、常に印佛性を修す、亦本より心に慈悲有て人に物を施す心尤も廣し、而る間尋祐入道年五十に餘る程に、正月の一日頭痛すと云て聊に憫む、其の時に成時許に至るまで大なる光出來て普く其の山内を照す、暗の夜也と云へとも現はに竹木の枝葉明かに見えけり、此れを見る人皆希有也と思て何の故也と云ふ事不知、而る間尋祐入道終り貴くして入滅しけり、其後此の光漸く消えにけり、其の邊の貴賤男女此の事を聞て、此の寺に集り來て不實はなし、明る朝に里の人各互に問て云く、前夜松尾の山寺に大なる光ありき、此れ何の光ぞ、若し彼の山寺に火事の出來けるかと疑ひける間に、人有りて尋祐入道の極樂に往生しける瑞相也と云ひければ、里の人此れを聞て後そ皆貴び悲みける、此を思に本より堅固の聖人に非ずして俗也と云へとも、心を發して出家入道して懇に極樂に往生せんと願へば、如此に往生する事多かり、然るを聞かむ人心を至て念佛を唱へて極樂に往生せんと可願となむ、語り傳へたるをや、

同寺の竹藪中に楠の大木あり、根廻り四丈五尺・目通廻り參丈・高さ數拾間、挺然として蒼空に秀で、千枝萬葉附近を覆へり。其の年數は之を知るに由なきも、一見して千年以上の古木なるを推想せ

しむ。傳へいふ、昔同寺の伽藍・堂塔修繕の用材に充てんが爲めに栽植したるものなりと。

本地村高參百參拾五石九斗參合の内、其の拾七石參斗は松尾寺領たりしが、明治元年五月十日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年六月二十二日堺縣の管轄となる。又其の參百拾八石六斗參合は元和元年より徳川氏代官の支配たりしが、元祿元年牧野備前守の領地に轉じ、寶永三年久世大和守の領地に移り、同氏世襲して大和守廣業に至り、明治二年二月十二日上地を命せられて堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十四區に屬し、同七年四月十三日第二大區三小區に改まり、同年四月十三日其の八番組に入る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字久井に同じ。

大字	字	舊石高	明治八年改正		明治九年一月一日現在人口		町村制施行一町村制施行		大正元年三月一日現在人口		大正九年十月一日國勢調査の人口	
			有租地	反別	當時の人口	反別	當時の人口	反別	當時の人口			
久	井	四〇・七〇〇	六四	六三	三九四	一七・三〇三	四四三					
春	木	四七・五〇〇	五八	九一	五九	四五・七〇一	四三二					
春	木	九九・六七〇	一五	四三	二七	六〇・〇三三	三六六					
若	尾	三四・四五〇	五七	〇〇	四	一〇四・一〇一	五九					
松	尾	三四・四五〇	四	〇〇	三	一四・一〇〇	三六					
計		一八四・二一〇	一三六	一〇二	一、八二一	五〇・七二六	一、一五五				二、七三三	

第三十八項 山瀧村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、内畑村・大澤村の兩村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、内畑村は舊山直郷に屬し、大澤村は舊牛瀧莊に屬せしに依り、兩郷莊名の各一字を採りて山瀧村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて和泉郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

大字 内畑

本地は古來泉南郡に屬し、内畑村と稱す。もと南郡山直郷の内にして、後何れの時にか和泉郡に轉入せり。字地に下出・東出・山口・澤峯・西堂・西堂新田といへるあり、和泉志村里の條に「内畑屬邑六」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

山直神社は西北字垣外にあり、延喜式内の神社にして彦曾乃世呂命・天照皇大神・天穗日命・進雄命を祀れり。創建の年月等は詳ならず。山直氏の其の祖神を祭りしものならん。朝日山長光寺は當社の宮寺なりしが、明治維新後の神佛分離に依りて分れ、社は同五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十四年三月二十九日字奥の坊の村社八百萬神社(事蹟國勝長狹神)・字辻垣内の

山直神社

無格社市杵島神社(依依毘賣命)を合祀せり。社地は山腹にありて參千壹百四拾四坪の境内を有し、老樹森然として社頭を蔽ひ、本殿の外に拜殿・直會所・神饌所・社務所を存す。末社に神明神社・淡路神社・嚴島神社・菅原神社・稻荷神社・春日神社・天照皇神社・熊野神社・眞野神社あり。氏は本地一圓にして、例祭は陰曆八月二十二日なりしも、明治二十三年より陽曆の十月五日に改めらる。

長光寺

長光寺は字川室にあり、朝日山と號し、眞言宗仁和寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。開創の年月は詳ならず。もと山直神社の宮寺たりしは同社の條に記せし所の如し。境内は貳百八拾參坪に有し、本堂・庫裏・鐘樓を存す。

井關城址

井關城址あり。城は畑氏の據りし所なれども、廢絶の年月等は明ならず。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配たりしが、元祿十一年柳澤出羽守の領地に轉じ、寶永三年再び徳川代官の支配に歸し、正徳二年土屋相模守の領地に移り、寛延二年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十三區に屬し、同七年一月二十二日第二大區五小區に改まり、同年四月十三日其の十番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區五小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第七

聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第四十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 大澤

本地は古來和泉郡に屬し、もと牛瀧莊の内なり。牛瀧山の緣起に坂本郷と記すれば、牛瀧莊は昔の坂本郷ならん（泉州志には、該緣起を引きて「余案、昔松尾谷・牛瀧谷惣坂本郷乎」と記し、和泉志に「もと大澤・牛瀧の二ヶ村たりしも、明治維新後合併して大澤村と稱す。舊大澤村の字地に手越井・西・堂脇・殿村・小谷・上村といへるあり、和泉志村里の條に「大澤屬邑六」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。」）

牛瀧山は東南にあり、古來の勝區にして夙に楓錦の美と山水の勝とを以て普く世に喧傳せられ、大阪府の公園となさんとして同府會の建議に現れ、僻遠の地なるが爲め未だ其の運に至らざるも、萬目の見る稀世の勝區は遂に公園たるに至らんか。山は一溪之を劃して前を東瀧山といひ、後を西瀧山といふ。西瀧山は古杉老松鬱蒼として天を蔽ひ、楓樹其の間を點綴し、東瀧山は千仞の懸崖楓樹を以て滿され、秋候一團の絳雲を屯し、一日千本の稱あり。兩山の勢蹙る所の巖頭に三層を爲せる瀑布懸りて落下せり。一の瀑は高さ貳丈四尺・二の瀑は同壹丈貳尺・三の瀑は同參丈六尺にして、潭心に巨石隆起して飛泉を受け、飛泉之を挾みて流る。瀑上の巖頭に踞して之を見れば、其の形は恰も青牛の臥

牛瀧山

せるが如し。大乘坊惠亮和尚曾て此の山に來り、大威徳の法を修せしとき、威徳明王第三の瀑より現れ、其の騎れる所の牛は潭心の臥石なりしと、牛瀧の名是れより起れり。溪中の岩石を傳ひて上れば、壹町にして錦流瀑あり、更に水源に向ひて遡れば四十八瀑あり、曲折紆餘して溪間の風致愛すべし。牛瀧の上なる巖壁に風穴と稱するあり、深さ幾ばくなるを知らず。試に穴口に向ひて面すれば、風颯々として來り鬢髪を揺せり。役行者の七寶を納めて山鎮となせし所なりといふ。景勝は霜錦の靄あるのみならず、春は櫻花に新緑に・夏は杜鵑に河鹿に・冬は觀雪に佳ならざるなく、山容水態閑雅幽邃にして別に一天地を爲せり。今詠歌吟詩の一二を掲記せん。

暮れぬとてきくも覺えし紅葉の下てる山の入相のかれ

普照院宮元瑤法親王 九十一歳

牛瀧の紅葉をすりうつしたるに

林丘寺宮元秀法親王

時雨せし山路のそての名残かな霜にけれせぬ霜の言の葉

瀧 紅 葉

山高みうつるもみちにもものよりも秋ばことなる瀧津いばなみ

風早 公 長

行て見てもみちを分る秋もあらばなにうし瀧の山高くとも

武者小路實隆

おとにのみさこそとさくはうし瀧の山の紅葉いつか分け見ん

烏丸 光 榮

今もたれ車をとめて牛瀧のもみちのはやし秋にめつらん

冷泉 爲 久

染かけておるや錦もたてぬきに紅葉しからむ瀧のしらいと

武者小路公野

つてにのみきゝてやまんもうし瀧の山は都のよその紅葉
高橋季重
からにしき風の行手に織かけて紅葉をぬきの瀧のしら糸
義胤僧都
よそにしてまた見ぬもうし瀧津波名にこそたてれ山の紅葉
惠通僧都

紅葉する牛瀧の音は遠く雲井にひびきて、やむことなきお方の言の葉しけかりければ

小車もつぬにとゝめん名にしおは、うしたき山の木々の紅葉
似 雲

即 事 祇 南 海

茅海之南葛嶺東 溪山秋色醉丹楓 雲歸龍窟千峰雨 泉落千潭萬壑風 全界凝烟夕嵐紫 玉甕映日曉霞紅
何當絕頂眺明錦 梵岫谷山論異同

即 事 清 人 王 曉 村

聞説和泉郡 青牛景最嘉 月明僧入空 霜重葉成花 巖際泉聲碎 峰頭鳥道除 寄言山下主 容我共移家

谷 峯 も わ か す 紅 葉 の 入 日 か な 壩 雨

大威徳寺

牛瀧山大威徳寺は西瀧山の下にあり、もと一山兩流の古刹にして、創建の年月は詳ならざれども、役行者此の山に來りて修練し、初めて梵刹を草創し、天智天皇の勅願所となり、石藏五山の名あり。後弘法大師も來り、惠亮和尚も亦叡山より來りて大威徳の法を修し、一刀三禮して大威徳明王の像を刻し、爾來兩宗となりて本坊は眞言を修し、穀屋坊は天台を學び、併せて四拾八坊を有し、樵菜の地は其の租を免せられ、堂塔伽藍莊嚴美麗を極め、相將の歸依淺からず。降て豊臣氏及び徳川氏に至り

ても朱印地を附せられしが、明治維新後朱印地を上地せしより衰頽し、同四十五年一月二十五日天台宗に專屬して廻曆寺末となり、今は穀屋坊・辻室院の二塔頭を存するのみ。然れども泉州第一の古刹にして、境内は六千壹百四拾坪を有し、本堂・庫裏・玄關・鐘樓・門・納家及び多寶塔・行者堂・大師堂を存す。本堂は役行者の創建にして殘金襴碧古雅を極め、惠亮和尚刻の大威徳明王を安じ、脇壇に役行者作の不動尊・弘法大師作の阿彌陀佛を置き、行者堂には役行者の像・多寶塔には大日如來の像・大師堂には弘法大師の像を安置せらる。寺寶に傳惠亮上人一刀三禮作の大威徳明王立像・傳行者作不動明王立像・傳弘法大師作阿彌陀佛如來立像・同四天王立像・大日如來座像・澤庵和尚筆縁起書・近衛忠熙の歌軸・布袋の置物等の外少からず。

轉法輪寺は舊大澤村の字ビンゴ谷にあり、高座山と號し、淨土宗西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。役行者の開創なりと傳へ、峯中記には當寺に手越井・瀧穴・高座石・行道石・大黒窟ありと記し、高座石は佛の猊座なりと、山號は之に因めるならん。燈譽上人の中興なり。境内は壹百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・納家を存す。

大澤神社は舊大澤村の字堂の脇にあり、もと菅原神社と稱し、菅原道眞を祀れり。創建の年月は詳ならず。明治五年村社に列し、同四十四年三月二十九日字小谷の村社八坂神社(兼兼鳴)・字横谷の同殿島神社(市杵島)を合祀して、同年六月八日今の社名に改め、大正元年十一月神饌幣帛料供進社に指定せ

轉法輪寺

大澤神社

大澤堡の址

らる。境内は貳百七拾五坪を有し、本殿のみを存す。氏地は本地にして、例祭は十月五日なり。

大澤堡の址は舊大澤村にあり、大澤氏の據りし所なれども、興廢の年月等は詳ならず。

本地村高四百拾六石九斗六升六合の内、其の貳石壹斗八升は大威徳寺領にして、明治元年五月十日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年六月二十二日堺縣の管轄となる。又其の四百拾四石七斗八升六合は延寶三年より徳川氏代官の支配となり、寶曆十四年清水中納言の領地に轉じ、寛政七年再び徳川代官の支配に歸し、文政七年清水中納言の領地に復し、安政二年三たび徳川代官の支配に歸し、文久元年遠藤但馬守の領地となり、同氏世襲して同但馬守胤城に至り、明治二年六月上地せり、依て三上藩の支配に移り、同四年七月十四日吉見縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字内畑に同じ。

大	字	舊	石高	明治八年改正		明治九年一月一日現在人口		町村制施行		大正元年十月一日現在人口	
				有租地	反別	當時の人口	反別	當時の人口	國勢調査の人口		
内	畑		一、三〇〇・九六一	三、〇〇〇・三三三	一、二六六	三、四〇〇・二六六	一、四六六				
大	澤		四、〇〇六・九六〇	三、九八〇・五七七	四、七	三、二〇〇・三三三	六〇〇				
計			一、六七七・九五一	五、六八〇・九一〇	一、二七三	六、六〇〇・六〇〇	二、一六六			二、一三三	

第三節 泉南郡

本郡は和泉國の南部に位置し、東南は紀伊國那賀・名草の二郡に界し、北は泉北郡に接し、西は茅渟海に瀕せり。南北八里參拾壹町・東西八里六町にして、拾七方里五分五厘の面積を包容す。葛城・犬鳴の諸峯巒は、蜿蜒紛糾して東南紀・泉の境を爲し、其の脈は西南に馳せ、多奈川村の南に瘤起して飯盛山と爲り、其の麓は大字小島に至る。故に地勢は東南に高く、漸次西北に低下し、東北は廣く西南に至りて狭し。津田川は東葛城村の葛城山に發し、麻生郷村に至りて海に注ぎ、近木川は西葛城村大字大川より發して木島村に至り、同村大字柘谷より發する支流大川を併せ、近義村大字濱脇に至りて海に注ぎ、岡田川は大土村より發して新家村に至り、同村より發する支流新家川を併せ、西信達村大字岡田に達して海に注ぎ、菟砥川は東信達村より發し、東鳥取村大字自然田に於て雄山峯より發する支流堀川を併せ、雄信達村大字男里に至りてまた海に注げり。海は烟波縹渺として、遙に淡・阿の翠巒を望めり。

もと泉南・日根の兩郡たりしも、明治二十九年四月一日兩郡を合併して新に一郡を置かれたるものなり。郡名は和泉の南部に位置せるを以て、泉北郡に對して名づけられしものなるべし。故に新郡設

位 境 面 地 山
置 界 積 勢 川

本郡設置

置に至るまでの沿革は、舊郡別に依りて分記せん。

泉南郡

當郡は略して單に南郡と呼べり。もと和泉郡の内なりしが、後同郡より分立せり。然れども其の分立したる年紀は詳ならず。延喜式及び和名抄の和泉國の條には、大鳥・和泉・日根の三郡を載せ、和名抄には、和泉郡の下に「國分置泉南郡」と記せり。されば當時和泉郡の南邊を私に分て泉南郡と唱へ來りしを、後遂に公稱せられしものならん。和泉郡より當郡に入りしは山直・八木・掃守・木島の四郷にして、郷名廢して五箇莊・麻生莊・阿間河莊等の名あり。中古郡界の錯亂に依り内畑村は和泉郡に轉出す。明治五年二月には積川村・稻葉村・中村・包近村・三田村・摩湯村・今木村・東大路村・田治米村・新在家村・加守村・西之内村・下松村・上松村・尾生村・三ヶ山新田・池尻村・大町村・西大路村・箕土路村・荒木村・下池田村・小松里村・額原村・中井村・春木村・磯上村・吉井村・沼村・野村・藤井村・別所村・岸和田並松町・岸和田南町・岸和田北町・岸和田魚屋町・岸和田堺町・岸和田本町・岸和田濱町・岸和田村・土生村・作才村・畑村・極樂寺村・流木村・神須屋村・八田村・眞上新田・土生瀧村・阿間河瀧村・河合村・神於村・白原村・相川村・塔原村・津田村・小瀬村・永吉村・久保村・堀村・堀新町・海塚村・海塚新町・中村・鳥羽村・新井村・半田村・福田村・島村・森村・三松村・水間村・名越村・清兒村・木積村・馬場村・梶谷村・大川村・齋原村・三箇山村・貝塚北之町・

貝塚南之町・貝塚西之町・貝塚中之町・貝塚近木之町の八拾五ヶ町村たりしが、其後は町村數に異動なく、同十七年九月十七日兩中村の一を麻生中村・一を山直中村と改稱し、同二十二年四月一日の町村制施行に際し、左記の如く參ヶ町・拾四ヶ村・八拾貳大字となれり。

- 山直上村 積川・稻葉・山直中・包近
- 山直下村 三田・摩湯・今木・東大路・田治米・新在家
- 八木村 池尻・大町・西大路・箕土路・荒木・下池田・小松里・額原・中井
- 南掃守村 加守・西之内・下松・上松
- 北掃守村 春木・磯上・吉井
- 沼野村 沼野・藤井・別所
- 岸和田町 岸和田並松・同北・同南・同本・同魚屋・同堺
- 岸和田濱町 土生・作才・畑・極樂寺・流木
- 有眞香村 神須屋・八田・眞上新田・土生瀧・阿間河瀧
- 東葛城村 河合・神於・白原・相川・塔原
- 西葛城村 木積・馬場・梶谷・大川・齋原・三箇山
- 島村 森・三松・水間・名越・清兒
- 貝塚町 北之町・西之町・南之町・近木之町・中之町
- 麻生郷村 津田・小瀬・永吉・久保・畑・堀新町・海塚・海塚新町・麻生中・鳥羽・新井・半田・福田

徳川時代に於ては、各藩領・預所・麾下の采地・寺領・役知・代官支配等に轉換分屬して其の未造に至りしが、其の未造に於ける當郡の石高は、參萬六千八百貳拾九石五斗五升九合七勺にして、各領管は左記の如くに分布せり。

岸和田藩岡部美濃守長職領 貳萬六千參百六石九斗五升八合貳勺

春木村 壹千參百五拾九石五斗參升八合五勺
 尾生村 壹千壹百八拾八石八升五合
 岸和田町 壹百參拾四石七斗四升參合壹勺
 野村 六百八拾貳石四斗貳升六合九勺
 西之内村 九百參拾五石八斗壹升
 別所村 貳百參拾六石九斗八升八合
 上松村 七百參拾五石五斗參升四合
 土生村 貳千參百拾四石八斗八升
 作才村 參百七拾參石六斗四升貳合
 阿間河瀧村 參百貳拾五石壹斗貳升參合
 極樂寺村 五百貳拾八石五升壹合
 畑村 六百八拾壹石貳斗九升五合
 三箇山村 壹百參拾八石九斗八升七合
 河合村 參百五拾石八斗八合
 白原村 參拾七石七斗貳升參合
 額原村 參百貳拾六石九斗六升八合
 岸和田濱町 貳百拾壹石七斗壹升八合五勺
 岸和田村 壹千七百九拾六石九斗參升九合五勺
 沼村 五百四拾石貳斗四升八合
 加守村 七百四拾貳石六斗參升五合
 藤井村 貳百貳拾八石壹斗貳升七合四勺
 下松村 九百七拾九石七斗七合
 土生瀧村 四百四拾八石四斗八升七合
 流木村 六百八拾八石五斗四升五合
 八田村 參百五拾四石八斗九升壹合
 眞上新田 壹百八拾壹石六斗四升九合
 神須屋村 五百拾貳石五升七合
 神於村 壹百貳拾壹石六斗六升五合
 塔原村 壹百七拾五石參斗貳升
 相川村 壹百七拾四石九斗六升八合

津田村 貳百貳拾八石九斗六斗七合參勺
 小瀬村 六百四拾四石四斗四升
 海塚新町 參百八拾壹石五斗五升七合
 福田村 壹百五拾石九升四合
 中村 九百石四斗七升參合
 新井村 壹百四拾四石貳斗六升貳合
 清兒村 六百貳拾石參斗參升九合
 森村 參百貳拾貳石貳斗六升
 稻谷村 八拾六石四斗八升貳合
 蕎原村 貳百五拾六石四斗參升七合
 木積村 六百七拾八石參斗貳升四合
 淀藩稻葉美濃守正邦領 壹千七百八拾石壹斗參升壹合六勺
 荒木村 五百石七斗八升七合
 小松里村 七百七拾參石參斗九升八合
 久保村 四百六拾五石四斗壹升七合
 堀新町 四百九拾六石六斗五合
 島村 貳拾參石參斗四升
 鳥羽村 貳百五拾參石貳斗九合
 半田村 七百八石八斗四升
 名越村 七百石貳斗四合
 水間村 貳百八拾六石壹斗四合
 三松村 九百六拾貳石八斗六升九合
 大川村 九拾石六升九合
 馬場村 參百九拾九石壹斗六合
 下池田村 五百五石九斗四升六合六勺

岸和田藩岡部美濃守長職預所 四千貳百五拾八石參合四勺

磯上村	六百參拾八石九斗參合六勺	吉井村	四百八拾九石七斗八升貳合
中井村	五百六拾四石九斗八升四合	今木村	參百七拾石壹斗七升壹合
田治米村	七百九拾七石參斗四升四合四勺	三ヶ山新田	壹百貳拾貳石壹斗參升四合
新在家村	六百參拾七石六斗五升五合九勺	池尻村	四百八拾壹石參斗貳升
大町村	壹百五拾五石七斗八合五勺		
京都守護職松平肥後守容保役知	壹千壹百拾七石六斗四升參合參勺		
箕土路村	四百八拾四石貳合六勺	西大路村	貳百拾五石五斗貳升貳合
東大路村	壹百七拾參石四斗七合六勺	大町村	貳百四拾四石七斗壹升壹合壹勺
代官内海多次郎支配地	參千參百六拾六石八斗貳升參合貳勺		
三田村	八百九拾八石壹斗四升八合貳勺	摩湯村	參百九拾九石壹斗七合
稻葉村	六百七拾石八斗貳升五合六勺	中村	四百六拾石六斗八合壹勺
包近村	六百貳拾四石壹斗貳升七合九勺	積川村	參百拾四石六合四勺
大坂町奉行支配地	貝塚		

各領地の統一及び區畫の變遷

京都守護職松平肥後守容保の役知・代官内海多次郎の支配地及び大坂町奉行支配地は、明治元年の初め新に御料となりて、京都守護職松平肥後守容保の役知及び代官内海多次郎の支配地は岡部筑前守・

渡邊丹後守の當分取締に移り、大坂町奉行支配地は大坂裁判所司農局の支配となりしが、同年二月二十四日代官内海多次郎の舊支配地も岡部・渡邊兩藩の取締を解かれて同司農局の支配に入り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、同司農局の支配地は同年六月二十二日堺縣の管轄に轉じ、翌七月二十三日京都守護職松平容保の舊役知も岡部・渡邊兩藩の當分取締を解かれて同縣の管轄に歸す。同二年六月諸藩版籍を奉還して知藩事を置かれしかば、堺縣及び岸和田・淀兩藩の管治となり、同三年十二月岸和田藩の預所は堺縣の管轄に移り、同四年七月十四日の廢藩置縣に依り堺縣及び岸和田・淀三縣の管治となり、同年十一月二十二日の大改革に依り全郡初めて堺縣の統管する所となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月には第十五區乃至第二十區までの六區に分たれ、同七年一月二十二日には第二大區と第三大區に分屬し、同年四月十三日第二大區にては五小區内の一番組・二番組・三番組・五番組・六番組・七番組・八番組・九番組、第三大區にては第一小區内の一番組乃至九番組、二小區内の一番組乃至七番組に入りしも、同九年十二月七日小區内の番組は廢止せらる、同十三年四月十日岸和田郡役所(後泉南日根郡役所と稱す)部内となり、同月二十三日三ヶ聯合に分れ、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日の毎町村制には六拾壹ヶ村は獨立し、貳拾四ヶ村は例外に依りて九ヶ聯合を爲し、同十七年七月一日戸長役場管理區域の設定あるに及び拾八ヶ戸長役場を置かれて、同二十年四月一日の町村制施行に至るまで繼續せり。

日根郡

當郡は和名抄に「比禰」と訓せり。往時に於ける日根又は日根野の地にして、姓氏録に見ゆる日根造に聯關して其の名出で、延いて郡名となりしものなるべし。住吉神代記には、「日晚御宿地日寢云々」と記せり。續日本紀元正天皇靈龜二年三月の條に、「癸卯、割河内國和泉・日根兩郡、令供珍努宮」と見ゆるもの是れ郡名の史上に現れし初めにして、續日本後紀仁明天皇承和十二年の條に、「二月己卯、和泉國日根郡人戸主正六位上春世宿禰島公・兄左坊城主典從七位上春世宿禰島人・弟主稅大允正六位上春世宿禰島長等、賜姓復中朝臣、貫右京二條一坊」と見え、又三代實錄貞觀三年六月二日の條には、「和泉國日根郡田并山岡二十三町七段百九十九步永充淳和院」と見ゆ。和名抄に近義・賀美・呼喚・鳥取の四郷を載せ、郷名廢るに及びて呼喚郷の地は中通莊(一に長瀬莊)・信達莊に分れ、其の他熊取莊・日根野莊・三谷莊・下の莊等の名あり。明治五年二月には脇濱村・神前村・加治村・畑中村・石才村・澤村・浦田村・窪田村・堤村・王子村・地藏堂村・橋本村・大久保村・五門村・紺屋村・野田村・七山村・久保村・小谷村・小垣内村・鶴原村・上瓦屋村・下瓦屋村・中庄村・佐野村・日根野村・俵屋新田・長瀧村・上の郷村・安松村・岡本村・樫井村・土丸村・大木村・東吉見村・西吉見村・嘉祥寺村・新家村・別所村・兎田村・六尾村・金熊寺村・楠畑村・童子畑村・葛畑村・大苗代村・市場村・牧野村・中村・岡田村・北野村・中小路村・鳴瀧村・樽井村・男里村・幡代村・馬場村・尾崎村・黒

田村・下出村・中村・自然田村・石田村・桑畑村・山中村・波有手村・新村・舞村・貝掛村・箱作村・山中新田・淡輪村・深日村・孝子村・谷川村・東畑村・西畑村・小島村の七拾八ヶ村たりしが、同八年五月九日東吉見・西吉見の兩村を合併して吉見村と改めしかば、一村を減じて七拾七ヶ村となり、同十七年九月十七日兩中村の一を鳥取中村・一を岡中村と改稱し、明治二十二年四月一日の町村制施行に際し、左記の如く貳拾六ヶ村・六拾八大字となれり。

- | | | | | | |
|------|---------------------------|------|------------------------|------|---------------|
| 北近義村 | 鴨濱・神前・加治・島中・石才 | 南近義村 | 澤・福田・窪田・堤・王子・地藏堂・橋本 | 北中通村 | 鶴原・上瓦屋・下瓦屋・中庄 |
| 熊取村 | 大久保・五門・紺屋・野田・七山・久保・小谷・小垣内 | 日根野村 | 日根野・俵屋新田 | 佐野村 | |
| 上之郷村 | | 長瀧村 | | 南中通村 | 安松・岡本・樫井 |
| 大土村 | 土丸・大木 | 田尻村 | 吉見・嘉祥寺 | 新家村 | 新家・別所・兎田 |
| 東信達村 | 六尾・金熊寺・楠畑・童子畑・葛畑 | 北信達村 | 大苗代・市場・牧野・岡中 | 西信達村 | 岡田・北野・中小路 |
| 雄信達村 | 男里・幡代・馬場 | 鳴瀧村 | | 樽井村 | |
| 尾崎村 | | 東鳥取村 | 黒田・下出・鳥取中・自然田・石田・桑畑・山中 | 西鳥取村 | 波有手・新 |
| 下莊村 | 舞・貝掛・箱作・山中新田 | 淡輪村 | | 深日村 | |
| 孝子村 | | 多奈川村 | 谷川・東畑・西畑・小島 | | |

領主及び石高

徳川時代に於ては、各藩領・預所・麾下の采地・役知・代官支配等に轉換分屬して其の末造に至りしが、其の末造に於ける當郡の石高は、五萬六千七百五拾六石四斗六升七台四勺にして、各領管は左記の如くに分布せり。

岸和田藩岡部美濃守長職領 參萬貳千六拾五石九斗八升四合壹勺

- 小垣内村 四百參拾壹石四斗參升七台六勺
- 久保村 壹千貳百五拾參石貳斗七升參勺
- 五門村 參百貳拾四石九斗四合
- 大久保村 七百七石九斗四升八合
- 脇濱村 六百貳拾九石四斗參升八合
- 島中村 四百拾參石參斗四升九合七勺
- 石才村 參百九拾參石貳斗七升五合
- 窪田村 貳百拾貳石七斗壹升七合八勺
- 王子村 七百貳拾四石壹升九合
- 橋本村 八百拾壹石六斗七升參合
- 嘉祥寺村 壹千貳百八拾參石貳斗壹升壹合
- 小谷村 參百九拾壹石五斗壹升六合
- 紺屋村 壹百壹石九斗九合七勺
- 野田村 五百八拾四石七斗五升參合九勺
- 七山村 貳百參拾參石四升四合壹勺
- 加治村 參百拾參石七斗六升壹合
- 神前村 壹百六拾石四斗五升貳合
- 浦田村 壹百四拾貳石貳斗八升四合
- 堤村 參百參拾九石貳斗八升四合
- 地藏堂村 貳百九拾五石壹斗八升八合
- 下瓦屋村 五百九拾石貳斗貳升八合
- 俵屋新田 五百拾六石九升九合參勺

- 長瀧村 貳千貳百拾九石九斗九升九合
- 土丸村 參百四拾四石四斗七升貳合
- 上之郷村 壹千八百參拾壹石六斗八升八合
- 市場村 九百九拾七石參斗參升貳合
- 岡田村 壹千壹百參拾石七斗四升貳勺
- 男里村 六百九拾八石貳斗四升參合
- 中村 八百壹石九斗九升五合貳勺
- 馬場村 六百四拾壹石壹斗參升參合七勺
- 楠畑村 壹百壹石八斗八升壹合
- 金熊寺村 參百八拾九石五斗八升參合
- 安松村 九百七石五斗參合
- 日根野村 貳千六百貳拾貳石壹合六勺
- 大木村 六百參拾石六斗五升壹合
- 牧野村 壹千六拾貳石四斗七升參合
- 大苗代村 五百六石七斗八升貳合
- 鳴瀧村 六拾四石九斗四升八合
- 樽井村 壹千四百九石七斗九升八合
- 幡代村 四百貳拾石參斗五升壹合
- 六尾村 貳百八拾八石壹斗五升八合
- 童子畑村 貳百壹石四斗五升八合
- 佐野村 參千八百拾六石貳升四合
- 葛畑村 壹百貳拾五石六合

淀藩稻葉美濃守正邦領 五百六拾壹石八斗貳升貳合

男里村 五百六拾壹石八斗貳升貳合

三上藩遠藤但馬守胤城領 貳千九百六拾壹石貳斗五升六合七勺

吉見村 九百六拾石貳斗八升六合七勺 黒田村 七百六拾石六斗參升四合

新 村 壹百八拾六石八斗壹升參合 波有手村 壹千五拾參石五斗貳升參合

土浦藩土屋采女正舉直領 八千貳百七拾四石九斗壹升九合

貝掛 村 六百貳拾九石參斗四升壹合壹勺 舞 村 四拾四石九斗四升九合六勺

山中新田 參拾四石壹斗八升四合參勺 箱作 村 貳千壹百貳拾五石八斗五升壹合六勺

淡輪 村 壹千八百七拾五石五斗八升六合壹勺 孝子 村 六百貳拾八石九升六合貳勺

谷川 村 壹千貳百四拾五石參斗貳升參合 深日 村 壹千壹百八石五斗壹升壹合壹勺

小島 村 六拾五石參升七合 西畑 村 壹百六拾四石八升八合

東畑 村 參百五拾參石九斗五升壹合

岸和田藩岡部美濃守長職預所 五百參拾五石八斗六合七勺

中小路村 五百參拾五石八斗六合七勺

京都守護職松平肥後守容保役知 九千四百石七斗參升九勺

上瓦屋村 四百貳拾八石四斗七升八合 中庄 村 六百參拾貳石四斗五升六合

岡本 村 參百八拾五石九斗貳升壹合 尾崎 村 七百五拾壹石六斗九升四合

中 村 六百五拾貳石五升四合 下出 村 九百九石壹斗參合

山中 村 四百四拾五石八斗參合 石田 村 七百八拾四石八斗五升七合

各領地の統一及び區畫の變遷

自然田村 九百六拾五石壹斗七升貳合 桑畑 村 壹百八拾五石參斗六升七合

樫井 村 五百七拾石四斗七升六合 別所 村 壹百拾九石六斗九升

兎田 村 五百六拾八石九斗參升五合五勺 新家 村 壹千六百貳拾九石七升九合八勺

北野 村 參百七拾壹石六斗四升四合六勺

麾下岡部鐘八郎采地 貳千九百五拾五石九斗四升八合

澤 村 九百六拾七石五斗五升六合 鶴原 村 壹千九百八拾八石參斗九升貳合

京都守護職松平肥後守容保の役知は、明治元年の初めに新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、麾下岡部鐘八郎の采地は同年五月二十四日大阪府司農局の支配に移り、同司農局の支配地は同年六月二十二日堺縣の管轄に移り、翌七月二十三日京都守護職松平肥後守容保の舊役知も岡部・渡邊兩藩の當分取締を解かれて同縣の管轄に入り、同二年六月諸藩版籍を奉還して知藩事を置かれしかば堺縣及び岸和田・淀・三上・土浦四藩の管治となり、同三年四月十四日三上藩は當郡吉見村に移りて吉見藩となる。土浦藩の管地は同年十月十四日・岸和田藩の預所は同年十二月共に堺縣の管轄に入り、同四年七月十四日の廢藩置縣に依りて堺縣及び岸和田・淀・吉見四縣の管治たりしも、同年十一月二十二日の大改革に依り全郡初めて堺縣の統管する所となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月には第二十一區より第二十五區迄の五區に分たれ、同七年一月二十二日には第三

大区内に屬し、同年四月十三日第二小區内の八番組・九番組、第三小區内の一番乃至八番組、第四小區内の一番組乃至十番組、第五小區内の一番乃至八番組に入りしも、小區内の番組は同九年十二月七日廢止せらる。同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日四ヶ聯合に分れ、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日の毎町村制には六拾六ヶ村は獨立し、拾壹ヶ村は例外に依りて五ヶ聯合を爲し、同十七年七月一日戸長役場管理區域の設定あるに及び貳拾四ヶ戸長役場を置かれて、同二十二年四月一日の町村制施行に至るまで繼續せり。

かくて泉南・日根の兩郡は、參ヶ町・四拾ヶ村・壹百五拾大字を爲し來りしが、明治二十九年四月一日日本郡を設けられ、同三十一年六月一日より郡制を施行せられて自治の法人となり、同三十九年六月二十二日東葛城村大字神於・同河合の内を割きて大字上白原を設け、同四十四年十月一日佐野村を佐野町と改め、四ヶ町・參拾九ヶ村・壹百五拾壹大字となり、同年十二月三十一日限り岸和田町・岸和田濱町・岸和田村及び沼野村の貳ヶ町・貳ヶ村を廢し、其の區域に依りて岸和田町を設け、其の域内を並松町・北町・魚屋町・堺町・本町・南町・中町・大工町・中之濱町・紙屋町・大手町・中北町・大北町・岸城町・五軒屋町・宮本町・野田町・上町・南上町・沼町・筋海町・上野町・下野町・藤井町・別所町の貳拾五大字に改められしかば、壹ヶ町・貳ヶ村を減じ、拾五大字を増して、參ヶ町・參拾七ヶ村・壹百六拾六大字となる、現在の町村即ち是れなり。

新郡設置後の町村異動

舊石高・反別・人口の現在町村別

見稻籾に依れば、泉南郡は米參萬參千四百七拾貳石九斗五升壹合・日根郡は同五萬四千零零四石七斗と記せり。而して徳川氏の末造に於ける現在各町村の村高、及び其の以後に於ける反別・人口等は、左に記する所の如し。

町村名	舊石高	明治八年改正		明治九年一月一日現在人口		町村制施行		大正元年十二月一日現在人口		大正九年十月一日國勢調査の人口	
		有租地	反別	當時の反別	當時の人口	當時の反別	當時の人口	反別	人口	反別	人口
山直上村	二、〇六九・六八〇	二七・七三三	二、一五三	四、四八〇	二、四四〇	二、八七三	二、八七三	二、八七三	二、八七三	二、八七三	二、八七三
山直下村	三、七五五・八四一	三六・三二八	二、九二一	四、五八〇	三、四四〇	四、一七五	三、四四〇	三、四四〇	三、四四〇	三、四四〇	三、四四〇
八木村	四、二五三・四七六	二九・〇七六	二、五五四	四、七六八	二、八七六	三、六三四	三、六三四	三、六三四	三、六三四	三、六三四	三、六三四
南掃守村	四、七〇三・九〇五	三四・七九七	三、五二五	六、八三〇	三、八九七	四、九六八	四、九六八	四、九六八	四、九六八	四、九六八	四、九六八
北掃守村	二、四八八・三三二	一五・三七〇	二、三二〇	三、六〇四	二、五三三	三、五九九	三、五九九	三、五九九	三、五九九	三、五九九	三、五九九
岸和田町	三、八三一・二九四	二六・九二五	二、四一四	三、九一〇	二、三九九	三、三九七	三、三九七	三、三九七	三、三九七	三、三九七	三、三九七
土生郷村	四、五五六・四二〇	三四・四〇三	三、九九九	四、七六一	二、九九九	三、一〇五	三、一〇五	三、一〇五	三、一〇五	三、一〇五	三、一〇五
有眞香村	一、八三三・二〇九	一七・〇五三	一、六一一	三、九七三	一、八四三	二、七三〇	二、七三〇	二、七三〇	二、七三〇	二、七三〇	二、七三〇
東葛城村	八、六〇〇・四四〇	二五・〇七九	一、二六四	五、九六五	一、四三二	一、六八〇	一、六八〇	一、六八〇	一、六八〇	一、六八〇	一、六八〇
西葛城村	一、六四九・四〇五	四四・七八三	一、九三九	六、七三三	二、三三三	二、七〇一	二、七〇一	二、七〇一	二、七〇一	二、七〇一	二、七〇一
島村	二、三〇〇・四〇〇	二二・〇五九	一、二六六	二、九四六	一、三三七	一、六八七	一、六八七	一、六八七	一、六八七	一、六八七	一、六八七
木島村	二、八九一・七六〇	二四・五八六	二、五七八	四、〇九七	三、〇一五	三、六五四	三、六五四	三、六五四	三、六五四	三、六五四	三、六五四

町村名	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日 現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年十月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
麻生郷村	四、三三・八六三	三三、六三三	二、七五	四六、二二三	三、一九	四、〇五五	五、四三二
貝塚町		一四、九二四	四、五七七	二六、九三三	四、八五四	五、四七三	五、九〇〇
北近義村	一、九一〇・二七五七	一六、〇四三	一、九五三	二〇、七八〇	二、一〇〇	二、四七九	二、八六三
南近義村	三、四九三・七三二八	二九、七三〇	一、九六五	三九、七三〇	二、二二三	二、八八一	三、〇六六
北中通村	三、六三九・五五四〇	二九、八三三	三、九七六	五三、六〇〇	四、三五五	五、二六一	六、一九五
佐野町	三、八一六・二二〇〇	三三、四三六	六、四八六	四三、四三三	六、四七三	八、九〇三	一〇、四四四
熊取村	四、〇二八・七六三八	六四、五四三	四、〇五三	九五、六四九	四、五七	五、九九九	五、三三三
日根野村	三、一六二・二〇〇九	四四、〇三三	一、四三七	七六、四三〇	二、五三八	二、九〇六	三、二九三
上之郷村	一、八三二・六八八〇	四八、九四三	一、四八三	五〇、〇九〇	一、六三	一、七四九	一、七三六
長瀬村	二、二二九・九九九〇	一八、六三三	一、六七〇	二九、八六〇	一、八〇二	一、七九五	一、九五四
南中通村	一、八三三・九〇〇〇	二五、四二八	一、三三三	三三、二九七	一、六六〇	一、一九〇	二、〇五六
大土村	九、七五・二三〇	二九、九三六	一、四〇六	三三、七〇〇	一、一六	一、四〇七	一、三〇八
田尻村	二、二四三・四九七七	一六、六〇三	一、七九三	一七、六五〇	一、八二〇	一、八七	三、二四四
新家村	二、三三七・七〇五三	二四、八六〇	一、六四〇	五三、六三三	一、六六五	一、七九三	一、六〇七
東信達村	一、〇六六・八六〇〇	一五、九六〇	九三三	五四、四〇八	九〇八	一、一八七	一、一三
北信達村	三、五八六・九三三	二七、九二六	二、九三	四九、五二八	二、四四	三、一〇五	三、一四三

西信達村	二、〇六・九二五	一九、〇三〇	二、〇五二	一八、七三二	二、一三	二、九六	二、八八
雄信達村	二、三二・五九九七	一七、八四〇	一、五八	二九、六〇五	一、六九七	一、四三三	一、五三〇
鳴瀬村	六、四四八〇	六、三三九	九七	八、三〇四	九三	一、〇〇〇	一、二八
樽井村	一、四九〇・七六〇〇	一一、五三三	一、九三	一七、〇五四	一、八九〇	二、〇六	二、一七一
尾崎村	七、五一・六四〇〇	二七、八五一	二、七三	一〇、五〇五	二、三三〇	二、六四	二、四八七
東鳥取村	四、七〇・九〇〇〇	五〇、九八〇	三、五八	八八、八二四	三、六三〇	三、六〇〇	三、二九六
西鳥取村	一、一四〇・三三六〇	一一、八八二	一、八三〇	四三、九〇四	一、九九二	二、三三	二、三三四
下莊村	二、八四三・三三六	二四、九四三	一、八二三	四七、三六三	一、八二五	一、八二三	一、八三四
淡輪村	一、八七五・五六一	二九、八五七	二、二二	五二、二九二	二、二七五	二、三四	二、三九八
深日村	一、一〇八・五二二	一〇、八四五	一、四九三	一五、八四〇	一、五七七	二、四三	二、四九五
孝子村	六、六〇・九六三	五二、六九八	六四八	一八、五二三	六四六	七四	六八五
多奈川村	一、八六六・三九九〇	三三、七七一	二、八一五	九八、五〇五	三、〇三二	三、九六	三、七二九
計	九三、五六・〇七二	九、七三・三三三	一〇〇、五三四	一六、三〇四・四二八	一〇七、〇九六	一三、七、五四二	一五、一、七七

歴代郡長

第三篇 國郡市町村志

第三章

和泉國

第三節

泉南郡

岸和田郡役所(南日根郡役所となる)

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
渥美 廣通	明治十三年四月十六日	明治十四年六月十三日	病死
白川 資義	同 十四年七月十四日	同 十五年七月廿二日	
熊澤 友雄	同 十五年七月廿二日		
押田 良助	同 十九年八月廿五日	同 二十三年十月廿五日	
本山 茂樹	同 二十三年十月廿五日	同 二十六年五月卅一日	
原 純藏	同 二十六年五月卅一日		
泉南郡役所			
原 純藏	明治二十九年四月一日	明治三十三年二月七日	
塚崎 俊人	同 三十三年二月廿一日	同 三十五年四月廿一日	
相場 駒次	同 三十五年四月廿二日	同 三十九年一月十六日	
岸 正形	同 三十九年一月十六日	同 四十五年四月一日	
滋岡 長彦	同 四十五年四月一日	大正二年五月廿七日	病死
中平 元彦	大正二年五月廿七日	同 五年十一月廿二日	

奥田 多賀雄 同 五年十一月廿二日 同 五年十二月廿五日
 佐藤 益三 同 五年十二月廿五日 現任

第一項 山直上村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、積川村・稻葉村・山直中村・包近村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊山直郷の上部に位置せるに依り、其の意を採りて山直上村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて南郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉南郡に屬す。

大字積川

本地は古來南郡に屬し、もと山直郷の内にして積川村と稱す。村名は牛瀧川と深山川との相會する所なるより起れりといふ、蓋し川を積むの意ならん。字地に橋實といへるあり、和泉志村里の條に「積川屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。舊郷名は和名抄に「和泉郡山直（積川）」と載せ、姓氏錄和泉國神別に、「山直、天穗日命十七世孫日古曾日乃己名命之後也」と見え、續日本後紀に、「仁明天皇承和三年十二月己亥、和泉國人右大史正六位上山直池作・弟池永等、以本居貫附左京五條、同六年十一月癸未、左京人左大夫正六位上山直池作等十人、改直字賜宿禰、池作之先出自天穗日命之後也」と見ゆる山直氏の居りし所ならん。

積川神社

積川神社は南方字馬場出にあり、延喜式内の神社にして生井神・榮井神・綱長井神・阿須波神・波比岐神を祀り、和泉五大社の一なり。創建の年月は詳ならず。元正天皇の靈龜二年河内國を割きて當國を置き、國內五大社の分靈を合祀して五社總社を國府所在の府中に建て給ふに方り、當社の分靈も同社に合祀せられて泉州五社の稱起り、聖武天皇は天平四年の大旱に際し、五社及び井の八幡宮に奉幣して雨を祈らせ給ひ、且五社及び總社に社領六千八百石を寄せて、其の六百石を當社に分賜せられ、嵯峨天皇は弘仁九年・淳和天皇は同十四年七月各幣帛を獻じて雨を祈り給ひ、仁明天皇の承和九年十月從五位下を授かり給ひしを初めとして、清和天皇の貞觀六年三月には從四位下・同十五年四月には從四位上に昇進し給ひたりしが、降て天正十三年秀吉に社領を沒收せられて社頭漸く衰微せしも、慶長七年豊臣秀頼に社殿を修補せらる。明治六年郷社に列し、同四十年十一月九日字宮地の村社八坂神社（須佐之男命）・字向ひ出の同菅原神社（菅原道真）・字白髪（佐太比古命）の同白髪神社（佐太比古命）を合祀し、同四十一年一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。社域は牛瀧街道に接して一段の高所を占め、壹千六百貳拾五坪の廣さを有し、古木森然たるが中に本殿・拜殿・神饌所・神輿庫・社務所を存す。本殿の建築年代は詳ならざれども、前記豊臣秀頼に修補せられたるものに係り、三間社流造屋根檜皮葺にして、大正三年四月十七日特別保護建造物となる。末社に若宮社・大海神社あり。社前の古石築貳基は楠正儀の寄進に係れりと傳ふれども、正平七年の外は文字磨滅せり。氏地は本村及び山直下村・八木村・北掃守村にして、例祭

は陰暦の八月十五日なりしも、同暦の廢止後十月十五日に改めらる。

續日本後紀 承和九年十月己巳、奉授和泉國從五位下大島神從五位上、无位穴師神・无位積川神並從五位下、

三代實錄 貞觀六年三月廿三日己酉、授和泉國從五位上積川神從四位下、

同 貞觀十五年夏四月五日己卯、授和泉國從四位下積川神從四位上、

本地は元和元年より小出大和守の領地となり、寛永元年徳川氏代官の支配に換り、元祿十年柳澤出羽守の領地に移り、寶永二年再び徳川代官の支配に歸し、正徳二年更に土屋相模守の領地に轉じ、寛政三年三たび徳川代官の支配に歸し、文政七年清水中納言の領地となり、安政二年四たび徳川代官の支配に歸し、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年二月二十四日大阪裁判所農局の支配に移り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、同年六月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十區に屬し、同七年一月二十二日第二大區五小區に改まり、同年四月十三日其の九番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區五小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 稻葉

本地は古來南郡に屬し、もと山直郷の内にして稻葉村と稱す。稻葉の葉は一に庭に作れるあり。字地に大久保・北山・南山・向出といへるあり、和泉志村里の條に「稻葉屬邑四」と記せるは、此字地を指せるならん。

菅原神社

菅原神社は字宮地にあり、祭神はもと彦火々出見命なりしも、後何れの時にか菅原道真を本殿に祀りて、彦火々出見命を相殿に祀れりといふ。創建の年月は詳ならず。明應十年造營の棟札あるを以て見れば、同年に改築せられたるものなるべし。宮寺に極樂寺といへるありて眞言宗に屬し、麻福山大門坊と稱し、開基不詳なれども或は智光の開基ならんかと傳へしが、明治維新後の神佛分離に依りて廢絶し、社は同六年村社に列し、同四十二年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は八百七拾壹坪を有し、本殿・拜殿・社務所を存す。末社に若宮社・葛城神社・春日神社・吉野神社・熊野神社・市杵島姫神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十四日なり。

古城址

同社の左後に古城址あり、稻葉彌治郎の據りし所なり。天正八年八月山直の郷士寺田又右衛門・松浦安太夫の信長に屬し、日蓮宗徒と結びて岡山御坊を攻むるや、彌治郎は顯如上人を助けて戦ひしが、後信長の紀州根來寺を討つに及び、將を遣はして彌治郎を此に攻めしかば、城は陥りて墟となる。今

も尙牙城の址を存す。

麻福田麿の
宅址

麻福田麿の宅址は、北方字大久保にあり、竹林中に一小祠を存す。麻福田麿は智光法師の俗稱にして、此の地は其の出生の所なりといふ。後記の曼荼羅縁起に依れば、昔河内國に富豪ありしが、其の門前に貧窮なる者ありて、其の子を麻福田丸といひ、富豪の女を戀ひて將に死せんとす。母怪みて之を問へども答へず。母其の知己に就て密に之を問はしむるに、童子其のよしを語りければ、母は其の及ばざるを歎じて共に病の床に臥せり。女は仄に聞きて思へらく、彼の母子若し我が爲めに死したらんには大なる罪なるべしと、即ち密に使を遣はし、偽りて母子の心を慰む。是に依りて母子もろともに喜びて快氣しければ、女又使していふ、密事は筆せざれば通せず、汝よろしく筆を學ぶべしと、童子諾して筆を能するに至りぬ。女又使していふ、汝願はくば僧となれ、我に近づくに便あらんと、童子即ち僧となる。女又使していふ、縦へ僧となるとも効驗なくんば敢て近づかじ、願はくば高僧となれと、小僧已むを得ずして他國に赴きて修業せんと決心せり、智論に謂はゆる慾の駒に引かれて佛道に入るとは此の謂ならんか。女は深く其の志を感み自ら藤袴を縫ひて之を贈れり、小僧竟に走れり。然るに未だ幾歳を経ざるに女は早世せり。小僧は他國にありて之を聞き、愁歎の餘り世の無常迅速なるを恐れて、日夜怠らず孜々として勤めしかば、遂に學成り名振ひて智光法師と稱す。師は天平十九年三月二十五日行基に先立て入寂せり。其の徒思へらく、師初め行基を誘れり、其の罪輕からずと。

故に行基に請ひて中陰の追薦を修のけるに、行基は壇に登りて一磬し、「麻福田か修業に出てし藤袴其の片裳をは我を縫ひてき」といへる一首の和歌を詠せしかば、行基は即ち女の後身なりしを知りしと。然れども年月に於て齟齬する所あるを以て、或は馬耶婦の故事を假託せしものならんといふ。其の富豪の宅址といへるは、傳へて長者屋敷と呼ぶる。

元亨釋書

釋智光内州人、共禮光止元興寺、得智藏三論之深旨、藏之室中推二人爲神足、有靈觀者受于二光、今之三論家皆觀之

胤也、禮暮年禁語言、智問焉渾無所答、數歲禮迹、智嘆曰、禮者少年之莫逆也、近歲持不語思精修也、而不知受生何處、祈念三

二月、一夕夢至禮所、嚴麗光潔、智問此處何乎、對曰極樂界、予以惡志且來此也、然非子居早出去、智曰、若是安養亦我夙樂、

偶至斯何須歸乎、禮曰、子無行業不可居、智曰、我生平見子行無過我、近只持不語耳、又言我乎、禮曰、我治見經論頗委淨業、

往生資糧無加觀想、是以絕言語謝人事、四威儀中專觀彌陀相好及淨土莊嚴、積功累德今生樂邦、我若不絕言語不謝人事、不謝人

事不至純想、子今詰我乎、智曰、然則乞受訣、禮曰、子蓋問彌陀、智即共禮讚佛所、莊嚴光徧又過禮所、智頭面作禮曰佛言、何

等是狂生正修業、佛告智言、觀如來相好及淨土莊嚴、智曰、今見此界、廣博嚴師心眼不及、況又如來相好豈凡庸之所堪乎、於是

彌陀便舉右手、智見掌中、現小淨土、嚴飾具足、智覺命工圖佛掌淨土、常日觀之、其後吉祥而逝、其圖見在元興寺、世爭模寫、

曼荼羅縁起

昔河内國有富家、門前有早民、其子號麻福田丸、戀富家之女將死、母怪問、童不答、母就其知己密問之、童語所由、

母歎其不可及共病臥、姬風聞以爲、母子若爲我死須大罪、即密使僞慰母子之心、母子喜起焉、又使云、密事不筆不通、汝宜學筆、

童諾、又使云、汝願爲僧、近我有便也、童即作僧、又使云、縱爲僧無効驗不敢近、願爲高僧矣、小僧不得止而既走他國欲修行、

智論所謂引欲駒入佛道是此謂乎、姬惡其志、手自縫藤袴以充行裝、小僧竟走焉、未經幾歲而姬早世、小僧在他國悲歎之餘、更恐

無常迅速、日夜孳々勤而學成名振世、稱智光法師、智光先行基卒、智之徒以爲、師初誘行基、其罪尙不輕、故使行基修智之中陰

追風、基塵請來登壇一誓、詠和歌一首云、麻福田^加修行^出之藤袴其片^袋我^曾經^天事、茲知姬是行基之前身也、

古塚

古塚あり、塚田といふ。元文の頃には石塔を存したるも、年を経るの久き已に其の文字を認め難かりしといふ。今は一小塚となる、其の縁由詳ならず。

本地は元和元年より小出大和守の領地となり、寛永十三年徳川氏代官の支配に換り、同十九年石川土佐守の領地に轉じ、正保三年中坊美作守の支配に移り、寛文四年再び徳川代官の支配に復し、元祿十一年柳澤出羽守の領地に轉じ、寶永二年三たび徳川氏代官の支配となり、正徳二年土屋相模守の領地に移り、寛政三年四たび徳川代官の支配に歸し、文政七年清水中納言の領地に轉じ、安政二年五たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至る。其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字積川に同じ。

大字山直中

本地は古來南郡に屬し、もと山直郷の内にして中村と稱せしが、麻生莊にも中村と稱する村ありて、往々行違を生ずることあるを以て、明治十七年九月十七日山直中村と改稱せらる。字地に上出・下出・三軒家といへるあり、和泉志村里の條に「中屬邑三」と記せるは、此の字地を指せるならん。

中村神社

中村神社は字宮の前にあり、市杵島姫命・品陀別命及び菅原道眞を祀れり。由緒は詳ならず。境内

安樂寺

は貳百七拾八坪を有し、明治五年村社に列し、大正四年十一月九日字宮前の村社春日神社(武甕槌命・經比咩大神・天兒)・字宮崎の同稻荷神社(豊受皇)・字宮地の同神明神社(水)・字宮地の同神明神社(水)・字宮の前の無格社日吉社(不詳)を合祀せらる。氏地は本地にして、祭日は十月十四日なり。

古城

安樂寺は字下出にあり、白雲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百拾六坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。
古城といへるは中央にあり、字を土居と呼べり。天正年中平松源左衛門尉平宗時の據りし所ならん。平松氏は山直郷士なり、天正十三年秀吉の將として秀長の岸和田に進みし時、宗時病に臥しければ、其の子宗賢出で迎へて軍に従はんことを乞ひ、且父の病狀を具せしに、秀長之を憫み、歸りて父の病を看護せしめしといふ。今は僅に土居堀を殘せり。

古塚

もと五塚・里石塚・原谷塚といへる塚ありて、近年まで存せしも、今は崩れて其の石は私人の庭園に用ひらる。縁由は詳ならず。

本地は元和元年より小出大和守の領地となり、寛永元年徳川氏代官の支配に換り、元祿十一年柳澤出羽守の領地に轉じ、寶永元年再び徳川代官の支配に歸し、正徳二年土屋相模守の領地に移り、寛政三年三たび徳川代官の支配に歸し、文政七年清水中納言の領地に轉じ、安政二年四たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至る。其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字積川に同じ。

大字包近

本地は古來南郡に屬し、もと山直郷の内にして包近村かほぢと稱す。

楠本神社は北方字宮山にあり、延喜式内の神社なれども、祭神は詳ならず、後世菅原道真を併祀せり、俗に天神と稱せらる。古老の傳説に依れば、其の道真を併祀したるは織田信長の時代なりとし、且參詣道なる畑の中にはもと鳥居ありて、包近の捨鳥居と呼び、白河法皇宸筆の額を掲げたりしに、烈風暴雨の爲め牛瀧川に吹き流され、勢州白子里に上りて今も同所に存し、其の額には白髮大明神と書せりといふ。舊祭神の詳ならざる爲め、神名帳考證には船玉神なりとし、神社叢録には、古事記仁徳天皇の段に「免寸河之西有一高樹」と見ゆる高樹は楠なるべく、當社は其の楠の本にありて木靈を祀り、今の山直下村大字摩湯の淡路神社は其の水靈ならんかとし、大日本史も亦之と同様の説を記して疑へり。神位は國內神名帳に従三位とせり。明治五年村社に列し、大正四年十二月二十一日字垣外の村社八幡神社(品陀別命)を合祀せらる。同八幡神社は楠正成の祈願所にして、正成の寄附したる武具・菊水旗は其の寶庫に納めありて、慶長十年當社焼失の際には持出したるも、其の後兵燹に罹らんことを恐れ河内の天野山に納めしと傳へ、社頭に繁茂せる楠は、楠氏の家臣鴨野宇右衛門手植のものなりと。境内は參百拾五坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地にして、祭日は十月十四日なり。

楠本神社

龍泉寺

龍泉寺は字垣外にあり、澤峯山千直院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百參拾貳坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。鐘樓の下に楠正成の墓と稱するものあり、五輪塔にして高さ五尺許、無銘なり。楠氏の家臣鴨野氏の建て、其の靈を弔ひしものなりと。

善王寺

善王寺は同字にあり、水尾山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。もと觀音堂と稱して無檀無本寺なりしが、貞享二年西本願寺に屬して今の寺名に改む。境内は五拾貳坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

楠氏の城址

楠氏の城址なりと傳ふるもの西方字大ツエにあり。一の丘にして廣し、堀の址は耕地となりて、今も其の形を存せり。

包近塚及び九頭神

包近塚は西方にありて俗にウシ神と呼び、本地を開きし包近の墳なりと傳へ、今も毎年陰曆七月七日に之を祭れり。又九頭神といへる二個の古墳は、菅原神社より壹町許を隔てたる所にあり。

本地は徳川氏の初めより小出大和守の領地たりしが、元和三年徳川氏代官の支配に移り、寛永十九年石川土佐守の領地に換り、正保三年中坊美作守り支配となり、寛文四年再び徳川代官の支配に歸し、元祿七年土屋相模守の領地に轉じ、寛政三年三たび徳川代官の支配に歸し、文政七年清水中納言の領地に轉じ、安政二年四たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至る。而して其の後

の管轄及び區畫の變遷は、大字積川に同じ。

大字	積川	稲葉	山直中	包近	計
石高	三、四、〇〇六	六、〇、八五八	四、〇、六八一	六、四、二七九	二、〇、九、五八〇
明治八年改正 有租地反別	六〇、五五八	一、五、九四八	四三、三九二	五三、四七五	一、七、一、七三
明治九年一月 一日現在人口	四八	七五	四三	五七	一、五三
町村制施行 當時の反別	九七、四二九	一、九、九三九	八七、六〇九	八三、四三〇	四、六、四二七
町村制施行 當時の人口	四七一	八二六	五三三	六三〇	二、四四〇
大正元年三月 末日現在人口	二、八七五	二、三九八	二、四七三	二、四七三	一、一、七二〇
大正九年十月二日 國勢調査の人口	二、三九八	二、三九八	二、四七三	二、四七三	一、一、七二〇

第二項 山直下村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、三田村・摩湯村・東大路村・今木村・田治米村・新在家村の五ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の多くは舊山直郷に屬し、且同郷の下部に位置せるに依り、其の意を採りて山直下村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて南郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉南郡に屬す。

大字 三田

本地は古來南郡に屬し、もと山直郷の内にして三田村と稱す。字地に小倉及び池樋といへるあり、和泉志村里の條に「三田隱邑二」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。字地の小倉は穂椋ほくらの轉して、穂椋神社の社名と同名たりしならん。

穂椋神社は祭神詳ならず。泉州志には延喜式内の神社なりとせり、(穂椋神社に二社あり、一は泉北郡南池田村内社とせり、)字小倉にありて、和泉國地誌には、「社地東西參拾貳間・南北拾壹間四尺、面積四百九拾貳坪、今は天神と稱す、祭日十月七日」と載せられたるも、頽廢して僅に社名を存するのみとなれるは歎すべし。

八幡神社は宮の前にあり、品陀別命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は四拾貳坪を有し、本殿のみを存す。氏地は本地にして、祭日は十月十五日なり。

菅原神社は字ラクトンにあり、菅原道真を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は八百貳拾壹坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地にして、祭日は十月十五日なり。

正樂寺は字中出にあり、泉南山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永正二年祐道の創立なり。境内は貳百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・座敷・門を存す。

西教寺は字北出にあり、放光山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。長暦二年の創立なり。もと眞言宗にして東漸院と稱せしが、同十六年轉宗して今の寺號に改む。境内は壹百七拾六坪を有し、本堂・庫裏・座敷・土藏・門を存す。

穂椋神社

八幡神社

菅原神社

正樂寺

西教寺

馬子塚は大字摩湯との境にあり。俗傳に依れば、昔此の地に温泉涌き出でたるも、此の地を通行しける馬子の馬蹄を洗ひしより穢れて、温泉は有馬に飛び去りしと云ふ。

本地は徳川氏の初めより小出大和守の領地たりしが、元和三年徳川氏代官の支配に移り、寛文十九年石川土佐守の領地に換り、正保三年二たび徳川代官の支配に歸し、承應元年中坊美作守の支配に轉じ、寛文四年三たび徳川代官の支配に歸し、元祿七年土屋相模守の領地に歸し、寛政三年四たび徳川代官の支配に移り、文政七年清水中納言の領地に換り、安政二年五たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年二月二十四日大阪裁判所農政局の支配に移り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、同年六月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十區に屬し、同七年一月二十二日第二大區五小區に改まり、同年四月十三日其の八番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區五小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字摩湯

本地は古來南郡に屬し、もと山直郷の内にして摩湯村と稱す。摩湯は眞湯の換用ならんか。傳へいふ、昔此の地に温泉涌きしと。

淡路神社は東方字宮の前にあり、延喜式内の神社なり。祭神は詳ならず。神名帳考證には大國御魂神となし、神社叢錄には已に山直上村大字包近楠本神社の條に記せしが如く、同社の祭神は古事記仁徳天皇の段に見ゆる巨樹の靈にして、當社の祭神を水の靈ならん歟と爲し、大日本史も之と同様の説を記して疑へり。又或は後記摩湯の墓に縁由あるものならんかとの説あり。但し大阪府神社明細帳には伊佐奈岐命・菅原道眞とし。國內神明帳には神位を從五位上とせり。明治五年村社に列せらる。境内は壹千壹百六拾四坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十五日なり。

正願寺は字垣外にあり、醫王山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は六拾坪を有し、本堂のみを存す。

摩湯の墓は西南字陵池にあり、封土の高さ貳丈餘にして濠池之を繞り、濠池の周圍は貳百五拾參間なり。里人は傳へて不破内親王の墓なりといふ。日本後紀に依れば、延暦十四年十二月乙酉、淡路國に流されし同内親王を和泉國に移されしこと見ゆれば、里傳の如く或は同内親王の墓ならんか。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字三田に同じ。

大字 田治米

本地は古來南郡に屬し、もと山直郷の内にして田治米村と稱す、一に多治米に作れり。田治米は多比部の轉ならん。姓氏録和泉國皇別に「丹比部、豊城入彦命之後也」と見ゆれば、丹比部氏の居りし所にして、村名は之に因めるものなるべし。

菅原神社は字北出にあり、菅原道眞を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は八百四拾壹坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に田治米尊神社あり。氏は本地にして、祭日は十月十五日なり。

菅原神社
九須神社

九須神社は字九須神にあり、祭神及び由緒は共に詳ならず。無格社にして境内は貳拾四坪を有し、本殿を存す。祭日は十月十五日なり。

正源寺
乙御前宅址

正源寺は字花田にあり、天平山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天平十二年僧正行基の建立なりと傳ふ。もと眞言宗なりしが、文明七年轉じて眞宗となる。境内は貳百四拾貳坪を有し、本堂・土藏・鐘樓・太鼓樓・門を存す。

乙御前宅址及び乙御前泉あり。傳へいふ、乙御前は平治といへる者の女にして、本地に生れ、容貌艷麗なりしが、天平年中僧正行基の久米田池を作りし時、此の水を酌みて炊爨し、毎日千人の役夫に餉せしと。後宅址には毎歲數本の麻を生じ、其の裔は毎年命日に餅をつきて今に供養せり。

本地は寛政十一年より徳川氏代官の支配たりしが、文化十三年岡部美濃守の預所に轉じ、天保十一年再び徳川代官の支配に歸し、文久元年岡部筑前守の預所となり、同氏相傳して美濃守長職に至り、明治三年十二月堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十區に屬し、同七年一月二十二日第二大區五小區に改まり、同年四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區五小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 今木

本地は古來南郡に屬し、もと八木郷の内にして今木村と稱す。清水あり、水潔くして冽し。

菅原神社は字宮の前にあり、菅原道眞を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は五百四拾八坪を有し、本殿・拜殿・神饌所・納家を存す。氏は本地及び大字東大路にして、祭日は十月十五日なり。

菅原神社

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日東大路村と二ヶ村聯合したるの外は、大字田治米に同じ。

大字東大路

本地は古來南郡に屬し、もと八木郷の内にして大路村おほぢと稱せしが、寛政年間分れて東大路・西大路の兩村となれり、本地は其の一なり。字地に十角といへるあり、和泉志村里の條に「東大路縣邑一」と記せるは、此の字地を指せるならん。

本地は寛政元年より徳川氏代官の支配たりしが、文久元年岡部筑前守の預所に轉じ、慶應元年京都守護職松平肥後守容保の役知に換り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年七月二十三日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日今木村と二ヶ村聯合したるの外は、大字田治米に同じ。

大字新在家

本地は古來南郡に屬し、もと山直郷の内にして新在家村と稱す。字地に酢垣内といへるあり、造酢に因める名なるべし。往時より和泉酢の名産を出せる所にして、建長二年の古記に、和泉國和泉郡御

菅原神社

酢莊より酢を貢せることの見ゆる御酢莊は、本地を指せるものならん。

菅原神社は中央字宮地にあり、菅原道眞を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は壹百四拾七坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に八幡神社あり。氏は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。

圓満寺

圓満寺は字中出にあり、文龜山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・土藏・太鼓樓を存す。

岡山御坊の址

岡山御坊の址は岡山にあり。文龜二年の頃山直郷に祐善及び願了といへる二僧あり、眞宗に歸依し、實如上人の當國に下向して化益せる際隨身しけるに、道俗參集して法門に入るもの稻麻の如くなりしかば、此の地は風景も勝れ參詣にも便ならんとて、上人は七間四面の御堂を初め庫裏・書院・鐘樓等を建立し、永正二年の夏再び來りて聖德太子作の阿彌陀佛を本尊とし、親鸞上人の影像を安置せられて、岡山御坊又は岡山別院の稱あり。然るに其の後畠山高政と三好義賢との合戦ありしとき、三好方利なくして此の岡上に楯籠りければ、畠山方のために火を放たれて堂宇悉く灰燼と化し、其の後再建せられたるも、顯如上人の大坂石山に籠城のとき、天正八年八月郷士寺田又右衛門・松浦安太夫織田信長に屬し、日蓮宗徒等と結びて焼討しければ、堂宇は再び灰燼となりて廢寺となれり。當時劫火を免れし本尊と祖影は、附近八ヶ村の民衆深く之を尊敬して毎年報恩講を修し、岡山講と稱して今に絶

馬塚及び小金塚

えすといふ。

馬塚及び小金塚といへるあり。小金塚は戰國時代の墓にして、發掘すれば病に罹ると傳へ、馬塚は天正年中岡山別院の兵燹に罹りし時、燒殘りの寶物を埋めし所なりと傳ふ。馬塚の名は塚形の馬に似たるより呼びなせる稱ならん。樹木を植ゆるも枯死して草のみ叢生せり。和泉志に「菅入道塚・金塚・俱在新在家村」と記せる金塚は、此の小金塚を指せるなるべきも、菅入道塚の所在は詳ならず。

酢壺池

酢壺池は人家を距る五町許なる小き山の麓にあり。周圍參町足らずの小池なれども、珍話の里傳となれるものあり。之に依れば、昔此の地に想平といへる正直ものあり、ある日用事ありて堺の市街に行きて歸れる途中、取石池より一人の男現れ、久米田池の中樋まで行きて三回手を叩けば女人現れ出づるを以て、此の手紙を女に手渡し呉れよとて、手紙の傳達を托せらる。想平は其の己の身に害あることゝは少しも思はず、家に歸るや直に久米田池を指して一目散に走り、中樋の手前なる音樋の邊に至りけるに、附近より弘法大師現れ出で、其の手紙を見せよとありければ、否むによしなく見せまゐらせ、大師は取りて之を披見せるに、想平を呑めとの文言なりしかば、想平の正直を憫み、依頼者の無法を歎じ、早速其の文案を變じて想平に渡さる。想平は池の中樋に着し、教へられしが如く三回手を叩きしに、中樋より幅六間許の大道となり、池中より美人現れしかば、恐怖しつゝ托されたる手紙を渡したるに、美人は披見して優く其の勞を謝し、且龍宮に連れゆかんと誘ひければ、想平は此の意

外なる言葉に動かされて大に喜び、美人と同伴して龍宮に至り、快遊三日の後歸宅せんとせしに、美人は土産に壹個の酢壺を與へていひけるは、此の酢壺の中にある酢は、其の無くなりし時は底を三つ叩くべし、さすれば酢は自然に湧出で、壺一杯になるべし、決して中を見る勿れと。想平は厚く禮を述べ、其の酢壺を携へて還りけり。想平の龍宮にて快遊したるは僅に三日間なりしも、家人等は三年振の歸宅なりとて、死せし人に會ひしが如き思をなして之を喜び、想平は其の龍宮に至りて快遊せしことゝも家人に話し、其の酢壺の酢を利用し、壺中の酢空くなれば、教へられしが如く底を三つ叩くに、酢は元の如くに満ちて家用に事缺くことなかりしが、久く經てあまりに不思議なればとて、壺中を窺ひ見たるに一匹の小蛇ありて、酢は復た湧かずなりぬ、依て其の壺を此の池に投げ棄てしかば、其れより酢壺池の名をなせしとなん。

本地は延寶七年より徳川氏代官の支配となり、安政七年牧野越中守の領地に移り、寛政二年再び徳川代官の支配に歸し、文化十三年更に岡部美濃守の預所となり、同氏相傳して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同三年十二月堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十區に屬し、同七年一月二十二日第二大區五小區に改まり、同年四月十四日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區五小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府

の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年正月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
三田	八六・四八三	一八・三〇三	七九三	一五・七二二	八七二		
摩湯	三九・一〇七〇	三〇・八三五	三〇八	六・六二二	三〇八		
田治米	九七・三四四	四九・八六四	六〇〇	六七・四四四	七七七		
今木	三〇・七二〇	二九・七二五	九三	三・六〇二	一〇〇		
東大路	一七・四〇七六	一四・八二九	二二	一七・七一九	一五五		
新在家	六七・六五九	四七・八二四	一、〇〇七	九四・三〇三	一、八八三		
計	三、七五・八四二	三、二二・二八	二、九二	四三・八二〇	三、四四四		三、八七三

第三項 八木村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、池尻村・大町村・西大路村・小松里村・額原村・箕土路村・荒木村・下池田村・中井村の九ヶ村は、地形民情及び水利の關係等に於て合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地の多くは舊八木郷の内なるに依り、其の舊郷名を

採りて八木村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて南郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉南郡に屬す。

大字池尻

本地は古來南郡に屬し、もと八木郷の内にして久米田寺池尻村といひしが、後單に池尻村と稱す。村名は久米田池の池尻なるに依る、一に久米田村とも呼ばる。字地に上村といへるあり、和泉志村里の條に「池尻屬邑」に記せるは、此の字地を指せるなるべし。又田圃の間に四の坪・五の坪・六の坪・八の坪・九の坪・十五の坪・十六の坪・十七の坪・二十・二十二といへる小字あり。

久米田池は南方にあり、往時此の地方は水乏くして灌漑を缺き、旱天に當りて民の苦むこと殊に甚だしかりしかば、聖武天皇の神龜二年二月橘諸兄及び僧正行基の二人に命じて池を穿たしめられ、天平十年七月に至りて竣功せしもの即ち當池にして、同天皇は光明皇后と共に文武百僚を率ゐて行幸あらせられしといふ。爾來其の利に頼るもの極めて多く、今も尙本地外十二大字の立會用水なり。東西八町貳拾間・南北六町貳拾間・周回壹里貳町・水面六拾參町四反歩の廣さを有し、當國第一の大池にして、剰水は流れて春木川となる。

久米田寺

久米田寺は久米田池畔字持の木にあり、臥龍山隆池院と號し、眞言宗高野派寶壽院末にして釋迦牟尼

佛・普賢菩薩・文珠菩薩を本尊とす。行基已に前記の久米田池を穿ち、功成りて願を満せしかば、橘諸兄を大檀越として當寺を創建せりといふ。寺記によれば、五間四面の堂宇には釋迦如來・普賢・文珠の三像を安置し、塔婆壹基・鐘樓・經藏及び僧房貳宇と、外に常住僧の雜房貳拾宇ありて、東は角河の流・春木の峯、並に上の津川の東峯・七越の峯を限り、西は松村の登り路并に延年が峯・又切坂の上を限り、南は葛木の横峯を限り、北は熊野詣の大道を限りて、殆ど全州の三分の一を占め、寺門隆盛を極めしも、物變り星移るに従ひて堂宇頽廢せしが、後白河法皇は熊野御幸のとき鳳駕を枉げさせ給ひしことあり。後宇多天皇の御宇にいたりては最も荒涼を極め、堂塔の址は空く礎石の累々たるを見るのみなりしが、弘安五年新に御祈願所となりてより、既滅の法燈も再び其の光明を放つに至れり。後足利義滿は紀州和歌の浦に遊びし歸路當寺に宿せしことあり。降て永祿年中三好・畠山兩氏の此の地に戦ふに及び、堂塔樓閣等兵燹に罹りて悉く灰燼に歸せしかば、其の後四方に勸進して之を再興せしも、終に舊觀に復するを得ず、今は本堂・茶所・鐘樓・寶藏・門等を存するのみとなり、塔中も滅じて華嚴院・多聞院・明王院・五大院・阿彌陀院の五支院となる。支院中多聞院には後白河法皇の出入し給ひし御城門を殘せしも、今より六十年前端なくも舞馬の狂暴に遇ひて、終に見るべからざるに至りしは惜むべし。然れども五支院の外に佛堂五宇を有せり、即ち觀音堂には千手觀世音を安置し、像は僧正行基四十歳のとき災厄を除かんがため自ら刻みしものなりと。御影堂には弘法大師の像

を・天堂には大聖歡喜天の像を・開山堂には僧正行基の像を安置し、毘沙門堂に安置せる毘沙門天の像は、楠正成の深く尊信せしものと傳へて、以前は寶藏に收の置かれしが、僧淨心のとき一字を建て、之を安置せしものなりといふ。尙境内の南隅に三基の石塔あり、何れも同形にして文字なし。傳へいふ、聖武天皇・光明皇后及び龜山禪定の御墓なりと。境内は壹千九百參拾壹坪なれども、境外を合すれば七千坪に餘り、前は久米田池に臨み、後に松林を負ひ、長松落々として敬ち、堂塔其の中に點在し、幽雅清寂にして眺望絶佳なり。寺寶に筆者不詳十六大阿羅漢像・同佛名會本尊傳・同堅牢地神垂跡黃牛像・智證大師筆不動明王八大童子像・傳巨勢金剛筆兩界曼荼羅・傳宅磨法眼筆同上・傳兆殿司筆涅槃像・傳唐一行禪師筆仁王會曼荼羅・傳開祖行基の褌衫・傳宗祖大師の衣袴・傳開祖行基の袈裟・傳來不詳佛舍利・弘安五年の官符等あり。外に紙本墨書楠家文書壹卷・紙本墨書久米田寺文書壹卷・紙本墨書大塔宮令旨壹卷・紙本墨書北畠覺空書狀壹通は、明治三十八年四月四日國寶となる。

行基自記緣起

當池院者一國命珠萬民依怙也、堅牢地神現黃牛而曳塊、日月星辰示白人而固堤、所以大聖老人運驚濤海會之士樂之、善哉童子荷清涼山堀之壤而之、況國中神祇乎、何況州內黎元乎、一天聖主降勅語而遂行幸、萬乘文武捧官符臨命池、內大臣某殊致功、光明皇后勝加力、遂以去神龜二年乙丑二月五日始掘寶池、以天平十年戊寅孟秋成功滿願畢、五間四面堂一字奉安置釋迦如來・普賢・文珠像各一體、塔婆一基、鐘樓・經藏、僧房二字、餘房二十字常住僧之坊也、爰親父高志定知興實道經奏聞達州吏定敷兆限四至、所謂東限角河流春木峯並上津川東峯七層峯、南限葛木橫峯、西限松村登路並延年峯又切坂上、北限熊野詣大道、幕件四至內田高地利、

須爲佛聖燈油住僧依怙云々、綸言如汗、王旨無返、末世後生弟子堅守此等誓、禁勿違佛法王法遺戒、抑池底遊魚並鱗戲藻、池表好鳥並翅遊波、蓮開團々移曼陀池之種、樹列青々編圓生樹之春、加之見美花而不念本尊者、是不修之甚也、聞冷風而不觀肉身者又觀行之闕也、天長地久之御願誦諸行無常偈、鎮護國家之祈禱致佛名懺悔禮、將來末世弟子見荷葉之粧、識人身值佛法、生死最後之生也、再勿改無窮流、轉修佛法利迷生證大菩提之善根也、勿忘歸海之淨業、所以水田三百町・山林千町以斯寶池加修理、預斯法水利益之民懸斯池流餘水輩必仰法力驗、又欲命固及龍範之曉遮爲停止將來末代違亂所記錄如件、天平十年戊寅十二月十八日、

後宇多院官符

太政官藤和泉國隆池院應以當院爲御祈願所事、右太政官今日下治部省符備得彼院住侶等去月廿一日奏狀備講考案內以諸練若爲御願寺者皇家之流例佛閣之先規也、爰當寺者行其菩薩之祐寂場也、四序運轉之徂景雖年舊安釋迦如來之靈像衆生濟度之方便猶日新當致其草創期聖地神現黃牛而曳塊屬結彼華界之効日月星辰示白人而固堤、或大聖老人運黑鷲嶺之土築之、或善哉童子荷清涼山之壤加之、況亦聖武帝降紫泥以促臨幸、光明皇后凝丹府以致歸依、神龜二年之春掘池水兮、表驗天平十之秋感土地兮成功之春日神之爲鎮守也、冥威攝巧秋露子之企勤修也、止住相勸信懺懺者化現之奇瑞、未聞異域本朝之先蹤、然間星霜多推移、寺院悉傾危、所殘者釋迦三尊塔婆一基・地神所現黃牛像本願眞影、此外鐘樓・經藏各一字、僧房禪室二十餘宇皆欠、堂閣徒殘礎石、寺領之田疇多謝、僧衆之依怙尚乏、且興絕之教跡將動廢之行法於戲四海太平之代也、蓋垂聖日之恩輝三寶紹隆之期也、彌仰梵風之感應望請天恩、因准先例以件隆池院可爲御願寺之由被下綸旨者、奉祝寶祚於九重之雲、永傳白業於三會之月者、正二位行權中納言源朝臣具房宣奉勅依請者、省宣承知牒到准狀牒、弘安五年五月三日修理東大寺大佛長官正五位上行左大史兼備前權介小槻連・從四位下行左少辨平朝臣、

橘諸兄塚

橘諸兄塚は久米田寺背後の松林中にあり、東西九拾間・南北參拾五間・面積參千壹百五拾坪を有し、

周圍には濠池斷續して存す。中に圓石の一碑あり、碑面に橘諸兄公塚の五字を刻せりと傳ふれども、磨滅して殆ど讀むべからず。諸兄は難波皇子の曾孫美努王の子にして、初め葛城王といひ、後諸兄と改む。天平八年橘宿禰の姓を授けられ、同十五年從一位左大臣となり、太宰帥を兼ね、勝寶の初め正一位に進み、改めて朝臣の姓を授けられしが、同八年致仕して、寶字元年正月七十四歳を以て薨去す。其の此に葬られし縁由は詳ならざれども、久米田池を穿ち、久米田寺開創の大檀越たりし關係もあれば、其の功績を傳へんが爲めに廟を建て、祭りしものならんか。藤原桓通の詣でし歌あり。

橘の香をなつかしみ來て見れば實さへ花さへ跡さへもなし

女郎塚

諸兄塚に近く女郎塚あり、東西拾間・南北拾貳間・面積壹百貳拾坪にして、塚上の一碑に光明皇后陵の五字を刻す。光明皇后の廟跡或は諸兄夫人の墓なりと傳ふ。

久米田の古戰場

久米田池畔は永祿五年三月三好實休の畠山高政と戦ひし久米田の古戰場なり。是れより先、畠山高政は其の守護代安見美作守の横暴に苦みて高屋城を出でけるに、三好長慶の助力に依りて高屋城に歸るを得しも、長慶に圖らずして再び安見美作守を守護代と爲せし爲め、長慶の怒る所となりて攻められ、勢盡きて和を請ひて高屋城を去り、其の所領たりし河内國は三好家の領地となりしかば、高政は紀州に落ち行き、江州の佐々木と牒し合せ、三好を退治せんとして永祿四年安見・遊佐・根來法師其の他浪人野伏を催し、其の勢貳萬餘人を率ゐて當國に亂入しけるに、三好方なる岸和田城には、當時安

宅攝津守・十河左衛門太夫長存・同左馬允吉成・岩成主税助・早瀬頼母助等、淡路の貳千餘騎にて據りしを以て、三好實休は篠原右京進に阿波・伊豫・讃岐の軍勢壹萬餘騎を附して同城に入らしめ、實休は自ら畿内の精兵壹萬餘騎を率ゐて久米田に陣し、其の年は暮れて翌五年三月五日篠原右京進は、岸和田城より其の壹萬餘騎を率ゐて久米田に向ひ、實休の兵と共に畠山方に突進して兩軍大に戦ひしが、三好方遂に敗戦して實休討死しければ、畠山方大に氣勢を揚げたるも、同年五月の教興寺戰に大敗して、高政は再び紀州に走れり。(久米田の戰を阿州將壽記・三好家成立記には永祿三年三月五日とし、實休の討死を十河記には三月二十一日とせり)

重藤應仁記 泉州久米田合戦三好實休討死事

敵方の大将畠山次郎高政は、隱れ無き柔弱の人也、其徒に譜代の士と云へ共所領持は寡く、大形は浪人武者の集り勢或は士民の一揆等なれば何程の事をか仕出すへき、糧食盡果て所々より降参すへければ、只打捨て差置くへしとて三好家の人々油断して日を送る、其の中に方々より次第く、に發興して、明れば永祿五年の春畠山家の徒黨等紀州・河州より大軍を催し來り泉州え攻入る、先づ高政を大将とし遊佐河内守・根來法師其外浪人野伏一揆都合二萬餘人を率して既に當國岸和田城を攻る、抑當城には安宅攝津守冬康・故一存か家督十河十左衛門長存兩將に加勢して、三好刑部・同左馬助・岩成主税助・早瀬頼母助等二千餘人擁籠しか、無勢なる故防兼て堺の津え加勢を乞ふ、當國の惣大将三好入道實休居士堺の津に住せしか、彼表の事心許なしとて篠原右京進長房に人數を差添岸和田へ籠らせ加勢の防きを堅うして、實休は自身一萬の人數を率し、岸和田後詰の爲に堺を出馬して同國久米田と云所に陣を張て居られけり、予斯實休居士其比不思議の夢を見給ふ、其夢は亡父海雲居士まさしく枕かみに立給て一首の歌を誦し實休に授給ふと見ゆ、其歌は、

草からす霜又春の日に消て因果は斯に廻り來にけり

(三好家成立記には「草霜又今日の日」消えて因果は此に廻り來にけり」に作る)

と體に覺へ正しくして夢は即ち覺にけり、實休居士驚て此夢を氣に掛け、忌々歎息はければ、如何有らんとて兄の安宅冬康に告らる、冬康申し越されけるは、夢想は必其披き襟を以て吉共凶共なる者也、某此夢想の歌を讀返して披くへし、少しも氣にかけ申さるまじとて冬康の歌あり、

因果とは遙車の輪の外を回るは遠きみよし野の里

(三好家成立記には「外を回るは」を「里に通るも」に作る)

加様に祝詞有ければ、其れより實休も快く勇まれける、後に思合すれば不思議也ける先表也、扱も舊冬より畠山家の集勢行衛も知らぬ者共何萬人有とも物の數にもならざるを、歴々の三好勢が募々數軍もせず、今迄對陣なんとして便々と日を送る、世上の嘲口惜ければいさ一戦して忽に追拂はんと云程こそ有れ、予時永祿五年の春三月五日篠原右京亮長房岸和田の城兵を拂出し、一萬餘人を引率して久米田表え出張す、實休居士も四國勢一萬人を引具して兩方より久米田へ押寄せ、畠山高政か人數に向て敵味方闘を作り既に合戦初りけり、敵も人數を二手に分け、先つ一方には安見美作守・二代目の遊佐河内守・紀州の湯川宮内少輔・三木・玉井・堀内等篠原勢に打向ふ、一手は高政馬廻根來の衆徒等打交て實休の手へ差向ひ散々に攻戦ふ、兩陣暫く相支へたる處に、篠原が者共敵を侮りまばらに駈るを、遊佐・湯川等剛の者にて入替々々戦ふ程に、篠原勢忽打負、敗軍の士卒亂れ立て實休の備えなたれ駈る、きたなし返せと諫れ共互に耳にも不聞入、ひた引に引退くを遊佐・湯川等勝に乗て勇み進んで息をも不繼實休の旗本え横鐘に突て駈る、實休の人數は根來の衆徒高政の勢と軍して戦ひ疲れたる處え、勝誇たる遊佐・湯川等をめき叫んで突駈られたまるへくも見へさりければ、馬廻の面々實休を諫めて我々斯にて討死を遂候へし、大將一先つ引退せ給へと云へ共、實休是を聞も不入、味方の敗軍を脇に見て敵の旗本え只一文字に突駈る、是を見て大將を討せしと妹婿一宮長門守成助を始

として、西條豊岐守・同遠江守・其子次郎左衛門・篠原左吉兵衛・三木道胤入道・隅田源左衛門・同氏孫五郎・安藤源五左衛門・同彌三郎等馬廻の勇士廿餘人、實休になくれば高政が本陣をまっ直に突て駈る、湯川宮内少輔・同右馬助・堀内等是を見て、今進み来る敵は是こそ大將實休なれ、あれ討取れと横鍵にひし／＼と突て駈る、根來の多數是を見て二重三重に押包み矢袋を作て射ける程に、今は遁るゝ處無く、實休居士を始として廿餘人の者共命を限に相戦て一人も不殘討死しけり、根來武者に往來左京と云ける者鍵にて實休を突伏せ、頸を取て四國五畿内まで鬼神の様に云はれたる三好方の大將物外軒實休居士を只今某か討取たりと呼はりけり、大將討れる程に三好方の者共都合二百餘人討死し殘徒悉く敗北して四角八方へ落行く處を、島山家の者共此彼え追捨て勝鬨を作て相悦ぶ、近年は敵味方幾二千三千の小迫合計也しに、今日久米田の合戦は敵も味方も二萬人宛相分れ、近國無双の大合戦に島山家の大勝利手柄の程を世に美談す、抑高政は敵將ながら隠れ無柔弱の人也、相従ふ者共も過半は當分假武者なるに、實休居士討死せしめ、篠原長房を始として宗徒の者共悉敗軍せし事、只敵陣を侮て不慮の負軍、寔に合戦の習にて不珍と云ながら、今日の大將實休居士先年主君細川の持隆を討取し惡逆の天罰にて、かゝる不思議の軍に負け討死せられたりける歟と其比皆人云合けり、角て岸和田の城には安宅冬康籠り居て軍場え出てさりけるか、敗軍の後とは云ひ漣く味方は無し、敵の名勢に圍れては落城疑有しとして、翌六日の拂曉に冬康岸和田城を開て河州飯森の城え引退く、然る間島山家の沙汰として岸和田の城には細川利部太夫を入れ置かる、是も故卜山入道の四男にて島山故政國の舍弟なれば高政の伯父也、同國堺の津は將實休討死の上は早々高政え開渡す、扱河州は高屋の城を始として愛彼の城兵等我先にと開退ける程に、今は當國にも長慶の居住有る飯森の城ばかり在り、

十河物語

實休は紹鷗が茶の湯の弟子なり、實休追善に紹鷗茶湯したる事あり、實休影前に紹鷗茶を備、

石川や せみのを河の清ければ 月も流を尋てそ すむもにころも同じ江の 浅からぬ心もて何疑の

有へき 年の箭の早くも過る光陰をしまても 歸ぬは本の水 流はよもつきし 絶せぬそ手向也ける

此小歌を誦ひ、紹鷗泪にむせが立けるとなん、

松岸寺

松岸寺は字垣外にあり、慈雲山と號し、眞言宗高野派東寶院末にして地藏菩薩を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百八坪を有し、本堂・庫裏・座敷を存す。

本地は延寶五年より徳川氏代官の支配たりしが、文化十三年岡部美濃守の預所となり、同氏相傳して美濃守長職に至り、明治三年十二月堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十區に屬し、同七年一月二十二日第二大區五小區に改まり、同年四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區五小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字大町

本地は古來南郡に屬し、もと八木郷の内にして大坊村と稱せしが、後大町村と改む。田圃の間に六の坪、三十一といへる小字あり。

圓勝寺は字中出にあり、孤雲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明九年八月の創建にして、寶永四年三月に再建せり。境内は壹百八拾八坪を有し、本堂・教會所・門を存す。本地は延寶五年より徳川氏代官の支配となり、文化十三年岡部美濃守の預所に轉じ、慶應元年に至りて村高四百石四斗壹升九合六勺の内、貳百四拾四石七斗壹升壹合壹勺は京都守護職松平肥後守容保の役知に屬し、其の壹百五拾五石七斗八合五勺は依然岡部氏の預所たりしが、松平肥後守の役知は明治元年の初の新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年七月二十三日堺縣の管轄となる。岡部氏の預所は美濃守長職に至り、明治三年十二月復た堺縣の管轄となりて全村同一管治に歸す、而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字池尻に同じ。

大字西大路

本地は古來南郡に屬し、もと八木郷の内にして大路村と稱せしが、寛政年間分れて東大路・西大路の二村となる、本地は其の一なり。田圃の間に一の坪・九の坪・十の坪・十四・十五・十六・二十三・二十五といへる小字あり。

本地は延寶五年より徳川氏代官の支配となり、文化十三年岡部美濃守の領地に轉じ、天保十一年再び徳川代官の支配に歸し、文久三年復た岡部筑前守の領地に移り、慶應元年更に京都守護職松平肥後

守容保の役知となり、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年七月二十三日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字池尻に同じ。

大字小松里

本地は古來南郡に屬し、もと八木郷の内にして小松里村と稱す。部落は分れて上小松里・下小松里及び北額原となる。泉州志に小松里村・北額原村と記すれば、北額原はもと一村たりしも、和泉志に其の名見えざれば、和泉志の出づる以前に於て、小松里村に合併せられしものならん。往時積川神社伏拜の鳥居ありし所にして、今も舊礎を存せり。其の鳥居には正一位積川大明神と書せる白河法皇の勅額を掲げありしを以て額原の村名を爲せりと、傳へ額は今も積川神社の寶物となりて保存せらる。田圃の間に二の坪・五の坪・六の坪・十四・十六・十八・二十一・二十八といへる小字あり。

滿願寺は字山出にあり、華林山證覺院と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百七拾六坪を有し、本堂・長屋を存す。

本地は延寶五年より徳川氏代官の支配となり、文化十三年岡部美濃守の預所に轉じ、天保四年稻葉丹後守の領地となり、同氏世襲して美濃守正邦に至り、明治二年六月上地せり、依て淀藩の支配に移り、同四年七月十四日淀縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及

び區畫の變遷は、大字池尻に同じ。

大字額原

本地は古來南郡に屬し、もと掃守郷の内にして南額原村と稱せしが、後單に額原村と稱す。額原の名は北額原と其の起原を同うせるなるべし。田圃の間に六の坪・二十坪といへる小字あり。

淨行寺は字上出にあり、基石山往生院と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十九年の創立にして、慶長十九年四月二十九日より寺號を公稱せり。境内は五百七拾四坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・太鼓樓及び表裏兩門を存す。

三好實休の墓は東方小栗街道に近き所にあり。前記久米田の役に戰死せしを以て、其の遺骸を此に葬り、碑は其の曾孫三好篤慶の建てしものに係る。又其の南に左京の墓あり、左京は同久米田の戰に三好實休を討ちし根來寺の僧なり。其の墓の此にあるは、其の時實休の臣某なるもの主人の仇を報せんと欲し、身を敵軍に投じて之を狙ひ、機を見て左京を討ちければ、其の首を持ち來りて葬りしものなりといふ。

本地は徳川氏の初めより小出大和守の領地たりしが、元和五年松平周防守の領地に換り、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり。依て岸和田藩

淨行寺

三好實休の墓
左京の墓

の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十七區に屬し、其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字池尻に同じ。

大字箕土路

本地は古來南郡に屬し、もと八木郷の内にして犬飼村と呼びしが、後箕土路村と改む。舊村名の犬飼は、姓氏錄和泉國神別に「若犬養宿禰、火明神十五世孫古利命之後也」と見ゆる犬養氏の居りし所なるより起り、舊犬飼神社に犬養宿禰を祀りしは、同氏の其の祖を祭りしものならん。又今の箕土路は泉州志に深澤の義ならんかといへり。田圃の間に一の坪・二の坪・四の坪・五の坪・六の坪・七の坪・八の坪・九の坪・十一の坪・十二の坪・十三の坪・十四の坪・十六の坪・十七の坪・十八の坪・十九の坪・二十坪・二十一の坪・二十三の坪・二十四の坪・二十五の坪・三十六の坪といへる小字あり。淨福寺は字垣外にあり、天川山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十年十一月道西の開基なり。境内は壹百四拾四坪を有し、本堂の外に門を存す。

本地は元和七年より徳川氏代官の支配となり、承應元年中坊美作守の支配に換り、寛文四年再び徳川代官の支配に歸し、安永七年牧野越中守の領地に移り、寛政二年三たび徳川代官の支配に歸し、文

淨福寺

化十三年岡部美濃守の預所に轉じ、天保十一年四たび徳川代官の支配に歸し、文久元年岡部筑前守の預所に換り、慶應元年京都守護職松平肥後守容保の役知に移り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年七月二十三日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、同七年四月十三日第二大區五小區内の三番組に入りたるの外は、大字池尻に同じ。

大字荒木

本地は古來南郡に屬し、もと八木郷の内にして荒木村と稱す。部内は一の坪・二の坪・三の坪・四の坪・五の坪・六の坪・七の坪・八の坪・九の坪・十の坪・十一の坪・十二の坪・十三の坪・十四の坪・十五の坪・十六の坪・十七の坪・十八の坪・十九の坪・二十坪・二十一の坪・二十二の坪・二十三の坪・二十四の坪・二十五の坪・二十六の坪・二十七の坪・二十八の坪・二十九の坪・三十坪・三十一の坪・三十二の坪・三十三の坪・三十四の坪・三十五の坪・三十六の坪といへる三十六の小字に分る。

淨福寺

淨福寺は字二十七の坪にあり、淨土宗西福寺末にして無量壽佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百拾四坪を有し、本堂・庫裏・長屋を存す。外に地藏堂あり。

本地は享保六年より徳川氏代官の支配たりしが、天明七年に至りて稻葉丹後守の領地となり、同氏世

襲して美濃守正邦に至り、明治二年六月上地せり、依て淀藩の支配に移り、同四年七月十四日淀縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第二大區五小區内の三番組に入りたるの外は、大字池尻に同じ。

大字下池田

本地は古來南郡に屬し、もと八木郷の内にして下池田村と稱す。大字荒木の上方に接して、部内は同じ、一の坪・二の坪・三の坪・四の坪・五の坪・六の坪・七の坪・八の坪・九の坪・十の坪・十一の坪・十二の坪・十三の坪・十四の坪・十五の坪・十六の坪・十七の坪・十八の坪・十九の坪・二十坪・二十一の坪・二十二の坪・二十三の坪・二十四の坪・二十五の坪・二十六の坪・二十七の坪・二十八の坪・二十九の坪・三十坪・三十一の坪・三十二の坪・三十三の坪・三十四の坪・三十五の坪・三十六坪といへる三十六の小字に分る。大字荒木其の他の各大字間に於けるものと共に、條里制當時の遺稱ならん。條里制の遺形を最も完全に留むるものは、河内國中河内郡池島村にして、同郡御野郷村大字市場・同福萬寺の之に次げるは、已に同村の條に記せし所の如し。本地は池島村の如く完全ならざれども、尙大體に於て其の形を存し、大字荒木の分よりも正なり。之に依りて想起するは、當國に於ける田圃畦畔の整正なること是れなり、條里制の俵を殘せるものなるべし。具原益軒翁の左記南

遊記行中に、「田圃の内塵芥なく、畦をなすに工匠のすみ繩を引たるが如し」と記せるは、着眼の凡ならざるに感せしむると共に、其の條里制の遺影なるに想到せざりしは一笑を發すべし。

南遊紀行 (抄題)

和泉國は土地肥饒にして農人等耕作に力を用ひ、五穀菜蔬をうるに精し、故に麥及び菜など他國にまさりてはなほだうるはし、田圃の内塵芥なく、畦をなすに工匠のすみ繩を引たるが如し、凡田圃に功を用て精しき事五畿内は他州にすぐれ、大和・河内は尤すぐれたり、和泉は猶それにもまさるべし、諸國のつたなくおこたれる農夫に、此地のつくり物なみせまほし、およそ五穀の美は土地の肥饒のみならず、過半は人力のつとめにより、力役かるく民に力有て耕作の道をおしへ知らしめば、今の田島の土質一倍ならんと老功のいへり、

積川王子の
址

熊野林は南方字三十六の坪にあり、松樹其の他の雜木繁茂せり、池田王子の址なり。池田王子は一に積川王子ともいひ、其の名は泉州志に「案昔此邊積川社領也、伏拜鳥居在額原村、故曰積川王子」と記せり。王子は後鳥羽院の御幸記に、「建仁元年十月七日、參池田王子、於此處琵琶法師賜物」と見ゆるもの是れなり。傳へいふ、白河法皇の熊野行幸の際、此の積川王子に至りて舞樂を奏し給ひしより其の地を草舞臺と呼べりと。熊野權現社と稱し來りしも、明治維新の後字二十四の坪の菅原神社(明治四十年十月大字中井の)に移されて今はなし。

本地は寛政九年より岡部内膳正の預所たりしが、同十年稻葉長門守の領地となり、同氏世襲して美濃守正邦に至り、明治二年六月上地せり、依て淀藩の支配に移り、同四年七月十四日淀縣に改まり、

同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、同七年四月十三日第二大區五小區内の三番組に入りたるの外は、大字池尻に同じ。

大字中井

本地は古來南郡に屬し、もと八木郷の内にして中八木村と呼びしが、後中井村と改む。郷名は和名抄に「和泉郡八木」と見え、姓氏錄右京神別に「八木造、和多羅豐命兒布留多摩乃命之後也」と見ゆる八木氏の居りし所ならん。田圃の間に一の坪・六の坪・七の坪・十一の坪・十二の坪・十三の坪・十八の坪・十九の坪・二十四の坪・二十五の坪・三十六の坪といへる小字あり。

夜疑神社は北方字後橋にあり、延喜式内の神社にして布留多摩乃命を祀れり。往時數度の回祿に罹りて舊記焼失せしを以て、由緒は詳ならず。想ふに八木造の其の祖を祭りしものならん。祭神は氏子等の唐臼を用ふることを忌み給ひしを以て、古くより氏子等に唐臼を使用するものなく、若し之を用ふれば神罰を蒙るに依り、立曰・平杵のみを用ひ來りしも、農家に於て唐臼を用ひざるは不便尠からざるを以て、神祇管領卜部氏に謀りて、寛保元年八月九日特に祭事を行ひ、其の免除を請ひて初めて唐臼を用ふるに至れり、其の祝詞は左記の如し。明治五年村社に列し、同四十一年十一月二十五日大

夜疑神社

字池尻字持の木の村社春日神社(武甕槌命・經津主命・天兒屋根命・比咩大)・大字小松里字宮の前の同八幡神社(品陀別命・武甕槌命・經津主命・天兒屋根命・比咩大)・同大字と大字額原との立合なる字風呂尻の同菅原神社(菅原道真)・大字大町字(天兒屋根命・比咩大神・菅原道真)・同大字と大字額原との立合なる字風呂尻の同菅原神社(菅原道真)・大字大町字福知山の同八坂神社(素盞鳴命)・同大字々里井の同豊受社(保食)・同大字々々宮の内の同菅原神社(菅原道真)・大字西大路字土井の同巖島神社(狭依姫命)・大字箕土路字犬飼の同犬飼神社(天手力男命)・同大字々々宅地の同菅原神社(菅原道真)・大字下池田字二十四の坪の同菅原神社(伊佐奈美命・菅原道真)・大字荒木字二十四の坪の同八幡神社(品陀別命)・同四十二年十月十九日北掃守村大字吉井字宮の前の同菅原神社(菅原道真)・同年七月十六日泉北郡忠岡村大字高月字高畑の同菅原神社(菅原道真)・同郡同村大字北出字前の同産土神社(菅原道真)を合祀し、同四十三年三月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は五百九拾壹坪を有し、本殿・拜殿・神饌所・納屋等を存す。氏地は合祀の結果廣まりて、本村全部及び北掃守村大字吉井・泉北郡忠岡村大字高月・同北出となり、例祭は十月十五日・夏祭は七月十五日に行はる。社側に雨淵あり。旱天にも涸れしことなし、若し雨水に乏きことあれば、氏子等當社に祈りて此の池を浚ふれば必ず降雨ありといふ。

祝詞

維寛保元歲次辛酉八月九日辛丑吉日辰時擇定和泉國八木莊中井村仁鎮座須掛長夜疑大神乃廣前爾恐毛申賜久上申在久、抑當社此所降臨賜以後御嫌物傳御産子等乃中仁唐曰於用留事恐賜布是定往昔禁賜布故有奉、然毛民乃樂爾障有依御産子等戮力一心恐神祇管領卜部兼雄仁先此事免賜賜乞故、神傳乃例仁任置申行比字津乃幣帛於調内陣手飭稱辭竟奉、此狀平个

久安个久所聞食從今以后乃事事成止毛廣大乃神德乎以無咎久無崇久神直口大道口仁受幸賜比彌一天泰平社頭康榮神道與降産子等平始五穀能成民豐樂乃御助乎加賜降上、恐毛恐毛申賜久上申在

正樂寺

正樂寺は字垣外にあり、永壽山寶池院と號し、淨土宗西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百六拾壹坪を有し、本堂・庫裏・座敷・門を存す。

本地は徳川氏の初めより小出大和守の領地たりしが、元和七年より徳川氏代官の支配に換り、同九年根來大納言の領地に移り、寛永三年再び徳川代官の支配に歸し、同十九年石川土佐守の領地に屬し、正保四年三たび徳川代官の支配に轉じ、貞享三年松平伊賀守の預所に換り、元祿十年小笠原佐渡守の領地に屬し、正徳元年四たび徳川代官の支配に歸し、安永七年牧野備後守の領地に移り、天明六年五たび徳川代官の支配に歸し、文化十三年岡部美濃守の預所に轉じ、天保十一年六たび徳川代官の支配に歸し、文久元年岡部筑前守の預所となり、同氏相傳して美濃守長職に至り、明治三年十二月堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十區に屬し、同七年一月二十二日第二大區五小區に改まり、同年四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區五小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	石高	明治八年改正		明治九年一月一日現在人口		町村制施行		町村制施行		大正元年三月末日現在人口		大正九年一月一日國勢調査の人口	
		有租地	反別	町	村	町	村	町	村	町	村	町	村
池尻	四八・三〇〇			三〇・二五	二六四	二四・九〇〇	三六〇						
大町	四〇〇・四九六			二六・四三三	四九八	三三・三三八	四七五						
四大路	二五・五三〇			一四・九一二	一三三	一九・一〇三	一三五						
小松里	七三・三九〇			五九・四八六	四三九	八一・〇七三	五二四						
額原	三六・九六〇			二・八六五	二二七	四三・四三三	二四九						
箕土路	四八四・〇〇六			三三・九〇四	三四三	三六・三三六	三九二						
荒木	五〇〇・七八七〇			三三・三八三	二二四	四〇・三〇〇	二二二						
下池田	五〇五・九四六六			三三・八九二	一七七	三七・四六二	一八七						
中井	五六四・九四〇			三三・四〇七	二六九	三九・九六〇	三六						
計	四、五三、三三七八			二九〇・七六八	二、五五四	四四七・三六八	二、八七六			五、六二四		三、一六六	

第四項 南掃守村

本地は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、加守村・西之内村・下松村・上松村・尾生村・三ヶ山新田の六ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊掃守郷の東南部に位置せるに依り、其の意を採りて南掃守村と名づけ、各村は其の大字となり、

舊に依りて南郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉南郡に屬す。

大字 加守

本地は古來南郡に屬し、もと掃守郷の内にして、郷名廢して掃守村と呼び、後掃守を加守に改む。加守は掃守の換用にして、掃守は蟹守の轉省なり。舊郷名は和名抄に「和泉郡掃守」と載せられ、掃守は蟹の故事に出づ、古語拾遺に、「天祖彥火尊娉海神之女豐玉姬命生彥瀲尊、誕育之日海濱立宮、于時掃守連遠祖天忍人命供奉陪侍、作箒掃蟹、仍掌舖設、遂以爲職、號曰蟹守、今俗謂之掃守者彼詞轉也」と見ゆるもの即ち是れなり。姓氏錄和泉國神別に、「掃守連、振魂命四世孫天忍日命之後也、雄略天皇御代監掃除事賜姓掃守連」と見ゆる掃守氏の居りし所にして、郷名は是れより起り、本地は其の郷元たりしならん。字地に南春木といへるあり。北掃守村大字春木に接する所は、明治後同村同大字に編入せられて本地を去る。

念佛寺は字川出にあり、光明山と號し、淨土宗西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百四拾四坪を有し、本堂・納家・門を存す。

金福寺は同字にあり、淨土宗西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。正徳元年頼求の創立なり。境内は壹百五坪を有し、本堂及び納屋を存す。

念佛寺

金福寺

本地は元和五年より松平周防守の領地たりしが、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十七區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まり、同年四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日別所村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字西之内

本地は古來南郡に屬し、もと掃守郷の内にして西之内村と稱す。

兵主神社は北方字蛇淵にあり、延喜式内の神社にして、天照皇大神・八幡大神及び菅原道眞を祀れり。大阪府神社明細帳に八千鈔大神・日本武尊となせるは、明治八年神社調の際兵主の社名に依りて誤りしものなりといふ。即ち應永二十年六月に成れる由緒書にも前記の三神を明記せらる。掃守郷の總社にして、本地及び上松・下松・尾生・加守・藤井・別所・野・沼・春木・額原並に包近(山直郷なるも水利等の

兵主神社

(關係ありしならん)の十二ヶ村より禰宜一人宛を出して奉祀し來りしが、天正年間兵火に罹りし以後、各村は各別に氏神を勧請しければ、當社は本地のみにて祭祀することとなりしも、雨乞等の際には尙従前の十二ヶ村より庄屋・年寄出仕するを例とせり。俗に大宮と稱し、又荒神と呼び、雨降の神として崇敬せられ、旱魃に際すれば、岸和田藩主は郷内の宿老を集め、代參を立て、祈雨の祭典を修め、又郷民に於て雨乞を修むる時は、庄屋・年寄より願書を提出し許可を得て之を行ひしと。社前に舞臺の跡あり、往時祭禮の時に能の舞を爲せし所にして、其の舞に用ひし古面九枚は今に存して天降の面と稱す。古面は製作の年代を詳にせざるも、千有餘年以前のものなりといへば、舞臺は古くより存したるを知るべし。天正年間兵火に焼失の後、古面を雨乞祭の饒面として貴重せらる。明治六年郷社に列し、同四十二年六月二十八日大字下松字北出の村社八幡神社(品陀別命)・同大字々射場の同菅原神社(菅原道眞)・同大字々明神の同嚴島神社(嚴島別命)・同大字々八坂の同八幡神社(品陀別命)、同年七月二日同大字々山下の上の同勝尾神社(不詳)を合祀し、同四十二年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。往時の境内は頗る廣大にして拾數町に亘り、今も字宮城及び大橋に一の鳥居・二の鳥居の址を存す。北掃守村大字春木の禮拜塚も當社華表のありし址なりといふ。今の境内は壹千九百貳拾九坪にして、社殿は大社建なり。外に拜殿・繪馬舎及び社務所を存し、末社に豊玉姬命社あり。氏地は本地及び大字下松にして、例祭は十月十日・夏祭は七月十日に行はる。而して末社豊玉姬命社の傍なるは蛇淵といひ、長さ參拾間・幅參間の小池なれども、昔は大蛇

之に住みて久米田池に通じたりと傳へ、今も蛇岸と呼べり。

岸和田城主より寄附せられし雨降而袋獻記

泉州南郡西内邑有祠、配享 天照皇大神宮・八幡宮 天滿天神宮而爲一社、其神寶素藏古作面子九枚、凡經歷數百年、雖邑人而無知何人之所獻者、就視之粉黛湮滅而其爲老爲壯爲男爲女者會意可知矣、實古物也、願往昔宴舞之假面也、藩主岡部美濃守藤原長富公、則見以爲其精製不敬也、非所以貯神物也、因欲錦袋以裝其外、於是遣臣乾新作延章・降屋與衛門頼頭等、謹承誠意、更用紅緞鳳桐金紋者、製九袋于各囊而納諸神殿、便命臣國興記其事、嗚呼神靈所感、藩主所裝、不汚萬年、維邦之祥、

時寛保三年歲次癸亥六月穀旦

節齋 陶 國 興 謹識

雨乞の願書

乍 恐 願 書

當郷内惣社西之内大宮の儀は、往古村々において壹人宛の稱宜御座候而、毎年正月十一日・九月十六日能舞臺に於て神祇修行仕候處、天正之變に焼失仕候に付、其後追々村々へ引分れ氏神勸請仕候儀に御座候、其以來總代として西之内村代々神主神事諸向相頼任され致居候、依之早魁之節は右大神宮へ郷内より雨乞祈願仕、且又境内に蛇淵と申有之、則鶴龜葺不合尊之御母豐玉姫御座ましくけん、則龍宮淵御座候、右郷内雨乞祈願之節は、別當久米田寺多聞院を招き、尤も陰陽掃木赤白之幣を以て蛇淵にて誦經修行仕候事に御座候、猶又天降り玉ふ御面有之、雨乞之度々神前に饒りおき候へば、日々小競水有之候儀に御座候、寛保三^年年雨乞之節前件之奇水有之候に付、諸人尊敬之程違御上聞、御先代長富公様右御面御拜覽の上錦之御袋御寄附被爲下候に付、依之編々諸人奇異之思をなし候儀に御座候、然るに當年以外之早魁に付、御領村々雨乞之儀者勿論、御上様にも御祈願所々へ雨乞被爲仰付候事柄に付、一統御苦勞之程恐入奉感入候に付、當郷内にも先例を以て去月十日より右總社西之内村々庄屋、年寄並に

西之内村神主始め宮年寄いづれも打寄相談之上、舊例之通別當久米田多聞院を相招き、右蛇淵にて龍神豐玉姫を奉勸請而誦經修行仕、且又拜前において御面鋤置候に付、同夜に奇水有之、其上に願申し、十九日夜より翌二十日に向け潤雨有之、全大神宮並に豐玉姫御神徳不斜、郷内百姓共一統相就候、依之先月廿五日雨禮と而古來より有來り之笹踊り並に百燈御講等を以、願禮仕休願仕罷在候御儀に御座候、然に向後早魁之年柄御上様之御祈願所、勿論御領分所々舊社へ雨乞仰付之節には、當郷内惣社雨乞ひ被仰付候得者、宮元神主並年寄・村々庄屋・年寄打混じ、拔丹誠雨乞祈願仕度候に付、乍恐此段一統より奉願上候、

西之内村庄屋庄左衛門外十一村庄屋連署

御代官 中 様

御地方御奉行中様

西蓮寺

西蓮寺は字中出にあり、八葉山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文四年三月新川金右衛門の創立にして、慶長十一年六月より寺號を公稱せり。境内は貳百五拾參坪を有し、本堂・庫裏・太鼓樓・長屋・納家・門を存す。

西光寺

西光寺は字下出にあり、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は七拾壹坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日聯合を離れて一村獨立したるの外は、大字加守に同じ、

大字下松

本地は古來南郡に屬し、もと掃守郷の内にして松村と稱せしが、後分れて下松・上松の二ヶ村となり、本地は其の一なり。字地に八坂といへるあり、和泉志村里の條に「下松屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

淨福寺は字射場にあり、佛法山と號し、淨土宗西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。寛永五年僧圓譽の中興なり。境内は貳百拾坪を有し、本堂・庫裏・納屋を存す。

筆塚は東南字イシキにあり、四方壹間の小封土にして上に小碑を存す。又硯塚は字硯田にあり、東西壹間・南北壹間貳尺・周圍六間の封土なり。前者は和泉式部の筆を埋め、後者は其の硯を埋めし所なりと傳ふ。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區一小區内の六番組に入り、同十四年三月五日聯合を離れて一村獨立したるの外は、大字加守に同じ。

大字上松

本地は古來南郡に屬し、もと掃守郷の内にして松村と稱せしが、後分れて上松・下松の二ヶ村となれ

淨福寺

硯塚
筆塚

り、本地は其の一なり。字地に門前及び山下といへるあり、和泉志村里の條に「上松屬邑一」と記せるは、此の字地の一を指せるものならん。而して本地は古の謂はゆる松村の里にして古詠あり。

夫 木 春秋は多く積れと年を経て常磐に見ゆる松村の里 讀人しらす

戀の淵は南方字野口にあり、東西四間・南北七間半・周圍貳拾參間許の小池にして、平日は水涸れて池畔に蘆葦を生せり。又式部塚は北方字大垣内にあり、東西貳間・南北四間・周圍拾間許の封土にして、淵・塚ともに和泉式部に關する舊蹟なりと傳ふ。式部は上東門院の侍女なり、和泉守橘道貞の妻なりしを以て和泉式部と呼ぶ。後道貞に去られて藤原保昌に嫁し、墓は京都誓願寺の後にあり。其の舊蹟の此の邊にありといへるは、前夫道貞の當國の守たりしより出でたる説ならん。又少井泉あり、冬は暖にして夏は冷く、其の味甚だ美なりといふ。

淨念寺は字札場の上にあり、清涼山と號し、淨土宗西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾貳坪を有し、本堂・庫裏・納家を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區一小區内の六番組に入り、同十四年三月五日作才村と二ヶ村聯合したるの外は、大字加守に同じ。

大字尾生

戀の淵

式部塚

少井泉

淨念寺

本地は古來南郡に屬し、もと掃守郷の内にして尾生村と稱す。字地に福田といへるあり、和泉志村里の條に「尾生關邑一」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。村名の尾生は學生にして、學生は蘭生の訛傳ならん。蘭生は日本後紀桓武天皇延暦二十三年冬十月の條に、「己酉、獵蘭生野」と見ゆる蘭生野是れなり。西に隣れる松村の里は古く蘭笠を作りしといへば、延喜主計式に「和泉國調蘭笠四十六枚」と見ゆる蘭笠も、此の地方より出しものにして、蘭生野の名も是れに因めるものならん。

菅原神社は字宮地にあり、菅原道真を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、同四十三年十一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は壹百四拾坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十日なり。

菅原神社

淨念寺

淨念寺は字下出にあり、龍尾山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。大永三年八月六日の開創なり。境内は貳百六拾參坪を有し、本堂・庫裏・土藏・太鼓樓兼茶所・門を存す。

本地は徳川氏の初めより小出播磨守の領地たりしが、元和五年より松平周防守の領地に換り、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十七區に屬し、同七年一月二十二日第二大區五小區に改まり、同年四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區五

小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日三ヶ山新田と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 三ヶ山

本地は南郡に屬し、三ヶ山新田と稱す。然れども舊志に其の名見えず、從て開墾の年月等も詳ならず。尾生・新在家兩村の共有にして、其の隔年支配たりしといふ。明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字三ヶ山と稱す。

本地は寛政五年より徳川氏代官の支配たりしが、天保十一年岡部美濃守の預所となり、同氏相傳して美濃守長職に至り、明治三年十二月堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十區に屬し、其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字尾生に同じ。

大字	舊	石	高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日 現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
加守	七	四	三	五〇	四一	六一	五	四三	
西之内	九	五	八	〇〇	四九	九	〇	五三	
下松	九	九	七	〇〇	九一	六	一	七〇	

大字	石高	明治八年改正		明治九年一月一日現在人口		町村制施行		町村制施行		大正元年三月一日現在人口		大正九年十月一日國勢調査の人口	
		有租地	反別	町	村	町	村	町	村	町	村	町	村
上松	七五、五〇〇		五、〇〇五	五、五四	九七、三三五		五、五九						
尾生	一、八八、〇八〇		七九、五〇五	一、四四九	三三、三六六		一、六八一						
三ヶ山	一三三、二三四〇		二七、七四七	三、五五五	六七、九九七		三、八九七						
計	四七〇、三九〇		三四七、八九七	三、五五五	六四八、八〇四		三、八九七			四、九六八		五、三四七	

第五項 北掃守村

本地は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、春木村・磯上村・吉井村の三ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊掃守郷の北部に位置せるに依り、其の意を探りて北掃守村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて南郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉南郡に屬す。

大字春木

本地は古來南郡に屬し、もと掃守郷の内にして春木・倉橋邊の二ヶ村なりしが、後合併して春木村と稱す。字地に新春木といへるあり。明治の後南掃守村大字加守の内を本地に編入す、今の大砲試験

場の地是れなり。而して舊春木村は俗に禮拜塚春木と呼ばれる、禮拜塚のあるに依れり。其の部落はもと四五町を距る東方にありしが、天正年間根來騒動の兵火に焼失せしを以て、今の所に移轉したるものなりと傳へ、其の舊地を上里・下里と呼べり。

彌榮神社

彌榮神社は東方字山中にあり、素盞鳴尊を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十一月九日字東圓寺の村社市杵島神社(狹衣毘賣命)・字宮内の同熊野神社(伊佐奈美命)・字山中の同八幡神社(品陀別命)・大字磯上字出屋敷の同眼神社(水分神)・同市杵島神社(狹衣毘賣命)・同大字々上出の同九須神社(手力雄命)・同大字々戎の同(事代主命)神社(大國主命)・大正四年六月二十六日同大字々出屋敷の同彌榮神社(健甕須佐之男命)を合祀せり。境内は壹千六百五拾八坪を有し、本殿・拜殿・神饌所・社務所・納家を存す。氏地は本地及び大字磯上にして、例祭は十月一日に行はる。

西福寺

西福寺は中央にあり、遍照山攝取院と號し、淨土宗知恩院末にして傳安阿彌作の阿彌陀佛を本尊とす。開創の年月は詳ならざれども、寺に所藏せる十六羅漢の裏書に、應永三十年癸卯の文字あるより見れば、同年以前ならん。もと東方なる字里にありしが、根來の兵燹に罹りて焼亡せしを、天文年間重蓮社燈譽上人の當所に移して中興せし所なり。上人は伊勢國山田の人なり、胎内にありしとき其の母歿しければ、或人鎌を以て腹を割きて出せしを以て、出家の後鎌上人と呼ばれ、内外の學問に富み、知行兼備の碩徳なり。知恩院の第二十七世たりしが、後同院を辭して本地に移り、當寺の空く荒廢せる

を慨きて再興せるの外、堺の旭蓮社・大澤村の轉法輪寺・佐野村の上善寺・極樂寺村の極樂寺其の他を中興または創建し、後攝州太田村に安養寺を開基し、永祿二年二月晦日入寂せり。元祿六年七月八日十二世玉譽上人の手に成れる縁起に依れば、寺は其の字里にありしときは、境内廣くして北は磯上村領界を限り、南は加守川を限り、東は荒木村領界を限り、西は海を限り、其の内の貳町餘歩に堂宇を構へ、外は悉く百姓地にして高壹萬石に出で、檀越四十八里・四十八ヶ寺の本寺たり。燈譽上人中興せしも、建營半にして嫡傳才譽上人に譲りて自身は大澤谷に入れり。依て才譽上人之を成就せり、故に同才譽上人を第二世の中興とす。後奈良天皇は勅願所と定め給ひ、將軍足利義晴は下馬止車の制札を寄せ、寺門隆昌を極め、燈譽上人四十八里の谷々里々に入りて利益を施し、池田谷・横山谷・内畑村等定まれる墓なき所に墓を設けられければ、其の謝恩の爲め谷々の人民は薪一荷宛を當寺に納めて年禮を勤むるを例と爲せしが、後豊臣秀吉に寺領を沒收せられ、境内も減じて貳町餘歩の除地となり、大坂亂のとき復た大野道犬に焼かれて、大方丈一字を殘せるの外は堂塔悉く烏有と化せり。當時留守居の僧侶及び里人西太夫なるもの、本尊及び重なる什寶を保護して難を内畑村に避け、三日を過ぎて歸り、殘れる方丈を本堂と爲して本尊を安置したりしが、延寶元年住職法譽上人永壽院僧存真祠堂銀拾貫餘を寄附し、之に四十五ヶ村の檀中奉加を加へて、九間に拾間の本堂を建立せしも、境内は更に減じて方丈の敷地のみとなる。十二世玉譽上人に至り四方に土壁を築き、其の他建營修補を加へ

て寺觀大に備はりしが如し。今は隆昌往時の如くならざれども、尙多くの末寺を有し、壹千八百拾六坪の境内に、本堂・庫裏・書院・廊下・集會所・土藏・納屋・鐘樓・表門及び地藏堂・鎮守堂等相連り、粉壁は四方を繞りて結構宏壯巨剎の觀を呈し、當地方の名刹たり。庭前に花立松なり、俗に一本松とも呼べり。航海者の目標となるは此の松のみにて、其の形の花を立てしが如くに見ゆるより此の名を爲せりといふ。寺寶に雪舟筆十六羅漢拾六幅(内壹幅は大野道犬の劫火に燒失せしを以て、玉譽上人の江戸・兆殿司筆十六善神像畫壹幅・傳惠心僧都筆七福三尊壹幅・金岡筆淨土曼荼羅壹幅・舍利塔壹組・燈譽光然禪師自畫自讚影像壹幅・同白紙金泥名號壹幅・同自作影像壹軀・同住吉社法樂詠百首和歌の寫本壹卷あり。住吉社法樂詠百首和歌は、燈譽上人曾て住吉明神に一百日法道百首の歌を捧詠せるものにて、其の滿詠の時に當り神影を示現し給ひしを以て、上人は筆を執て尊影を畫かれ、兩者共に當寺に傳はりしも、後其の所在不明となりしかば、玉譽上人之を探查せしに、神影は極樂寺に・百首は岸和田北町奈良屋孫七郎方にありしを以て、同奈良屋に就て同上人の寫されしものなりと。然るに奈良屋は退轉し、其の百首の卷も轉輾して、今は本地白井治平氏の所藏となる。

西性寺は字南出にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は參百九拾貳坪を有し、本堂・庫裏・座敷・納家・門を存す。

禮拜塚は東南紀州街道の傍なる字土井にあり、俗に額塚(なごつか)といふ。何人の塚なるかは詳ならず。昔此

四性寺

禮拜塚

の街道を往來する者必ず禮拜して過ぐ、若し知らずして過ぐれば乗馬者は必ず落馬せり、故に此の名ありと。蓋し敬禮するを額突おつといへるより此の名を爲したるものならんといふ。石橋新右衛門(直)は泉州志の著者なり、また此の塚の前にて落馬せり、事は載せて西福寺縁起末の追加にあり。其の記せる所に依れば、同氏は其の泉州志を著述するに際し、同寺の縁起を懇望披見して塚の故事を知りたりしが、元祿十二年九月十四日上方に赴かんとて塚の前を乗打せるに、何の障もなきに落馬して、藤林見貞の軒の下なる土留に並べありし石の上に打着けられ、肩・頸・頭を強か打ちて腦血流れて氣絶せしかば、下人共驚きて喜左衛門といへる人の家に擔ひ入れ、多くの醫者を招きて漸く正氣になりしも、數日逗留し、十七日に至り戸板に乗りて歸れる同氏は、塚前に至るや戸板を昇き据えさせ、臥しながら塚を拜して歸りしとなん。高さ六尺・周圍參拾五間の封土にして、上に一株の老松偃蹇し、俗に土井の一本松と呼びしが、松は二十年前に枯死し、塚は大正元年和泉紡績會社に買收せられ、其の大部分は會社の敷地となりて、僅に其の一部を残せり。

塚は其の他にも存し、權現山・觀音堂・牛神等は其の名あるものにして、外に無名のものも參個あり。何れも由緒詳ならず、又里傳等もなし。位置は總て街道より東なり。

大砲試験場は海邊にあり、陸軍省の所轄にして明治二十七年の創設なり。大阪砲兵工廠之を管理し、同工廠にて鑄造したる九珊以上の砲は、沿海の部落に警告して此に試験を行はるれば、磯馴松の間よ

古塚

大砲試験場

り山海を震撼する音響を發するを常とせり。

本地は徳川氏の初めより小出播磨守の領地たりしが、元和五年松平周防守の領地に換り、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十七區に屬し、同七年一月二十二日第二大區五小區に改まり、同年四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區五小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字磯上

本地は古來南郡に屬し、もと掃守郷の内にして上磯上・下磯上の兩村たりしが、後合併して磯上村と稱す。

本地は天和元年より徳川氏代官の支配たりしが、貞享三年松平伊賀守の領地に換り、元祿十年小笠原佐渡守の領地に移り、正徳元年再び徳川代官の支配に歸し、天明二年田沼主殿頭の領地に轉じ、同

七年三たび徳川代官の支配に歸し、文久元年岡部美濃守の預所となり、同氏相傳して美濃守長職に至り、明治三年十二月堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十區に屬し、同七年一月二十二日第二大區五小區に改まり、同年四月十三日其の一番組に入りて、以後の管轄及び區畫の變遷は、大字春木に同じ。

大字吉井

本地は古來南郡に屬し、もと八木郷(東隣には吉井郷とあり)の内にして吉井村と稱す。字地に貝野といへるあり、和泉志村里の條に「吉井屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるならん。

本地は元和八年より根來大納言の支配となり、正保二年石川土佐守の領地に轉じ、同三年徳川氏代官の支配に歸し、承應元年中坊美作守の支配に移り、寛文四年再び徳川代官の支配に歸し、安永七年牧野越中守の領地に換り、寛政二年三たび徳川代官の支配に歸し、文化十三年岡部美濃守の預所に移り、天保十一年四たび徳川代官の支配に歸し、文久元年岡部筑前守の預所となり、同氏相傳して美濃守長職に至り、明治三年十二月堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治五年二月和泉國第二十區に屬したるの外は、大字春木に同じ。

大字	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年七月 末日現在人口	大正九年七月一日 國勢調査の人口
春木	一、三五九・五八五	六〇・〇七八	一、三九七	一、三三三・三五	一、五七七		
磯上	三六・九〇六	六〇・八〇三	六八三	一、七五・五七二	七二〇		
吉井	四九七・七八〇	三三・四〇九	二四八	三、九六・七七八	二、六五五		
計	二、四八・三四二	一、五七・七〇〇	二、一四〇	三、六八・四〇四	二、五〇三	三、四四九	八、一八六

第六項 岸和田町

本町はもと岸和田並松町・岸和田北町・岸和田魚屋町・岸和田堺町・岸和田本町・岸和田南町・岸和田濱町・岸和田村及び沼村・野村・藤井村・別所村の七ヶ町・五ヶ村の地なり。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、岸和田並松町・岸和田北町・岸和田魚屋町・岸和田堺町・岸和田本町・岸和田南町の六ヶ町は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、從來一致團結の姿ありしを以て、其の區域に依り一町を設けて岸和田町と名づけ、各町は其の大字となり、岸和田濱町及び岸和田村は、其の當時各獨立の戸長役場所轄區域にして、他町村と民情習慣を異にせるに依り、各獨立して一町村を設け、沼村・野村・藤井村・別所村の四ヶ村は、地形其の他の關係より合併して一村を設け、大村たる沼村・野村の冠字を採りて沼野村と名づけ、各村は其の大字となり來りしも、此二ヶ町・二

ヶ村の地域は、密接して一區畫の形を爲せるのみならず、商工業は急速に發展して、勢其の分立を許さざるに至りしを以て、同四十四年十二月三十一日限り岸和田町・岸和田濱町・岸和田村・沼野村を廢し、更に其の區域を以て岸和田町を置き、岸和田並松・岸和田北・岸和田魚屋・岸和田堺・岸和田本・岸和田南・岸和田濱・岸和田・藤井・別所・沼・野の十二大字となり、大正二年一月一日より大字岸和田並松を同並松町、大字岸和田北を同北町、大字岸和田魚屋を同魚屋町、大字岸和田堺を同堺町、大字岸和田本を同本町、大字岸和田南を同南町、大字岸和田濱を同中町・同大工町・同中之濱町・同紙屋町・同大手町・同中北町・同大北町、大字岸和田を同岸城町・同宮本町・同五軒屋町・同野田町・同上町・同南上町、大字藤井を同藤井町、大字別所を同別所町、大字沼を同沼町・同筋海町、大字野を同上野町・同下野町と改稱せられて二十五大字となる。本州中堺市に次げる繁榮の市街にして、商工業の發展其の歩を進めて底止する所なければ、其の市制を施行せらるゝも遠きにあらざるべし。今便宜の爲め所屬舊町村別に依りて之を分記せん。

大字岸城町・同宮本町・同五軒屋町・同上町・同南上町・同野田町

本地は古來南郡に屬し、もと掃守郷の内にして岸村といへる所なりしが、建武元年楠正成の族和田新兵衛尉尚家此に築きて居りしより之を岸の和田と呼び、遂に轉じて岸和田村となれりといふ。明治二

十二年四月一日町村制の施行に際し、獨立して一村を設け、同四十四年十二月三十一日限り廢村せられて岸和田町の大字となり、大正二年一月一日より舊城内を大字岸城町、字百姓町を大字宮本町、字五軒屋町を大字五軒屋町、字東光寺を大字野田町、字小寺・同池の尻を大字上町、其の他を大字南上町と改稱せられしもの現在の六大字是れにして、大字岸城町は岸和田城のありし所なり。

岸和田城址は岸城町にあり。城は已に記せしが如く建武元年楠正成の族和田新兵衛尉尚家の築きし所にして、其の男正武も同く之に居れり。然れども當時高家の築きしは、今の大字上町なる小寺・池の尻附近の古城と呼べる所にして、其の此に移りしは元龜・天正年間松浦肥前守の時ならんといふ。しかも尙中村一氏が在城の時までは、後の二の丸迄にて搔上城に過ぎざりしが、小出秀政の時に至り、豊太閣と姻戚の故を以て天主を上ぐることを許され、文祿四年に起工して慶長二年に竣工し、更に重郭をも築きて城池の觀備はり、松平康重の代に至り、海水遠く退きて二の丸石垣下の蘆原次第に乾地となりたるを以て、傳馬口・坂井口門までの新廓成り、町家を建て並べ、城下の面目を一新せりと。在城者の沿革等を記すれば、正武の後には應永の頃に和氏の一族たる信濃民部大夫泰義・正長の頃に泰義の嫡子同兵部大夫泰連・嘉吉の頃に泰連の嫡子和田兵衛佐義明・寶徳の頃に義明の舍弟同左衛門尉義基之に居りしが、明應・永正の頃に至りて松浦肥前守之に換り、享祿・天文の頃に細川讚岐守の家臣那和氏守護代として据えられ、永祿の頃に三好豊前守義賢(三好元長の第二子實休)・十河左衛門尉一存(同元長の第五子)・安宅

攝津守冬康(同元長の第三子)之に據れり。當時三好氏は近畿及び南海に其の威を振ひければ、其の子弟を以て在番せしめしものならん。永祿四年畠山高政の熊野・根來の地土並に法師等を催して當國に發向せし時には、安宅冬康・十河一存及び三好刑部少輔・同左馬輔・岩成主税助・早瀬頼母助等淡路の貳千餘騎を以て之を守りしも、小勢なるを以て、三好豊前守義賢入道實休は篠原左京進に阿波・讃岐・伊豫の軍勢壹萬餘騎を附して當國に加はらしめ、自ら畿内の勢壹萬餘騎を率ゐて久米田に陣せしが、翌五年三月五日の戦に敗れて討死し、三好方大敗しければ安宅冬康も城を開きて飯盛に退き、畠山方より細川刑部大夫を入れ置けり。其の後元龜・天正の頃に松浦肥前守當城に居り、後其の旗下寺田又右衛門・松浦安太夫を守り、其の後堀久太郎・桑山修理・太田八彌・朝日大藏等の少時づゝ在城せしは、織田氏の城代たりしものならんか。豊臣氏に至り中村式部少輔一氏は根來・雜賀の押へとして據らしめられ、天正十二年三月秀吉の徳川家康・織田信雄と戦へるに際し、家康・信雄の誘導に依り、雜賀・根來の兵は海陸より共に大坂を攻めんとして來れる一手の當城を攻むるや、中村一氏は蜂須賀家政・黒田長政の援を得て之を破れり。此の役に寺田又右衛門及び松浦安太夫の兄弟も、中村一氏の勢に加はりて軍功を顯せり。兄弟は其の先當國寺田村に出で、初の松浦肥前守の旗下たりしが、後信長・秀吉・幕下となりて武名を揚げ、該役の翌年又右衛門は秀吉に従ひて阿波一の宮口に戦死し、安太夫は秀吉の馬廻となりて知行壹萬石を與へられ、後石田治部に加擔して伏見城一番乗の功名を爲せしも、石田の敗衄と共に佐竹

家に預けられて其の家臣に殺されしといふ。中村一氏の當城を去りて江州水口城に移りしは天正十三年ならん。其の後を受けしは小出播磨守秀政なり、嫡子大和守吉政は文祿四年但馬國出石城を授かりて之に居りしも、慶長九年父秀政の死後來りて當城に移り播磨守と改め、同十八年十月八日死去しければ、嫡子右京太夫吉英復た出石城より來りて父の後を嗣ぎ、同十九年大坂冬役・翌元和元年夏の役共に東軍に屬して之に馳せ、同五年當城を去りて出石城に移り、松平周防守康重丹波國篠山城より來りて城主となりしが、寛永十七年六月二十七日を以て逝き、二男周防守康映跡を嗣ぎしも、同年九月播州宍粟郡に移り、岡部美濃守宣勝代りて城主となる。

宣勝 其の父を長盛といひ、其の先は藤原氏に出づ、祖清綱駿州信太郷岡部村に住せしを以て岡部を姓と爲し、中世以降今川氏の被官たりしが、正綱に至り家康に従ひ、長盛に至りて益勳功を顯し、天正十六年功臣八人の中に特選せられて従五位下内膳正に任せられ、同十八年七月小田原落城の後下總國山崎にて壹萬貳千石を授かり、慶長十二年伏見城番となり、同十四年八月六日任滿つるに及び、貳萬石の加増を以て丹波國龜山城に移され、秀忠より更に貳千石を加與せらる。元和七年同國福知山に移りて五萬石を食み、寛永元年九月更に美濃國大垣城に移りて五萬壹千貳百石を食めり。家康より偏諱を授けられて康綱と改め、又源姓を授かり、家康の養妹を妻はされて姻戚の間柄となる。寛永九年十一月二日大垣城に逝きて宣勝家を嗣げり、母は即ち徳川氏なり。性濶達にして機智に富み、深く

家光に愛せらる。慶長十年三月十九日播磨國龍野に移され、同十三年六月二十三日更に攝津國高槻城に移されしが、此に至りて復た當城に移され、加増せられて六萬石となり、同十七年九月十一日入城せり。其の此に移されしは、當時紀州の頼宣異心ありとて幕府に疑はれし際なるを以て、之が押へたらしめんが爲めなり。其の節家光より岸和田は場所柄に候故、内縁も之ある家柄を以て差遣候、幼年にさへ無之候へば永く岸和田に差置べく間、其の段心得べき旨仰付けられしといふ。ある時柳營にて紀州の南龍公に出會せしに、宣勝に向ひて、君の和泉に居らるゝは全く我等の押へのよしに聞及べり、君には元來何の計策にて押へらるゝやと問はれければ、宣勝は某小身の上不束者なれば、中々大身の其許殿を押ふる計策御座候はんや、其はやうく足の裏へ飯粒の付きたる位の事より出来候はずとなん答へしとぞ。されば入城以來或は城外に石垣を築き、長き曲輪を設け、或は城南津田川の邊に土手を築き、松を植うるゝこと數拾町に及び、之を南方の蒨障と爲し、或は初めて城外の職を置きて、己が在職せざる時の變に備ふる等、専ら紀州の押へたる重任を空うせざらんことに力めしが如し。寛文元年六拾五歳を以て致仕し、可堅又は愚眼と號し、土生村の山下に隱居し、書を讀み詩を賦して餘生を送れり。内膳正行隆後を嗣ぎ、寛文元年五千石を弟主税介高成に、貳千石を阿波守豊明に分知して、當藩所領は五萬參千石となる。貞享三年八月二十五日を以て致仕し、備後守長泰(天和三年九月十一日美濃守と改め、享保六年九月二十二日致仕)・内膳正長敬(享保九年七月二十五日卒)・美濃守長著(寶曆六年五月十日致仕)・内膳正長住(安永元年四月二十三日致仕)・美濃守長修(安永五年八月十八日致仕)

日致仕、(改駿河守)・美濃守長備(享保三年十一月五日卒)・美濃守長慎(天保四年十一月廿四日致仕、號南山)・内膳正長和(嘉永三年九月二十四日卒)・美濃守長發(安永二年二月十四日卒)・筑前守長寛(明治元年十二月二十八日致仕)を経て美濃守長職に至り、明治二年六月版籍を奉還し、城は岸和田藩廳となり、同四年七月十四日岸和田縣廳舎となり、同年十一月二十二日廢縣せられ終に墟となれり。城は猪寢山蟄龜 城と呼ばれ、四圍に濠池を繞らし、幾重の巨石之を圍み、壘は高く濠は深く築き上げられ、南海諸侯に對する要鎮たりしが、今は濠池填塞して田圃と化せる所あるも、石壁等は尙舊觀を損せざるものあり。天守臺の址には老松亭立し、明治十二年の頃土民の醜金に依りて建てたる岡部氏の紀念碑存せり。四望開豁にして茅海を瞰下し、攝・河・播・泉・紀・淡の群山連峯は悉く眼界に入りて觀望の景いふべからず。

岸和田公園記

土屋 鳳洲

岸和田者何、舊藩主岡部公治所也、公園者何、興衆共之也、所以闢此園者何、思舊藩主也、謹按、寛永十七年、藩祖可堅公實封于此、大修城池、爾來繼承歷十三世至今敬堂公、明治四年朝制廢藩置縣、公遂移住東京、未數年城毀爲田圃池填爲街市、今僅存牙城址、而甃種點聖靈鞠于茂草荒烟之場、回顧思十年前、方其城池未廢壞也、層樓傑閣聳于天半、雉堞壘壁映帶助勢、內之、有先廟、有文庫、有武庫、其他修文之館、演舞之場、以至調馬埭游涉園莫一不備、外之、上田屋綿互四向、海岸・泉光兩寺對峙東南、皆可堅公所創、倚山踞岡隱然類障堡、西有潮入門、石堤列立堅實壯固、名爲防潮其實以備海寇也、而北則僅繞以陸壁而已、聞之先輩曰、徳川南龍公封于紀也、以幕府知藩占山河形勝、幕府慮其或挾異圖窺上國、故以我可堅公當其衝路、此所以嚴備于西南一帶而略北面也、夫紀大藩南龍雄主、而以我可堅公當之、則公之英武絕倫可知矣、加之二百餘年、賢公明辟前後置出、治法得宜風

化斯行、則士庶之涵濡深仁厚澤果何如歟、抑曉藩 舉、雖云時勢所致、然仕其藩食其祿、及視其城池之壯麗者豈無今昔之感乎、乃胥議請于官、就其牙城址闢公園、且建一大碑表之、亦致甘棠追慕之情耳、此役也、舊藩土鳩金幾千百圓、肇工於明治十五年某月、竣于十六年某月、若夫園中之款、東指金剛山色、西睨茅渚波光、遠之阿山淡島摩耶六甲諸勝、荷遊此者皆能觀而知之、故不詳記、獨記我輩所親聞而後人不及知之者以告後人、後人其亦思所以闡此園建此碑矣哉、

講習館・修武館・文學館

前記城主中岡部美濃守長慎は隱居して南山と號し、頗る學を好み、深く藩内子弟の教育に留意し、嘉永三年讃岐の相馬肇(字元基、号九方)を招聘して、同四年講舎の建築に着手し、同五年落成しければ講習館と名づけて、士農工商の別なく入學を許し、句讀師を置きて初學の輩に四書五經の素讀を教へ、高弟には相馬肇自ら日本外史・綱鑑易知錄・小學・史記・左傳等を講義して教授に努めしが、翌六年の冬森田節齋及び吉田寅次郎の訪問し來れるに際し、相馬肇は之を館内に延きて談話を交換し、近作なりとて左の三詩を示したるに、二人は後訪問して其の合作に成れる左の詩を示しければ、一時の笑話となりしといふ。元治元年より春秋兩度の試験を始め、慶應三年講習館の後方に接して更に修武館を増設せり。同館は相馬肇の文武兼修を藩主に建議せしものは是れ其の動機なりといふ。中庭に入幡宮の小社を建て、武神と仰ぎ、射術・柔術・劍術・槍術各擔任教師を置きて教授を勵みければ、絃誦の聲は槍劍の音と相和して、漸次一藩の氣風を振興せり。明治三年二月藩士の子弟は、八歳以上十八歳まで殘らず入學すべき制を立てられて生徒の數益加はり、同年講習館を分ちて舊勘定所に文學館を設け、兩

所に於て教授せしが、別に洋學科を置き専門教師を聘して教養し、同四年春より東京中學の規則に倣ひて、更に學規の刷新を圖らんとしける折柄、偶廢藩の令に接しければ之が施設を遂ぐる能はず、荏苒日を送りて同八年四月に至り、堺縣立師範學校の分校となりしも、同十一年十二月閉鎖せられて、講習館は岸和田郡役所に轉用、修武館は岸和田公立小學校舎に充てられ、文學館は廢毀せらる。

壬子元日三首

相馬肇

護門松竹曉煙新 城鼓響々喚起人 五十二年萍跡客 他鄉初作我家春
 糝羹飴純雪堆碗 和酒屠蘇口滿樽 南向晨飡匙未下 呼妻揮淚說君恩
 想昨平安城裏客 讀書才供腐儒餐 記否當年迎歲夜 糟糠與汝餉酸寒

森田・吉田の合作

侍講口吃藤東咳 立檜色袴典小山 獨有相翁異其撰 元日雜煮泣君恩

泉南郡役所

泉南郡役所のある所は、前記講習館の址なり。明治十三年四月十四日當時の堺縣に於て、一區九郡の制置あるに際し、南・日根兩郡の區域に依りて郡役所を此に置き、岸和田郡役所と稱し、同年五月一日より開應せしもの即ち其の起原なり。後南日根郡役所と呼びしが、同二十九年四月一日泉南郡役所と改稱せられて今に至る。同郡役所の東に府立岸和田中學校あり、同校は明治三十一年陸軍特別大演習の際、先帝陛下の臨幸し給ひし名譽の講堂を有せり。

岸城神社は同町にあり、素盞鳴命・品陀別命を合祀せり。創建の年月は詳ならず。社に現存せる古
 釜に正平十二年牛頭天王社の文字あるより見れば、當時已に存在したるものと思はる。社記に沼より
 社を城内に移し、天照大神を城の鎮守と崇め、八幡大神を本殿に合祀せりとせるは、沼天神の別社た
 りし天照大神と八幡大神とを遷して、本地從來の牛頭天王に八幡大神を合祀し、天照大神を城の鎮守
 と爲せしものならんか。社は歴代の城主を経て寛永十七年岡部美濃守宣勝に至り、社殿の廢壞せるを
 見て萬治四年修葺を行ひければ、輪奐の美を盡し、同家の崇尊する所となりたりしが、明治維新後に
 至りて岸城神社と稱し、同六年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、大正四年
 八月十九日大字岸和田濱町字大工町の無格社蛭子神社(蛭子命)・同大字々大北の同琴平社(大物主神)を合祀せ
 り。境内は五百參拾壹坪を有し、本殿・拜殿・神饌所・社務所・繪馬舎・土藏・長家を存す。末社に
 神明神社・春日神社・菅原神社・愛宕神社・日吉神社・住吉神社・嚴島神社・稻荷神社あり。末社の
 神明神社は即ち岸和田城の鎮守にして天照大神を祀り、城内に鎮座ありしを廢藩後富社境内に移轉せ
 るものなり。氏は本町一圓にして、例祭は九月十九日に行はる。社實に舊藩主子爵岡部長職氏寄
 附の無銘刀(一文字宗則作と鑑定)及び久國作・助廣作の刀あり。

正覺寺

正覺寺は宮本町にあり、淨土宗西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。往時
 は摩頂山智光院圓通寺と稱して眞言宗なりしが、天正年間根來の兵亂起り、當城戰亂騷擾の時堂宇を
 破壊せられ、文祿・慶長年間に玉譽上人來往して寺號を正覺寺と改め、元和・寛永年間に宰相行順大德
 根來山より錫を當寺に移し、轉宗して山號を日照山・院號を寶池院と改め、寛文中照譽上人本堂を
 建立して中興し、延寶年中全譽楚外上人更に本堂を改築し、庫裏を再建し、貞享四年岡部家より寺地
 の租税を免せらる。境内は參百九坪を有し、本堂・庫裏・玄關・鐘樓・土藏・門を存す。
 一唱庵は同町にあり、淨土宗知恩院末にして阿彌陀如來を本尊とす。もと河内國北河内郡牧野村大
 字養父にありしが、明治四十年十一月二十八日當所に移轉せり。由緒は詳ならず。境内は壹百七拾貳
 坪を有し、本堂・庫裏・座敷・門を存す。

一唱庵

藥師院

藥師院は同町にあり、瑠璃山と號し、眞言宗仁和寺末にして藥師如來を本尊とす。理智上人の開基
 なりと傳ふれども、創建の年月は詳ならず。寺記に依れば、本尊は弘法大師作、建武年間和田新兵衛
 尉高家の守本尊にして、應永の亂兵燹に罹りて堂宇焼失し、本尊の行衛不明なりしが、慶長年中に至
 り、畑丈之進なるもの病に罹りて醫療を加ふれども効驗なかりしに、一夜夢告に依り、前栽の梅の木
 の下を掘りて靈像を發見し、之を信仰したるに病苦忽ち平癒せしかば、其れより世に梅の藥師と稱す
 るに至りしとなん。岡部家の祈願所となり、寺地の租税を免せられ、扶持米貳拾八石の外に三の丸の
 御守にて參石の御膳料あり、故に三の丸の掃除は當寺之に任じ、毎月二回宛三の丸に祭典を行ひしと
 いふ。境内は壹百四拾九坪を有し、本堂・庫裏・土藏・長屋・門を存す。外に聖天堂あり。

觀藏院

觀藏院は五軒屋町にあり、受樂山淨聖寺と號し、眞言宗醍醐派三寶院末にして十一面觀世音を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百四拾壹坪を有し、本堂・納家・門を存す。外に藥叉堂あり。

本德寺

本德寺は同町字寺町にあり、鳳凰山と號し、臨濟宗妙心寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。寺記に依れば、往時は鳥羽村にありて海雲寺と稱し、根來寺に屬せる巨刹たりしが、兵火に罹りて小精舎となり、岸和田藩主宣勝の財政整理に際し、寺領拾八石參斗の隣接地を返上し、寛文五年當所に移轉せり、移轉せしは藩主の命に依りしものなるべし。舊地には海雲池・海雲地等の名を殘し、今は轉じてカエモチ池・カエモチ地と呼べり。天正四年明智光秀の建立して鳳岳山海雲寺と名づけ、南國和尚を開山たらしめし所にして、海雲は信長の號なりしといふ。光秀の名劔及び茶壺存せしも今はなく、光秀及び南國和尚の肖像を所藏せり。今の山號寺名は移轉後の稱なり。境内は壹百七拾貳坪を有し、本堂・庫裏・長屋門を存す。外に辨天堂あり。

十輪寺

十輪寺は野田町の字東寺町にあり、臨濟宗妙心寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。寺地は東光寺といへる根來寺所屬舊寺の址なりしが、元文四年岡部美濃守長著傾心して堂宇を建て、改めて佛頂山十輪寺と號し、圓宗妙覺禪師を招きて開山の祖と爲し、長著の逝去するや、寺中に埋葬して十輪院殿鐵關道玄大居士と法諡し、岡部家は毎年五拾石を寄せて廢藩當時に至るまで繼續せり。境内は九拾坪を有し、本堂及び長屋門を存す。

大字並松町・同北町・同魚屋町・同堺町・同本町・同南町

本地は古來南郡に屬し、もと掃守郷の内にして岸和田並松町・同北町・同魚屋町・同堺町・同本町・同南町と稱し、明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、六ヶ町の區域に依り一町を設けて岸和田町と名づけ、各町は其の大字となりて大字岸和田並松・同北・同魚屋・同堺・同本・同南と稱せしが、同四十四年十二月三十一日限り同町廢せられて、更に岸和田町の大字となり、大正二年一月一日より大字並松町・同北町・同魚屋町・同堺町・同本町・同南町と改稱せられしもの即ち現在の六大字是れなり。大字南町の内には南町・新屋敷・上堀・竹右衛門町、同本町の内には本町・奥の町、同堺町の内には堺町・上堺町・下堺町、同魚屋町の内には魚屋町・堀端筋、同北町の内には鍛冶屋町・砂町・蛤小路・北町・九軒筋・鷹師町(淨圓寺筋ともいふ)、同並松町の内には並松・榭形・半町・幟町・鐵砲町・周防殿町・忍町・吹矢町・射場・火消藏 袋町・水主町・片原町・御茶屋前等の小字を存す。岸和田城下の市街にして、紀州街道に沿ひて夙に發達し來りしが、明治維新後は裁判所・稅務署・警察署・郵便局等を初めとして、銀行・會社等の施設備はりければ、益繁榮發達し、旅舎割烹店等多くありて、岸和田に於ける最も殷盛の所なり。

淨圓寺

淨圓寺 北町にあり、長谷山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十七年淨

四方寺

信の開基なり。貞享四年藩主岡部家より寺地の租を免せられ、同家の母方三人は當寺に葬られしといふ。境内は貳百七拾參坪を有し、本堂・庫裏・玄關・座敷・鐘樓・長屋・納家・門を存す。

西方寺は北町の字寺町にあり、至心山歸命院と號し、淨土宗西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。秀譽上人の開山なりと傳ふれども、年月等は詳ならず。天正十九年香蓮社玄公薰譽涼風和尚の中興なり。後文化六年一譽上人再建せり。境内は壹百六拾五坪を有し、本堂・庫裏・浴室・鐘樓・門を存す。

圓教寺

圓教寺は同町同字にあり、聖護山と號し、日蓮宗一致派本國寺末にして日蓮聖人を本尊とす。慶長五年小出播磨守秀政の建立、日仁の開基なり。境内は四百拾坪を有し、本堂・庫裏・客寮・鐘樓・門を存す。外に妙見堂あり。

本昌寺

本昌寺は同町同字にあり、妙光山堯花院と號し、日蓮宗一致派本國寺末にして日蓮聖人を本尊とす。寛永二十一年五月日受の開基なり。後安永五年八月再建し、明治維新後隣地の妙法寺を合併し、同二十七年九月二十二日妙法寺の舊址に移轉せり。妙法寺は蓮華山と號し、本國寺に屬し、寛永十四年日要の中興、藩主岡部家より切米拾石を寄せられしが、廢藩後寺收なく維持し難きを以て、當寺に合併せられたるなり。境内は貳百貳拾八坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・玄關・納屋・表門を存す。外に妙見堂あり。

光明寺

光明寺は本町にあり、遍照山攝取院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年

圓成寺

月は詳ならず。もと城北にありしが、元龜二年泰譽上人城西なる當所に移轉再興せり。故に同上人を開山とす。境内は五百五拾六坪を有し、本堂・庫裏・玄關・書院・座敷・鐘樓・納家・門を存す。外に觀音堂あり。

圓成寺は中町にあり、長泉山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。信濃國の人加藤主計なるもの專稱と法名し、天文五年眞宗に歸依して、同年當國に堂宇を建立せしもの即ち當寺なり。境内は五百拾五坪を有し、本堂・土藏・鐘樓・太鼓樓・門を存す。

梅溪寺

梅溪寺は南町にあり、香峯山と號し、下野國富田曹洞宗大中寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。天和六年清頓の開基、承應元年鐵外和尚の中興なり。岡部美濃守宣勝の母洞仙院の位牌は、もと野州の大中寺にありて、同家より毎年齋米拾俵宛を同寺に寄せられしも、宣勝の岸和田城に入りしより、其の位牌を當寺に轉置せらる。寺の大中寺末たるは之に依れり。爾來岡部家は寺地の租を免じ、寺領五拾石を寄せられしかば、寺觀大に備はりしも、其の後火災に罹りて今は本堂・書院・門のみを存す。境内は五百六拾參坪なり。

天性寺
(新地)

天性寺は同町にあり、護持山朝光院と號し、淨土宗知恩院の末なり。創立の年月は詳ならず。元龜三年得譽泰山の中興にして、謂はゆる蛸地藏菩薩を本尊とす。寺記に依れば、往時岸和田城は同菩薩安置の靈場たりしも、兵亂に遭ひて尊像は空く海中に投棄せられしが、後和田泉守高家の初めて城

郭を構へて據るに及び、建武年中尊像大蛸の頭に駕して海面に現れしかば、高家厚く之を崇敬し、直に城内清淨の地を選び、新に堂宇を建て、安置せり。然るに幾ばくもなくして世は復た戰塵の巷と化し、屢兵燹に罹らんとしければ、鎮護の爲め尊像を濠中に沈めしに、降て天正年中松浦肥前守の城主たるに際し、根來・雜賀の兇徒來りて城を圍むこと最も急なりしとき、一大法師現れて敵陣を蹂躪せしかば、兇徒は爲めに辟易して四方に敗走し、法師も忽然として其の影を失へり。然るに城主は夢告に依りて濠中に地藏の尊像を得、初めて其の大法師は地藏の化身たるを知り、乃ち城内に別殿を造りて之を安置し、且諸人の參拜を許せり。降て元祿年中に至り、同尊像を城外に移さんとするに際し、泰山和尚請ひて寺に安置せしものなりといふ。爾來靈驗ありとて其の名遠近に傳はり、蛸地藏と稱して崇敬せり。天保四年本堂を焼失し、現時の本堂・庫裏は同十年の落成にして、堂は六間に七間半の建築なり、陰曆七月二十三日の兩日に地藏會を行ひ、參者踵を接して頗る雜鬧を極む。住職は代々蛸を食せずといふ。境内は貳百拾坪を有せり。

大字中町・同大工町・同中之濱町・同紙屋町・同大手町・同中北町・同大北町

本地は古來南郡に屬し、もと掃守郷の内にして岸和田濱町と稱す。沿海濱渚の所にして、漁村の漸

次發展し來りしものなるべし。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、獨立して一町を設けしも、同四十四年十二月三十一日限り廢せられて岸和田町の大字となり、大正二年一月一日より字中町を大字中町、字大工町を大字大工町、字中之濱町を大字中之濱町、字紙屋町を大字紙屋町、字大手町を大字大手町、字中北町を大字中北町、字大北町を大字大北町と改稱せられしもの即ち現在の七大字是れなり。

岸和田港

岸和田港は大字大北町にありて、其の形狀恰もレ字の如し。碇繋所の廣袤約五千五百餘坪にして、水深は干潮四五尺・満潮九尺に達し、船舶は西北の風を待ちて入港し、東南の風に方りて出港するを常とせり。茅海の避難港たると共に、當町に於ける海路貨物の吞吐場なり。開築の起原を釋ぬるに、此の沿岸一帯は蘆葦の叢生せる廣漠の沼地を爲し、土民の多くは漁業を以て生活を爲せしも、一定の碇繋所なきが爲め、風波の高きときに際して漁舟の害を蒙るもの尠からざるのみならず、紀州と大坂との中間に避難港なき爲め、海上航走船の風波に破れ人命を殞すこと多かりしかば、領主岡部氏之を慨き、寛政三年浦奉行伴丈左衛門に命じ、海濱の泥沙を疏して波止を築き、蘆葦を刈伐して漁舟の碇繋に易からしめしもの、實に當港の濫觴にして、後藩主の地方役に舟坂久兵衛なるものあり、土木の術に長せしが、文化十四年六月築港の策を按じて岡部氏に請ひ、同役若林喜右衛門・西林權三右衛門と共に工事を督して袖波止を築き、燈臺を設け、且灣内を開掘して文政十三年全部竣成し、初めて港

灣の形を爲し、今の不動崎は當時其の開掘せし土砂の堆積して成れるものなりといふ。安政三年袖波止を撤去して、西方約四拾間の所に移せしは、今の一文字波止の半是れにして、同時に南波止約貳拾間餘を築き、併せて北波止を増築し、明治二年四月領主岡部氏は近郷の人夫を徴し、有志者の義捐金を併せて大に之を浚疏し、堺縣の治下に移りし後は其の認可を得て入津料を徴收し、以て浚疏費に充て、岸和田聯合町村の監理する所となり、港灣擔當員を置きて港務一切を處理せしめ、同十五年聯合町村費及び義捐金を以て浚疏するに際し、大阪府に請願して地方税の補助を受け、同十七年袖波止を延長し、北部波止に接せしめて一文字波止と爲し、尙海波の侵害を防がんが爲めに、西北部の港口を封鎖して新に之を東北に開き、土砂の停淤は爲めに大に減せしと。同二十年南波止貳拾間を西北に延長し、不動崎の北部なる波除石垣を築き、同二十三年南波止拾八間を西北に延長し、爾來毎年府費の補助を得、町費を以て浚疏修治を加へて今に至れるも、避難船の出入及び當町の發展に伴へる出入船の増加は、更に施設の擴張を見るに至るなり。

以上舊岸和田村・岸和田濱町及び岸和田並松町外五ヶ町は、徳川氏の初めより小出播磨守の領地たりしが、元和五年松平周防守の領地に換り、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國

第十五區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まり、同年四月十三日岸和田濱町は其の一番組・岸和田並松町外五ヶ町は其の二番組・岸和田村は其の三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて各町村獨立し、同十七年七月一日岸和田並松町外五ヶ町は第八戸長役場・岸和田濱町は第九戸長役場・岸和田村は第十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字沼町・同筋海町

本地は古來南郡に屬し、もと掃守郷の内にして沼間村と稱せしが、後單に沼に作れり。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、野村・藤井村・別所村と合併して一村を設け、沼野村と名づけて其の大字となり、同四十四年十二月三十一日限り同村廢せられて岸和田町の大字となり、大正二年一月一日より其の一部を大字沼、字筋海町・同瓦屋町・同餌差町を大字筋海町と改稱せられしもの即ち現在の兩大字是れなり。

菅原神社は大字沼町にあり、今は菅原道眞を祀れり。傳へいふ、後村上天皇正平十七年の頃、邑の長に沼間將監なる者あり、性極めて孝なりしが、父久しく病に冒され、百方求治の術を盡すといへど

も効驗なく、命旦夕に迫りければ、かねて信仰せる城州の八坂神社に詣で、神前に宿すること三日、専念老父の平癒を懇禱し、靈夢に感じて歸り、庭内の清地に一社を建て、同社を祀り、晨昏香花を供して祈りしに、神威ありけん父の病は程なく癒えにけり。此のこと遠近に聞えければ崇信する者多く、遂に邑の氏神となり、後天照大神及び八幡大神を別社に祀りて沼天神と稱し、毎年八月十三日を以て祭祀の典を擧げ、天正の兵亂に舞馬の災する所となりて再建せり。慶長年間小出播磨守の領主たるに及び、當社を其の城中に遷せしといへるは、別社に祀れる天照大神と八幡大神ならん。故に本社は異動なく素盞鳴命を祀り來りしが、其の今の社名を爲し祭神を菅原道眞となせしは、明治の後社名祭神の届出に際し、社名の沼天神なるより祭神を菅原道眞なりと斷じ、社名を菅原神社として届出でしに依れるならんといふ。沼村及び岸和田並松町の産土神たりしが、明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十月三十日大字別所字來迎山の村社熊野神社(素盞鳴命・熊野御氣奴尊)、同四十二年七月二十九日南掃守村大字加守字軒の同菅原神社(菅原道眞)・同村大字上松字岡山の同菅原神社(菅原道眞)、同年十月十二日大字野字宮の浦の同八幡神社(別命)・大字藤井字市杵島の同市杵島神社(市杵島姫命)・大字野同藤井立會の同菅原神社(菅原道眞)、同四十二年七月十二日南掃守村大字下松字山下の上の同勝尾神社(不詳)、同村同大字字明神の同嚴島神社(嚴島姫命)を合祀せり。境内は四百六拾貳坪を有し、本殿・拜殿・神饌所・神樂所を存す。氏地は大字沼町・同筋海町及び同並松町、南掃守村大字上松・同加守、土生郷村大字

作才にして、例祭は九月十五日なり。

淨光寺

淨光寺は大字沼町にあり、天頂山と號し、淨土宗西福寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。創立の年月は詳ならず。慶安三年の中興造營なり。境内は壹百貳坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に觀音堂あり、寶曆十二年二月の建造なり。

大將軍塚

大將軍塚は同大字にあり、今は訛して大神宮塚と呼べり、沼間伊賀守正信の墳なり。正信は和田氏の老臣にして、足利氏の時大内義弘參千騎を率ゐて岸城に來寇せしかば、奮戦して之を防ぎしも、戦利あらずして討死し、此に葬られしといふ。

本地は徳川氏の初めより小出播磨守の領地たりしが、元和五年より松平周防守の領地に換り、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十七區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まり、同年四月十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字上野町・同下野町

本地は古來南郡に屬し、もと掃守郷の内にして野村と稱す。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、沼村・藤井村・別所村と合併して一村を設け、沼野村と名づけて其の大字となり、同四十四年十二月三十一日限り同村廢せられて、岸和田町の大字となり、大正二年一月一日其の一部を大字上野町・他の一部を同下野町と改稱せられしもの即ち現在の兩大字是れなり。大字下野町に字十軒町・同葦原町といへるあり。

來迎寺

來迎寺は大字下野町にあり、紫雲山往生院と號し、淨土宗西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和六年十月の創建、玄譽和尚の開山なり。境内は參百四拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

波羅寺

波羅寺は同大字にあり、臨濟宗妙心寺末にして十一面觀世音を本尊とす。創立の年月は詳ならず。もと南近義村大字橋本にありしが、明治二十二年五月十七日當所に移轉し、不皴庵を合併せり。不皴庵は當所の尼寺なりしが、維持の方法に苦み、當寺も亦大破の際なりしを以て、不皴庵に移りて之と合併せしものなり。境内は貳百拾坪を有し、本堂兼庫裏・納家・門を存す。

九雙牛神塚

九雙牛神塚は同大字にあり、五六拾坪許の封土なり。傳へいふ、天祖彥火神海神の女豐玉姬命を娶りて歸り給ひしとき、姫既に孕みて産期近かりしを以て、鷓鴣の羽を聚めて産室を葺かんとして、其

の未だ終らざるに分娩し給ひし産室のありし所なりと。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字沼町・同筋海町に同じ。

大字藤井町

本地は古來南郡に屬し、もと掃守郷の内にして藤井村と稱す。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、沼村・野村・別所村と合併して一村を設け、沼野村と名づけて其の大字となりしが、同四十四年十二月三十一日限り同村廢せられて、岸和田町の大字となり、大正二年一月一日より大字藤井町と改稱せらる。

本地は徳川氏の初めより小出播磨守の領地たりしが、元和五年より松平周防守の領地に換り、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十七區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まり、同年四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第五戸長役場